

設置の趣旨等を記載した書類 目 次

1. 設置の趣旨および必要性	…	P. 1
(1) いわき明星大学の沿革	…	P. 1
(2) 我が国における看護職の量的整備と質的向上の必要性	…	P. 1
(3) 福島県における看護職の量的整備と質的向上の必要性	…	P. 2
(4) 福島県内における看護職養成高等教育機関の不足	…	P. 4
(5) 本学における「看護学部」設置の必要性	…	P. 4
(6) 本学「看護学部」の人材養成像	…	P. 5
(7) 卒業後の進路	…	P. 5
2. 学部・学科等の特色	…	P. 5
3. 学部・学科の名称および学位の名称	…	P. 6
(1) 学部・学科の名称	…	P. 6
(2) 学位の名称	…	P. 6
4. 教育課程の編成の考え方および特色	…	P. 6
(1) 教育課程の編成の方針（カリキュラム・ポリシー（CP））	…	P. 6
(2) 教育課程編成の特色	…	P. 8
(3) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則との対応	…	P. 12
5. 教員組織の編成の考え方および特色	…	P. 13
(1) 教員組織編成の考え方	…	P. 13
(2) 教員組織編成の特色	…	P. 13
6. 教育方法、履修指導方法および卒業要件	…	P. 14
(1) 教育方法	…	P. 14
(2) 履修指導	…	P. 16
(3) 卒業要件	…	P. 18
7. 施設、設備等の整備計画	…	P. 18
(1) 校地、運動場の整備計画	…	P. 18
(2) 校舎等施設の整備計画	…	P. 18
(3) 図書等の資料および整備計画	…	P. 20
8. 入学者選抜の概要	…	P. 21
(1) 入学者選抜の基本的な考え方	…	P. 21
(2) アドミッション・ポリシー（AP）	…	P. 21
(3) 入学試験の種類	…	P. 21
9. 取得可能な資格	…	P. 22
10-1. 実習の具体的計画	…	P. 22
(1) 実習先の確保の状況	…	P. 22
(2) 実習先との契約内容	…	P. 24
(3) 実習水準の確保の方策	…	P. 24
(4) 実習先との連携体制	…	P. 25
(5) 実習前の準備状況	…	P. 25

(6) 事前・事後における指導計画	…	P. 26
(7) 教員の配置および助手の配置ならびに巡回指導計画	…	P. 27
(8) 実習施設における指導者の配置計画	…	P. 27
(9) 成績評価体制および単位認定方法	…	P. 28
10-2. 実習計画の概要	…	P. 28
(1) 実習の基本的な考え方	…	P. 28
(2) 実習目標（実習のねらい）	…	P. 29
(3) 「臨地実習委員会」の設置	…	P. 34
(4) 学生へのオリエンテーションの内容、方法	…	P. 34
(5) 学生の実習参加基準・要件等	…	P. 34
(6) 実習までの抗体検査、予防接種等	…	P. 34
(7) 保険等の加入状況	…	P. 34
10-3. 実習指導体制と方法	…	P. 34
(1) 担当専任教員の配置と指導計画	…	P. 34
(2) 助手の配置と専任教員との連携について	…	P. 34
(3) 各段階における学生へのフィードバックとアドバイスの方法	…	P. 35
10-4. 大学と実習施設との連携体制と方法	…	P. 35
(1) 実習前、実習中、実習後等における調整・連携の具体的方法	…	P. 35
(2) 各施設での指導者の配置状況と連携会議等の開催計画	…	P. 36
(3) 実習中の事故防止対策・事故発生時における対応	…	P. 36
10-5. 単位認定等評価方法	…	P. 36
10-6. 教育課程と指定規則等との対比表	…	P. 36
11. 管理運営	…	P. 36
(1) 大学評議会	…	P. 37
(2) 学部教授会	…	P. 37
(3) 学部長会	…	P. 37
(4) 委員会	…	P. 37
12. 自己点検・評価	…	P. 39
(1) 自己点検・評価の取組	…	P. 39
(2) 自己点検・評価の実施体制	…	P. 39
(3) 認証評価	…	P. 39
(4) 改善活動への取組	…	P. 40
13. 情報の公表	…	P. 40
(1) 公表の取組	…	P. 40
(2) 情報提供媒体および項目	…	P. 41
14. 授業内容等の改善を図るための組織的な取組	…	P. 42
15. 社会的・職業的自立に関する指導等および体制	…	P. 43
(1) 教育課程内の取組	…	P. 43
(2) 教育課程外の取組	…	P. 43
(3) 適切な体制の整備	…	P. 44

1. 設置の趣旨および必要性

(1) いわき明星大学の沿革

本学は、学校法人明星学苑が、福島県いわき市において、地域に必要な人材を高等教育機関で養成するという地元いわき市との共通の目的のもと、昭和 62 年 4 月に理工学部および人文学部をもって開学した総合大学である。今日に至るまで、学部卒業生、大学院修了生あわせて 1 万 3 千人を超える有為な人材をいわき市および福島県を中心に輩出し、地域の発展を担ってきた。

平成 13 年度には人文学部に心理学科を新設、平成 17 年度には理工学部を理学系・工学系を融合させた科学技術学部へ改組、同時に大学院には臨床心理学専攻を設置し、臨床心理士の養成・輩出を目指すとともに、心理相談センターの開設により地域貢献の幅を広げた。さらに平成 19 年度には、福島県における薬剤師不足の解消という地元からの要請に応じて、薬学部の新設を行った。これら学部等の設置・改組をとおして本学は、社会の変化と地域のニーズに適応した大学教育への展開を図ってきた。

平成 23 年 3 月の東日本大震災および福島第一原子力発電所事故の影響を大きく受けた本学は、地域の大学として特色ある教育研究および地域貢献に取り組み、地域の求める人材の養成を積極的に行う大学へとさらに転換を図るため、学部学科構成の抜本的な見直しを行い、平成 27 年 4 月には、科学技術学部の学生募集を停止するとともに、人文学部を改組して地域基盤型職業人養成のための教養学部地域教養学科を設置した。これにより、高度専門職業人の養成機関である薬学部と教養学部の 2 学部体制で再出発することとなった。さらに平成 27 年 9 月には、東京に法人機能を置く「学校法人明星学苑」から分離して、地元いわき市に「学校法人いわき明星大学」を設立し、地域に根ざした新たな学校法人が大学を運営する 1 法人 1 大学体制のもとで、名実ともにいわき市を拠点とした地域に根ざした大学を目指している。

(2) 我が国における看護職の量的整備と質的向上の必要性

今日、保健医療福祉に係るニーズの高度化への対応が求められており、看護職の量的整備と質的向上の双方が課題となっている。

1) 「第七次看護職員需給見通しに関する検討会報告書」

「第七次看護職員需給見通しに関する検討会報告書」(平成 22 年 12 月 21 日)によれば、平成 23 年度の保健師・助産師・看護師の需給見通しは、全国の需要数 1,404,300 人に対して供給数は 1,348,300 人と需給割合(供給見通し/需要見通し)は 96.0%であり、以降、同割合は、平成 24 年度 96.4%、平成 25 年度 97.1%、平成 26 年度 98.0%、平成 27 年度 99.0%と、需要に対して供給が下回る見通しとなっている。【資料 1: 第七次看護職員需給見通し】

このような量的な見通しを踏まえて、同報告書では、「看護職員確保対策の推進」の方策として、「養成促進」「定着促進」「再就業支援」の 3 点を掲げ、特に「養成促進」の中では、「医療の高度化、療養の場や国民のニーズの多様化といった変化に的確に対応することができる資質の高い人材を看護職員として養成していくためには、引き続き(中略)促進策を講じていく必要があるとともに、養成段階において看護基礎教育の質の担保を図

ることが（中略）定着促進にも効果を挙げるものと考えられる」として、質の高い看護職の確保のためには、養成段階における看護基礎教育の質の担保が重要であることが強調されている。このような現状認識において、高等教育機関における看護職養成への期待は極めて大きい。

2) 大学に求められる看護系人材養成の在り方

文部科学省に置かれた「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」は、その「最終報告」（平成 23 年 3 月 11 日）の中で、「人の支援に関わる看護系人材の養成においては、とりわけ教養教育の充実が求められる。看護系人材を養成する学士課程では、この教養教育と看護学分野における専門教育を担うことが期待されているが、後者は一面において職業教育の性格をも併せ持つ。大学における職業教育は、教養教育の基礎の上に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的見地から取り込まれるものである点に特徴がある」としたうえで、学士課程における看護系人材の養成に求められる教育の在り方については、

- 看護を取り巻く幅広い知識体系を学び、社会や環境との関係において自己を理解するための素養や、創造的思考力を育成するための教養教育
- 健康の保持増進・疾病予防を含めた看護師等の基礎となる教育
- 医療の高度化や看護ニーズの多様化等に対応していくための教育
- 専門職としての自発的な能力開発を継続するための能力や看護の向上に資する研究能力の基礎を育成する教育

を充実させることが特に重要であると述べられている。

(3) 福島県における看護職の量的整備と質的向上の必要性

福島県においては、保健医療福祉に係るニーズの高度化への対応とともに、東日本大震災からの復興のためにも県の施策として、看護職の量的整備と質的向上が課題となっている。

1) 福島県医療計画における看護職養成の位置づけ

「第六次福島県医療計画」は、平成 25 年 3 月に福島県によって策定され、福島県の医療分野の基本指針となるものである（計画期間：平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年）。

同計画においては、「平成 23 年 3 月の東日本大震災・原子力災害により、相双（相馬・双葉）医療圏を中心に多くの看護職員が離職したため、保健・医療・福祉の再建に向けて、看護職員の確保及び看護力の向上が課題となっており、看護職員の確保対策に加え、資質向上の取組も推進する必要があります。（中略）18 歳人口の減少や震災の影響等により、県内看護師等養成施設の受験者数の減少や、新卒者の県内就職率のさらなる低下が予測されるため、看護師等の養成や新卒者の県内確保・定着対策について、一層の強化を図る必要があります。また、在宅医療の進展や医療の高度化・専門化に伴うチーム医療の充実を図るため、安全で質の高い看護サービスを提供できる看護職員の確保が求められています」としている。

さらに、県内における看護職の養成については、「准看護師養成所から看護師養成所への移行や看護教育の高等教育化」の支援に努めるとし、県内における看護職の確保とあわ

せて看護職養成の高度化に取り組むことを目標に掲げている。

2) 福島県における看護職員需給計画

同じく平成 25 年 3 月には、福島県における看護職の養成、確保および資質の向上に関する基本指針となる「福島県看護職員需給計画」が福島県によって策定された（計画期間：平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 ヶ年）。【資料 2：福島県看護職員需給計画】

同計画によれば、看護師・准看護師については、基準年である平成 24 年度において、需要数が 20,801 人に対して供給数が 20,958 人と 157 人の供給超過となるものの、それ以降は、供給不足に転じ、平成 25 年度△577 人、平成 26 年度△635 人、平成 27 年度△566 人、平成 28 年度△413 人、平成 29 年度△80 人と、需要に対して供給が下回る見通しとなっている。

こうした需給見通しを受けて、「第六次福島県医療計画」においては、施策目標【資料 3：「第六次福島県医療計画」における看護職員数の数値目標】を掲げており、福島県の人口 10 万人に対して、看護師・准看護師数については、平成 22 年度の 1,123.8 人から平成 29 年度には 1,153.2 人への増加を目指し、また、保健師については、平成 22 年度の 43.3 人から平成 29 年度には 52.4 人への増加を目指すこととしている。

また、都道府県別病院勤務看護職員数（人口 1 万人対看護職員数）【資料 4：医療施設就業者数の状況（平成 25 年全国）】によれば、東北地方は全国の中でも低い水準にあり、その中でも福島県（全国 32 位、74.0 人）は宮城県に次いで低い水準に位置し、全国平均 75.6 人を下回っている。

このような量的見通しとともに、「福島県看護職員需給計画」においては、「看護職員確保対策の基本的な視点」として、「定着化の視点」とあわせて、「資質向上の視点」および「連携・協働の視点」を掲げている。「資質向上の視点」については、「高度化、多様化する保健・医療・福祉ニーズに対応した質の高い看護サービスの提供に向けた看護職員の資質の向上」を図るとともに、「連携・協働の視点」については、「高齢化や在宅医療の進展に対応した看護サービスを展開するための保健・医療・福祉等の分野間の連携およびチーム医療を推進するための他職種との連携・協働」を図ることとしている。

また、看護職の質的向上に対応するために、県内における看護職養成の方向性の一つとして、「看護基礎教育の高等教育化の促進」を掲げ、「医療の高度・専門化に伴う質の高い看護が求められているとともに、看護職を希望する学生の大学志向等の社会情勢を踏まえ、看護師等養成の高等教育化の促進に努めます」としている。

3) 福島県浜通り地区の医療人材の不足

東日本大震災および福島第一原子力発電所事故により、福島県とりわけ浜通り地区（いわき・相馬・双葉）の医療人材の流出、枯渇が著しく、例えば、いわき市の中核病院である市立総合磐城共立病院では、常勤医師数が平成 18 年度の 141 人から平成 27 年度には 115 人にまで減少し、看護師数については平成 23 年度の 716 人から平成 27 年度には 644 人にまで減少しており【資料 5：いわき市議会だより】、同地域で活動する看護師を含めた医療人材の養成はまさに喫緊の課題となっている。

(4) 福島県内における看護職養成高等教育機関の不足

福島県において看護職を養成する高等教育機関は、県北に位置する福島県立医科大学看護学部（入学定員 84 人）のみであり、これからの看護の中核を担う看護職養成高等教育機関が偏在・不足している。

県内高等学校新卒者の看護系大学・短期大学への進学状況【資料 6：県内高等学校新卒者の大学・短大（看護系）への進学状況】、および看護師等養成施設の入学状況の推移【資料 7：看護師等養成施設の入学状況の推移】によると、平成 24 年度以降、卒業生数が減少傾向にある中で県内高等学校新卒者の看護系大学への進学者数は増加傾向にあり、322 人～359 人が進学する一方で、県内の看護系大学に進学するのは 62～77 人に留まって、およそ 240～290 人が県外の看護系大学に流出している状況であり、福島県内における看護職養成高等教育機関の不足を裏づける結果となっている。

(5) 本学における「看護学部」設置の必要性

「全人教育に基づいた、地域社会に貢献できる人の育成」を教育目標に掲げる本学にとって、医療人材、看護職の養成が強く求められている福島県、およびいわき市において、その要請に応え得る看護学部を設置することは、最も優先すべきミッションである。

本学は、教育目標にしたがって、薬学部においては「高度専門職業人」の養成、教養学部においては「地域基盤型職業人」の養成を行っており、看護学部においては「地域に貢献できる看護師の養成」を主目的とし、看護の質的向上を目指す。

本学における看護学部の設置は、薬学部と教養学部を設置する総合大学としての実績のうえに、新たに看護学分野における専門性の高い教育研究を展開するものである。そこでは、既存の教育研究組織との連携を図ることにより、専門的な教育研究に加え、教養教育、医療心理・福祉系専門教育、医療基礎教育を展開することが可能である。また、社会的・職業的自立を促すための初年次教育、キャリア教育、国家試験対策に力を注ぎ、実績を積み重ねてきており、看護学部においても、この教育の方針、ノウハウおよび実績をもとに教育課程を編成するとともに、きめ細かな正課外指導を実施する。

さらに、地域貢献の取り組みとして、心理相談センター、地域連携センター（旧復興事業センター）、ボランティアセンターの各機関が地元地域において、被災者・避難者・学校等に果たしてきた役割や実績に加え、築いてきた信頼関係や連携のネットワークがあり、これらの取り組みの成果は看護教育にも還元することができる。

以上のとおり、本学は、ミッションと教育目標を踏まえ、地元地域との信頼関係をもとに、特長を生かして質の高い看護師の養成を行い、地域の要請に応えるものである。

なお、いわき市および公益財団法人福島県看護協会から看護学部設置に係る要望書が提出されている。【資料 8：要望書（いわき市）】、【資料 9：要望書（公益社団法人福島県看護協会）】

(6) 本学「看護学部」の人材養成像

本学看護学部は、幅広い教養と豊かな人間性を養い、看護職として必要とされる基本的な知識・技能・態度に基づいた看護実践能力を修得するとともに、将来にわたり看護の向上に資するための能力を養い（すなわち ESD: Education for Sustainable Development を実践し）、人々の健康の保持増進に寄与することのできる人材を養成する。

このような人材養成の目的を達成するため、看護学部は、学生に次のような能力を獲得させることを教育目標とし、ディプロマ・ポリシーとして掲げる。

ディプロマ・ポリシー (DP)

1. 広い視野と豊かな教養に基づき、看護の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。
2. EBN (Evidence Based Nursing : 根拠に基づいた看護) に基づき、自律的に看護を実践することができる。
3. 生命の尊厳と人権を尊重する姿勢を身につけ、多職種と連携・協働することができる。
4. 地域の健康課題に関するニーズをとらえ、災害時の援助活動も含め、積極的に地域貢献できる能力と態度を身につけている。
5. 看護専門職として科学と看護の進展に対応するために、生涯にわたって持続可能な主体的学修ができる。

(7) 卒業後の進路

看護学部においては、人材養成像に基づいて、東日本大震災および福島第一原子力発電所事故からの復興に寄与するために、地元いわき市をはじめ、地域医療で活躍する人材を養成するものである。

卒業後は、地域医療を支える看護職として次の進路が想定される。

- 病院
- 診療所
- 訪問看護ステーション
- 保健所・保健センター

2. 学部・学科等の特色

本学看護学部は、平成 17 年 1 月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」に示された各種機能「①世界的研究・教育拠点 ②高度専門職業人養成 ③幅広い職業人養成 ④総合的教養教育 ⑤特定の専門的分野の教育・研究 ⑥地域の生涯学習機会の拠点 ⑦社会貢献機能」における「⑤特定の専門的分野の教育・研究」「⑦社会貢献機能」の 2 機能を主として併有する学部として設置するものである。

本学の使命は、福島県いわき市に所在する大学として、地域に貢献できる人材を養成し、それによって地域の発展、特に震災被害を受けた福島県の復興に寄与することである。

看護学部は、その使命の達成に向けて本学の教育目標により即し、いわき市を中心とした地

域医療分野において、活躍し得る人材を養成するものである。

なお、本学看護学部では、看護師の養成に加えて、保健福祉活動や保健予防活動を通じて地域社会の保健医療福祉の向上に寄与することのできる保健師も養成する。(定員 20 人/選択制)

具体的には、健康課題を生活者の視点でとらえ、いわき市保健所や地域包括支援センター、県設置の保健所、周辺自治体での多職種連携を通じて展開される保健活動について理解し、地域で生活している個人・家族・集団・地域を対象とした健康の維持・増進活動を展開することのできる人材を養成する。

3. 学部・学科の名称および学位の名称

(1) 学部・学科の名称

本学看護学部の中心となる学問分野は「保健衛生学関係（看護学関係）」とし、学部・学科の名称については、学部の趣旨、教育研究分野、国際的通用性の観点から教育研究目的を的確に表している「看護学部看護学科」とする。学部の英訳名称は「Faculty of Nursing」、学科の英訳名称は「Department of Nursing」とする。

(2) 学位の名称

学位の名称については、学部の趣旨、教育研究分野、学部・学科構成および名称を踏まえ、「学士（看護学）」とし、英訳名称は「Bachelor of Nursing」とする。

4. 教育課程の編成の考え方および特色

(1) 教育課程の編成の方針（カリキュラム・ポリシー（CP））

本学看護学部は、1.（6）に掲げた教育目標（ディプロマ・ポリシー（DP））を達成するために、以下の教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー（CP））に基づいて、教育課程を編成する。

広い視野と豊かな教養を養うために【全学共通教育科目】を配置し、看護職として必要な基礎的知識、看護実践力を修得するために、【専門教育科目】を【専門基礎分野】、【専門分野】、【統合分野】に区分し、体系的に学修することができるように編成する。

【専門基礎分野】は、【専門分野】を学修するための基本的な知識を修得する。【専門分野】においては、第一層【看護実践基盤学科目】、第二層【生涯発達看護学科目】、第三層【健康生活看護学科目】の3つに大別している。

まず初めに、第一層の【看護実践基盤学科目】では、看護対象者を“こころ”と“からだ”を切り離すことができない存在ととらえ、ライフサイクル上にある尊厳ある個人であり、対象特性にあわせた適切な看護の実践が必要であることを理解したうえで、看護における基礎的な理論や基本的な看護技術を理解・修得することを目的とする。

次に、第二層の【生涯発達看護学科目】では、【看護実践基盤学科目】で学んだ対象のとらえ方に基づいて、人間の生涯発達の連続性を打ち出し、教育内容として、ライフサイクル上のある時期（小児、成人、妊産褥婦、老年）における健康特性および特徴的な健康問題と、それらに特化されるこころのあり方についての順序性・連続性、それぞれの発達段階に適した健康支援の必要性を理解・修得する。

第三層の【健康生活看護学科目】では、【生涯発達看護学科目】における人々の健康特性を理解したうえで、各発達段階において健康が障害されるメカニズムや、健康障害が人々に及ぼす影響と科学的思考に基づく看護問題の把握、問題解決に資する理論や看護援助技術について理解・修得することにより、科目間の有機的なつながりを具現化し、専門的知識の確実な定着を図る。

そのうえで、看護実践へ繋がる統合力を身につけた看護師を養成するために〔統合分野〕を置く。

【統合分野】は、【地域養生看護学科目】、【看護の統合と実践科目】の2つに分け、【地域養生看護学科目】では、【健康生活看護学科目】で修得する知識、技能に基づき、生活する場所に応じた看護問題の把握の方法および課題解決の支援、地域コミュニティ、行政組織との関わり方について学修し、【看護の統合と実践科目】では、看護にかかわる今日的なトピックスや地域特性を踏まえた科目を学修し、最終的にディプロマ・ポリシーに掲げる看護実践力のある看護師を養成することができる。

また、本教育課程は、「累進型」ではなく、「くさび型」を導入し、先述の第一層が第二層に、第二層が第三層に漸進的に組み込まれ、初年次から看護専門教育への動機づけを行い、実践力の高い看護学士の養成を意図しており、これらの3つの学修層により学修の順序性を逸脱することなく体系的な教育課程となっている。

なお、指定規則上の領域区分を「教育課程」に明記し、各領域の学修の順序性を明確にした。

1. 1年次に、全学共通教育科目の初年次教育科目とリテラシー教育科目を配置し、速やかな大学教育への導入を図り、看護職を目指して主体的に学んでいく自覚を育むとともに、社会人基礎力を涵養する。(DP5 に対応)
2. 1年次から4年次に、全学共通教育科目の一般教養科目、外国語科目、健康・スポーツ科目を配置し、看護の担い手としてふさわしい広い視野と豊かな教養を身につける。(DP1 に対応)
3. 専門教育科目として、1、2年次を中心に専門基礎分野を配置し、必要な基本的知識を修得する。(DP5 に対応)
4. 専門教育科目の専門分野と統合分野については、基礎看護学・精神看護学・成人看護学・母性看護学・小児看護学・老年看護学・在宅看護学の各分野の科目を、ライフサイクルや学修の深度に基づいて、【看護実践基盤学科目】【健康生活看護学科目】【生涯発達看護学科目】【地域養生看護学科目】の4つの学修カテゴリーと【看護の統合と実践科目】に再構築する。なお、4つの学修カテゴリーにおいて学修し、身につける力は以下のとおりである。
 - 1年次から2年次に、【看護実践基盤学科目】を置く。人間を心身一如の存在としてとらえ、基礎・精神・成人看護学を連関させた観点から、内容的には看護学基礎における基本的援助技術、社会的個人としての人に関わるための方法、ならびに看護的・科学的思考プロセスについて、統合的に学修する。将来看護職に就くためのアーリー・エクスポージャーの位置づけである。(DP1・2・5 に対応)

- 1年次後期に【生涯発達看護学科目】を置く。【生涯発達看護学科目】では、ライフサイクルの観点から、成人・母性・小児・老年それぞれの成長・発達段階の特徴とそれに伴う健康特性および健康課題について理解を深めるとともに、各発達段階に適した健康支援方法について学修する。(DP2・3・5に対応)
- 1年次後期、2年次前期に【健康生活看護学科目】(導入科目群)を置き、精神・成人・母性・小児・老年看護学への導入を図る。内容的には各分野の概論であるが、人間の心身の健康・生活に関わる相互に関連した科目である。(DP2・5に対応)
- 2年次後期に、【健康生活看護学科目】(発展科目群)を置く。【健康生活看護学科目】(導入科目群)での各分野の概論、および【生涯発達看護学科目】でのライフサイクルの立体的理解を基盤として、各発達段階において健康障害が起きるメカニズムや特徴的な健康障害について学修するとともに、科学的思考に基づいて看護課題を把握する方法や課題解決に資する理論・援助技術について学修する。(DP2・5に対応)
- 3年次には、【健康生活看護学科目】(臨地実習科目群)を置く。1、2年次に修得した知識をもとに、精神・成人・母性・小児・老年と一連の臨地実習を行い、自律的な看護実践能力、および多職種と連携・協働する能力を養う。(DP2・3・4・5に対応)
- 2、3年次には、【健康生活看護学科目】と並行して、【地域養生看護学科目】を学修する。【健康生活看護学科目】で修得する知識・技能に基づき、居宅あるいは療養施設等、生活する場所に応じた看護課題の把握方法について学ぶとともに、課題解決のための支援や、地域コミュニティ、行政組織との関わり方について学修する。(DP3・4に対応)
- 3、4年次に、【看護の統合と実践科目】を配置し、看護に関わる今日的なトピックスや地域特性を踏まえた課題の学修をとおして、これまで修得した看護学の知識・技能の統合を図る。(DP4に対応)
- 3年次に「看護研究」を、4年次に「卒業研究」を配置し、将来にわたり自己研鑽を継続し、看護実践のための専門性を発展させ、自発的な能力開発を継続する能力や、学士課程教育レベルとしての基礎的な研究能力を育成する。(DP5に対応)

5. 3、4年次に、保健師国家資格取得希望者(定員20人/選択制)を対象に、保健師養成課程科目を配置する。(DP4に対応)

以上のカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程の概要は次のとおりであり、科目区分ごとの教育課程は【資料 10：いわき明星大学看護学部カリキュラム】のとおりである。

大区分	中区分	小区分
全学共通教育科目	初年次教育科目	—
	リテラシー教育科目	—
	外国語教育科目	—
	一般教養科目	人文科学分野 社会科学分野 自然科学分野
	健康・スポーツ教育科目	—
専門教育科目	専門基礎分野	—
	専門分野	看護実践基盤学科目
		生涯発達看護学科目
		健康生活看護学科目
	統合分野	地域養生看護学科目 看護の統合と実践科目
保健師養成課程科目	—	—

(2) 教育課程編成の特色

本学は、次の 5 点を教育内容・教育方法の柱とした教育を行っている。看護学部もこれに基づき、教育を展開する。

- 大学で学ぶ意識を高めるアクティブラーニング形式の初年次教育
- さまざまな学修歴をもつ学生に対応した効果的な基礎教育
- 時代を見据え、地域に根ざし、体験をとおして学ぶ専門教育
- 専門を超えた探究心と充実した心身を育む教養教育
- きめ細かな個別指導と快適な自習環境の提供による学修支援

1) 全学共通教育科目

看護職は、人の支援に関わる専門職であることから、学士課程における看護職の養成においては、広い視野と豊かな教養の学修が求められている。本学においては、全学共通教育科目として、学部を問わず、卒業後、地域社会や国際社会で活躍するために必要とされる知識・技能・教養を柱に、確かな基礎力を育成する教育プログラムを実施している。領域別に初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、一般教養科目、健康・スポーツ教育科目の 5 つの科目区分を設け、幅広く授業科目を配置する。全学共通教育科目は本学の目指す地域に貢献できる職業人の基盤を形成するものであり、専門分野の学修を深めていくための土台づくりを担っている。

① 初年次教育科目

速やかな大学教育への導入を図るとともに、入学早期から看護職を目指して自ら学んでいく自覚を養う目的で、1 年次前期に「フレッシュャーズセミナー」1 科目 2 単位を配置し、必修とする。

② リテラシー教育科目

大学生活・社会生活を送るうえで身につけておくべき基本的な技能を育成することを目的とし、「日本語リテラシー」および「コンピュータリテラシー」の2科目2単位を1年次必修とする。

③ 外国語教育科目

英語、中国語、韓国語の科目を配置する。「英語 A1」「英語 A2」「英語 B1」「英語 B2」の4科目4単位を1年次必修とし、「英語 C1」および「英語 C2」の2科目2単位を2年次以降の必修とする。中国語科目および韓国語科目については、選択科目とする。

④ 一般教養科目

一般教養科目として、人文科学分野8科目（「心の科学」「倫理学の世界」等）、社会科学分野8科目（「災害からの復興」「ジェンダー論」等）、自然科学分野6科目（「健康と薬」「食品の科学」等）を配置している。看護学部では、1年次から4年次の間に各分野から1科目2単位（合計3科目6単位）を選択必修とし、領域的にも学年配当からも偏りのない教養教育を行う。

⑤ 健康・スポーツ教育科目

健康に関する理解を深め、学生が自らの健康を保持増進することを目的とする。「健康の科学」1科目2単位を1年次必修とし、「健康・スポーツ 1」「健康・スポーツ 2」の2科目2単位を1年次以降の必修とする。

2) 専門教育科目

学士課程においては、看護職に就くために必要な基礎的知識や実践能力を身につけることが求められている。本学においては、専門教育科目を専門基礎分野、専門分野、統合分野の3つに区分し、看護職として必要な基礎的知識、実践能力を修得することができるように体系的に編成する。

① 専門基礎分野

専門教育科目における専門基礎分野では、専門分野を学修するための基本的な知識として、健康や疾病を理解するための基礎的な医学関連科目を学び、科学的思考に基づいた判断力や課題解決能力を涵養するとともに、保健や福祉等の社会基盤における看護学の位置づけについても理解を深めるために必要な科目を配置している。

まず、人体の構造と機能について学修するために、「人体の構造と機能 1」「人体の構造と機能 2」「生化学」「人間栄養学」「微生物学」「薬理学」「臨床心理学」の7科目13単位をそれぞれ1年次、2年次に配置し、必修とする。

次に、人体の機能や器官ごとに、病因・病態や症状の特徴、必要な治療について学修するために、「疾病治療論 1」「疾病治療論 2」「疾病治療論 3」の3科目5単位をそれぞれ1年次、2年次、4年次に配置し、必修とする。

なお、専門教育科目への順序性を考慮し、「人体の構造と機能 1」「人体の構造と機能 2」「生化学」「微生物学」を1年次前期、「人間栄養学」「薬理学」を1年次後期、「臨床心理学」を2年次前期に配置している。

さらに、保健医療福祉の制度や理念、人々の健康を保持増進するための地域社会の役

割、社会環境の変化に伴い看護職に必要とされる知識・能力について学修するために、「社会福祉学」「公衆衛生学」の2科目4単位を2年次に配置し、必修とするとともに、「保健統計学」「疫学」「保健医療福祉行政論」については、保健師養成にも係る展開的な内容であることから、2年次から3年次にかけて配置し、3科目6単位から1科目2単位を選択必修とする。

また、放射線に関する基本的な知識を学修するために「放射線と環境」と「放射線と人体」の2科目2単位をそれぞれ1年次と2年次に配置し、必修とする。

② 専門分野

本学看護学部では、基礎看護学・精神看護学・成人看護学・母性看護学・小児看護学・老年看護学の各分野の科目は、それぞれが1科目として完結するものではなく、看護学の原理原則を共有し、相互に関連し合いながら、看護職に必要な資質を育み、専門的知識として定着していくものであるとの考えに立ち、相互の関連性を顕在化させる教育課程編成をとる。すなわち、看護学の従来各分野の科目を、ライフサイクルや学修の深度に基づいて、【看護実践基盤学科目】【生涯発達看護学科目】【健康生活看護学科目】に編成する。

【看護実践基盤学科目】では、“こころ”と“からだ”を切り離すことができない存在ととらえ、看護対象はライフサイクル上にある尊厳ある個人であり、対象特性にあわせた適切な看護の実践が必要であることを理解したうえで、看護における基礎的な理論や基本的な看護技術を理解・修得する。

【生涯発達看護学科目】では、看護実践基盤学で学んだ対象のとらえ方に基づいて、人間の生涯発達の連続性を打ち出し、教育内容として、ライフサイクル上のある時期(小児、成人、妊娠褥婦、老年)における健康特性および特徴的な健康問題と、それらに特化されるこころのあり方についての順序性・連続性を理解し、それぞれの発達段階に適した健康支援の必要性を理解・修得する。

【健康生活看護学科目】では、生涯発達看護学における人々の健康特性を理解したうえで、各発達段階それぞれにおいて健康が障害されるメカニズムや健康障害が人々に及ぼす影響および科学的思考にもとづく看護問題の把握、問題解決に資する理論や援助技術について理解・修得することにより、科目間の有機的つながりを具現化し、専門的知識の確実な定着を図る。

i) 【看護実践基盤学科目】

看護の対象である人間を、“こころ”と“からだ”を切り離すことのできない「心身一如」の存在としてとらえ、また、看護対象が、生まれてから老人に至るまでのライフサイクル上の一時点にいる社会的個人であるということを理解し、その尊厳ある対象者であることを常に意識した看護活動ができる人材育成を目的とした看護学の基礎を学修する科目として位置づける。

そして「人のこころの健康」および具体的対象者として「健康課題を有しながら生活する人」という視点を取り入れ、対象特性にあわせた適切な看護を實踐できるように必要とされる看護における基本的な理論や基本的な看護技術を理解・修得する。

看護学の基礎理論として「看護実践基盤学Ⅰ（看護学原論）」1科目2単位を1年次前期に配置し、その履修及び専門基礎分野の1年次前期配当科目の履修を踏まえた「看護実践基盤学Ⅱ（コミュニケーション）」「看護実践基盤学Ⅲ（アセスメント技術）」「看護実践基盤学Ⅳ（生活援助技術）」「看護実践基盤学Ⅴ（診療補助技術）」「看護実践基盤学Ⅵ（看護過程）」の5科目10単位を1年次後期または2年次前期に配置する。「看護実践基盤学実習（基礎）1」1科目1単位は1年次後期に、「看護実践基盤学実習（基礎）2」1科目2単位は2年次前期に配置し、これらすべての科目を必修とする。

ii) 【生涯発達看護学科目】

【生涯発達看護学科目】では、人間が、生まれてから老人に至るまでのライフサイクル上の一時点、すなわち小児、成人、妊娠褥婦、老年といった特定の時期にある生活者としてとらえ、人体のつくりとはたらきに基づいてその心身発達上の特徴とともに健康特性および特徴的な健康問題を連続線上でのとらえ方を身につける。「生涯発達看護学（成人）」「生涯発達看護学（母性）」「生涯発達看護学（小児）」「生涯発達看護学（老年）」の4科目4単位を1年次後期に配置し、必修とする。

iii) 【健康生活看護学科目】（導入科目群）

精神看護学・成人看護学・母性看護学・小児看護学・老年看護学への導入を図る。内容的には各分野の概論であるが、人間の心身の健康・生活に関わる相互に関連した科目として学修する。「健康生活看護学（精神概論）1」の1科目1単位を1年次後期に配置し、また「健康生活看護学（精神概論）2」「健康生活看護学（成人概論）」「健康生活看護学（母性概論）」「健康生活看護学（小児概論）」「健康生活看護学（老年概論）」の5科目5単位を2年次前期に配置し、必修とする。

iv) 【健康生活看護学科目】（発展科目群）

【健康生活看護学科目】（導入科目群）での各分野の概論、および【生涯発達看護学科目】でのライフサイクルの立体的理解を基盤として、各発達段階において健康障害が起きるメカニズムや特徴的な健康障害について学修するとともに、科学的思考に基づいて看護課題を把握する方法や課題解決に資する理論・援助技術について学修する。「健康生活看護学（精神援助）」「健康生活看護学（成人・急性期）」「健康生活看護学（成人・周手術期）」「健康生活看護学（成人・慢性期）」「健康生活看護学（成人・回復終末期）」「健康生活看護学（母性援助）」「健康生活看護学（小児援助）」「健康生活看護学（老年援助）」の8科目12単位を2年次後期に配置し、必修とする。

v) 【健康生活看護学科目】（臨地実習科目群）

1、2年次で修得した知識をもとに、精神・成人・母性・小児・老年と、一連の臨地実習を行う。実習は小グループ単位でのローテーション形式で実施する。「健康生活看護学実習（老年）1」1科目1単位を2年次後期に、「健康生活看護学実習（精神）」「健康生活看護学実習（成人）」「健康生活看護学実習（母性）」「健康生活看護学実習（小児）」「健康生活看護学実習（老年）2」の5科目15単位を3

年次に配置し、必修とする。

③ 統合分野

i) 【地域養生看護学科目】

【健康生活看護学科目】において修得する対象のとらえ方および知識・技能に基づき、居宅あるいは療養施設等、生活する場所に応じた看護課題の把握の方法について学ぶとともに、課題解決のための支援や、地域コミュニティ、行政組織との関わり方について学修する。「地域養生看護学（在宅概論）」「地域養生看護学（在宅援助）」「地域養生看護学実習（在宅）」の3科目6単位を2年次から3年次に順に配置し、必修とする。

ii) 【看護の統合と実践科目】

看護に関わる今日的なトピックスや地域特性を踏まえた科目を、3年次から4年次にかけて学修する。「看護倫理」「チーム医療」「看護マネジメント」「医療安全」「国際看護活動論」「看護学シミュレーション」「看護援助技術レファレンス」「看護学統合実習」の8科目10単位を配置して必修とするのに加え、災害からの復興を進めている福島県にある看護学部で学修すべき科目として「放射線と健康支援」「災害看護」「災害看護演習」「訪問看護マネジメント」の4科目4単位を配置し、必修とする。

看護学における発展的な内容となる「リハビリテーション看護論」「コンサルテーション論」「緩和ケア」「クリティカルケア」の4科目4単位は4年次に配置し、2科目2単位を選択必修とする。また、将来にわたり自己研鑽を継続し、看護実践のための専門性を発展させ、自発的な能力開発を継続する能力や、学士課程教育レベルとしての基礎的な研究能力を育成することを目的として、3年次後期に「看護研究」1単位を、4年次に「卒業研究」2単位を配置し、必修とする。

3) 保健師養成課程科目

保健師養成課程科目は、「指定規則」上の公衆衛生看護学に対応し、個人・家族・集団・組織の健康増進や改善に関する基本的な考え方を学修することを目標とし、「公衆衛生看護学概論」「公衆衛生看護方法論 1」「公衆衛生看護方法論 2」「公衆衛生看護活動論」「学校保健・産業保健」「公衆衛生看護管理論」「公衆衛生看護学実習 A」「公衆衛生看護学実習 B」の8科目17単位を自由科目として配置する。

なお、保健師養成課程科目は、保健師国家資格取得を目指す場合は必修科目とする。

(3) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則との対応

本学看護学部の教育課程と、「指定規則」に定める教育内容および単位数の対比は、「教育課程と指定規則との対比表」【資料 11：教育課程と指定規則との対比表（看護師）】、【資料 12：教育課程と指定規則との対比表（保健師）】のとおりであり、指定規則に定める教育内容および単位数を満たしている。

5. 教員組織の編成の考え方および特色

(1) 教員組織編成の考え方

大学全体として、教員の採用においては、教育目標を達成するために編成された教育課程において必要な専門分野の研究をとおして教育を行い、研究成果を地域社会に供与し、大学の諸活動に積極的に参加する人材という基準のもとに選考している。また、全学的に年齢・性別・専任教員の比率において、バランスのとれた教員組織が望ましいとの考えも共通している。なお、専任教員については、可能な限り、福島県出身の教員を採用し、福島県出身の教員は13人（全体の約43% ※助手を除く）であり地域医療で活躍する人材を養成できる体制を整えている。看護学部の教員組織は、大学設置基準上の12人以上（うち教授6人以上）の教員を必要とすることを基本として、全体で30人の専任教員組織とする。あわせて、助手5人を配置する。

(2) 教員組織編成の特色

1) 教員の配置状況

専任教員の領域ごとの配置状況は、専門基礎分野3人、専門分野22人（基礎看護学3人、成人看護学5人、老年看護学3人、小児看護学3人、母性看護学4人、精神看護学4人）、統合分野2人、保健師養成課程3人であり、各領域の概論等の主要な科目を教授に担当させる等、適切に教員を配置している。

また、臨地実習指導において、学生グループ1つにつき専任教員1人を配置し、授業運営にも支障がないよう体制を整えている。【資料13：専門分野と専任教員の配置】

2) 教員の取得学位

取得学位については、博士15人、修士14人、学士1人で、教員組織全体では50%が博士の学位を取得し、約47%が修士の学位を取得している。

3) 教員の年齢構成

完成年度における教員の年齢構成は、教授は「40～49歳」1人、「50～59歳」2人、「65～69歳」4人、「70歳以上」5人、平均年齢は66.0歳である。准教授は「50～59歳」2人、「60～64歳」2人、平均年齢は60.5歳である。講師は「40～49歳」2人、「50～59歳」2人、「60～64歳」1人、「65～69歳」1人、平均年齢は54.0歳、助教は「30～39歳」1人、「40～49歳」1人、「50～59歳」3人、「60～64歳」3人、平均年齢は53.3歳となっている。

本学の定年は、「学校法人いわき明星大学定年規程」【資料14：学校法人いわき明星大学定年規程】により、教育職員は65歳と規定している。ただし、教育職員のうち、平成23年3月31日までに就任した者は70歳と定めている。

なお、看護学部では学年進行中に9人の教員が定年を迎えるが、完成年度まで雇用を継続する。

また、完成年度に定年を迎える教員の補充については、学長を中心として「教員人事在り方検討委員会」で、本学における将来構想と長期的な教員採用計画を立てて実施するこ

ととしており、教員組織の継続性は担保されている。

4) 教員の負担への配慮

専任教員の教育、研究、社会活動およびその他学内公務等の負担への配慮については、専任教員の担当科目数および担当単位数が極端に多くなることのないように、担当授業科目をバランス良く配置し、過度の教育負担のないように努めている。そのため、専任教員の年間担当科目数および年間担当単位数は、最も多い教員でも 13 科目、19 単位であり、最も少ない教員は 5 科目、8 単位、平均では 8.6 科目、12.5 単位となっている。

また、学内授業と臨地実習との関係については、教員間で学内授業と臨地実習を適切に共同担当し、教員の負担に十分配慮したローテーションを組むことにより、教員の諸活動に影響のないように運営を行う。

5) 教員への研究支援

看護学部の研究分野は看護分野を主とする。教員研究費として教授、准教授、講師、助教に年間 15 万円を支給し、着任初年度においては研究体制を整備するために別途 10 万円を支給している。また、競争的学内研究資金制度も具備している。なお、科学研究費補助金をはじめとする競争的外部研究資金等の申請を支援する体制を整備し、研究活動の充実を図る。他学部との分野横断的（医療心理、薬学、福祉、ICT 等）共同研究体制も整っている。

6. 教育方法、履修指導方法および卒業要件

(1) 教育方法

1) 授業の方法

看護学部における授業方法は、知識の理解を目的とする教育内容については、講義形式を中心とした授業形態をとるとともに、態度・志向性および技術や技能の修得を目的とする教育内容については、演習形式、若しくは演習形式を中心とした講義による授業形態をとることとし、また、理論的知識や能力を実務に応用する能力を身につけることを目的とする教育内容については、実習形式による授業形態をとることとする。

2) 学生数の設定

授業の内容に応じた学生数の設定については、授業科目ごとの授業形態に即した教育目的を効果的かつ確実に達成するために、講義形式は 40 人から 80 人、演習形式は 40 人、実習形式は 6 人から 7 人を基本とし、適宜さらにクラスをグループに分け、教育効果を高めるよう配慮する。

3) 配当年次

配当年次は、体系的な学修が可能となるように、専門教育科目においては、専門分野の教育内容ごとに、知識、技能、態度といった授業の内容と科目間の関係や履修の順序に留意するとともに、単位制度の 4 年間における制度設計の観点を踏まえて、特定の学年や学

期において偏りのある履修登録がなされないように配慮した配当としている。

4) 履修科目の登録上限

単位制度の実質化の観点を踏まえ、学生の主体的な学修を促し、教室における授業と教室外の学修を合わせた充実した授業を展開することにより学修効果を高めるために、履修単位数の上限（CAP）を年間 45 単位とする。

5) 厳格な成績評価

本学では次のとおり、アセスメント・ポリシーを策定し、卒業時における学生の質を確保する観点から、予め学生に対して各授業における学修目標やその目標を達成するための授業の方法、計画等を明示したうえで、成績評価基準や卒業認定基準を提示する。これに基づき、厳格な成績評価を行うとともに、既設学部と同様に、学生の学修進度を把握し、効果的な学修指導を行うために GPA 制度を実施する。

アセスメント・ポリシー

本学では、教育の成果を可視化し教育改善を恒常的に実施する目的で、3つのポリシーに即した独自の評価指標を設定し、それに基づいて学生の学修成果を測定・評価する。測定・評価は、学生の入学時から卒業後までを視野に入れ、機関（大学）レベル、教育課程（学部・学科）レベル、科目（個々の授業）レベルの3つのレベルにおいて、多面的に行うことを旨とし、各時点・各レベルに以下のような指標を設ける。

	入学生	在学生	卒業生
機関レベル	<ul style="list-style-type: none"> 各種入学試験 満足度調査 	<ul style="list-style-type: none"> 学内スクール受講者数 課外活動状況 満足度調査 退学率 休学率 	<ul style="list-style-type: none"> 学位授与数 就職率 専門領域への就業率 進学率 満足度調査（卒業時） 卒業生へのアンケート調査 雇用者へのアンケート調査
教育課程レベル	<ul style="list-style-type: none"> 各種入学試験 	<ul style="list-style-type: none"> GPA 成績分布状況 修得単位数 外部テスト 学修行動調査 ジェネリックスキル調査 進級率 転部転科率 	<ul style="list-style-type: none"> 看護師・保健師国家試験合格率・合格者数 薬剤師国家試験合格率・合格者数 教員採用試験合格率・合格者数 公務員採用試験合格率・合格者数 日経 225 構成企業採用数 資格取得率・取得者数
科目レベル	<ul style="list-style-type: none"> アセスメントテスト 	<ul style="list-style-type: none"> 成績評価（テスト・ルーブリック） 学修履歴（ポートフォリオ） アセスメントテスト 学外実習評価 成績分布状況 授業評価アンケート 	

(2) 履修指導

人材養成目的を達成するために、以下のような履修指導を行う。

1) ガイダンスと履修指導の実施

新入生には入学直後のガイダンスで、教育目的、教育課程、卒業要件および授業実施計画について詳細に説明したうえで、履修指導を行う。その後、4年次に至るまで、各学期の始めに、学年別の全体ガイダンスを実施するのに加え、一人ひとりの学生に対して個別に学生面談を行う。これらをとおして、学年や学生に応じたきめ細かい履修指導を継続的に実施していく。また、学生面談の結果は、Web上の「学生カルテ」に記録し、教職員で情報を共有する。

2) シラバスの作成

すべての授業科目についてシラバスを作成し、当該授業科目の目標および教育課程における位置づけ、各回の授業内容、各回において学生が身につけるべき能力（到達目標）、準備学習、テキスト、評価方法を明示する。これらにより、単位制度の趣旨に照らして適切な学修が行われるよう、また、主体的に学修に取り組むことができるよう促すとともに、評価の透明性を担保する。

3) 履修モデルの提示・指導

学生の卒業後の進路や、卒業後看護職としての専門性をどのように発展させていくかを踏まえて、「看護師養成」「保健師養成」の履修モデル【資料 15：看護学部履修モデル（看護師）】、【資料 16：看護学部履修モデル（保健師）】を提示し、履修指導を行う。

4) 実習要項の提示

領域ごとに「臨地実習要項」を作成し、各実習の目的、具体的な教育目標、実習内容等を学生に明示し、学生がこれらを十分理解したうえで実習に臨むことができるよう指導を行う。なお、臨地実習科目を履修するための前提となる授業科目について臨地実習要項において提示し、臨地実習前に必要な知識等を確実に身につけることができるよう指導する。

5) 研究倫理審査体制

本学には、既に薬学部ならびに人文学研究科臨床心理学専攻が設置されていることもあり、すでに全学的な研究倫理審査体制が整備されている。その内容は、「いわき明星大学研究倫理委員会規程」【資料 17：いわき明星大学研究倫理委員会規程】に定められており、委員会は学長が指名する副学長または学部長、各研究科の研究科長、心理相談センター長、地域連携センター長、その他学長が必要と認める者若干名で構成されている。所管事項は、（1）いわき明星大学の研究倫理に関する基本方針の策定、（2）研究計画の審査、（3）その他研究倫理について必要な事項の審議、としており、平成 27 年度には 6 度開催し、審査件数は 15 件であった。研究の倫理審査について必要な事項については、「いわき明星大学研究倫理審査に関する内規」【資料 18：いわき明星大学研究倫理審査に関する内規】に定めており、申請、審査および判定、決定や予備調査等、研究倫理審査の手続きを規定している。

また、学生が人を対象とした研究を行うことを想定し、3 年次後期に担当した「看護研究」において研究における倫理的配慮を取り上げ、研究遂行に伴う倫理的問題とそれらへの配慮について説明できることを到達目標としており、4 年次に担当した「卒業研究」を履修する前に研究倫理について学修する。なお、学生が研究倫理の申請を行う際には、予め、当該研究の担当教員の承認を得なければならないこととしており、申請に当たっては、担当教員が申請書の作成を指導する。

6) 保健師養成課程

保健師養成課程における履修指導方法は、学生募集時の広報とあわせて、入学時および2年次の履修ガイダンスにおいて、保健師養成課程の概要、履修人数、選抜時期、選抜基準、履修料について周知したうえで、学生に対し履修希望調査を実施するとともに、履修指導体制を整備する。

なお、保健師養成課程履修者の選抜については、別紙のとおりとする。【資料 19：保健師養成課程履修者の選抜要項】

(3) 卒業要件

看護学部卒業要件単位は124単位以上と定める。科目区分ごとの卒業要件単位は以下のとおりとする。

科目区分	必修	選択必修	計
全学共通教育科目	14 単位	6 単位	20 単位
専門教育科目（専門基礎分野）	24 単位	2 単位	26 単位
専門教育科目（専門分野・統合分野）	76 単位	2 単位	78 単位
合計	114 単位	10 単位	124 単位

なお、保健師国家試験受験希望者は卒業要件を満たしたうえで、保健師養成課程科目の8科目17単位を修得する。

7. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

本学の校地面積は456,353.86㎡であり、うち校舎敷地は、145,860.00㎡を有している。校舎敷地には本館、2号館、3号館、図書館・学習センター、児玉記念講堂、6号館、体育館、厚生館、地域交流館、薬学部棟等の校舎等を配置し、また、学生の休息その他の利用のために、緑地や憩いの広場等を整備している。

校舎敷地の北側には、運動場用地（53,000.00㎡）を確保し、この用地において、屋外運動施設として陸上競技場、野球場、テニスコート10面等を整備している。これらの施設は、全学共通教育科目の「健康・スポーツ教育科目」で利用しているほか、学生の課外活動においても活用されている。

看護学部においてもこれらの校地、運動場等を引き続き使用する計画である。

(2) 校舎等施設の整備計画

本学の校舎の総面積（基準内）は44,652.15㎡あり、既設学部の教養学部、人文学部、薬学部、科学技術学部が利用している。

今回の看護学部の設置にあたっては、既設の6号館の一部を改修して整備する計画である。6号館は主に科学技術学部で使用してきたが、科学技術学部は平成27年度に学生募集を停止したため、科学技術学部の学生が卒業するまで使用できる状況を担保しつつ、看護学部の校舎として転用する。

6号館は、地上4階建の北館および同じく4階建の南館の2棟からなり、面積は8,238.38㎡である。今回、看護学部に転用する部分は、北館の1階西側および2、3階を改修して使

用する。平成 29 年度までは科学技術学部の学生が在籍するため、北館 1 階東側と北館 4 階は科学技術学部が使用する。

6 号館の改修内容は、90 人を収容する講義室 2 室のほか、それぞれの看護の領域の実習室 4 室、カンファレンス室 6 室、学部長室、学部事務室、男女ロッカー室等を整備する。教員の研究室は、南館の科学技術学部が使用していた研究室をそのまま使用する。北館の改修部分と研究室をあわせて看護学部関係の面積は 2,318.00 m²となる。

また、6 号館以外の施設の整備状況として、2 号館（地上 3 階建）は、全学共用の施設として、AV 大講義室、アクティブラーニング教室を含め、大・中・小講義室が 18 室のほか、コンピュータ自習室（33 台）が設置されている。

3 号館（地上 5 階建）および 3 号館西棟（地上 3 階建）は、1 階から 3 階までに講義室 9 室とコンピュータ演習室 2 室（91 台、61 台）等が設置されている。4 階と 5 階には、主に教養学部および人文学部が使用する、演習室 8 室と研究室 43 室、学部事務室が設置されている。

薬学部棟（地上 4 階・地下 1 階建）は、大・中の講義室 10 室、演習室 12 室、アクティブラーニング教室 1 室のほか、主に薬学部が使用する、研究室 39 室、会議室や学部事務室、各種実験室 64 室が設置されている。

本館（地上 4 階建）は、学長室、複数の会議室、事務室、非常勤講師控室、教員談話室、保健管理センター等が整備されている。本館 2 階には、ラーニングコモンズ機能を備えた学修総合支援センター室（CLASS Space）を設置している。

以上のとおり、6 号館の校舎一部転用、および 6 号館以外の校舎の講義室やコンピュータ演習室等の既設学部との共用、ならびに図書館・学習センター、体育館、運動施設、学生食堂等の全学共用施設の使用により、看護学部の新設においても、十分な教育研究環境の提供と学生諸活動における快適性を担保することができる。

設備等の整備計画については、実習室 4 室において、基礎・成人、母性・小児、老年・精神、地域・在宅のそれぞれの看護の領域の実習ができるように必要な設備・備品を整備する。特に、基礎・成人看護領域の実習室には、24 台設置する実習用ベッドのうち 1 台を実習室内にある病院での個室を想定した模擬個室に設置する。また、実習室内に大型スクリーンと中間モニタ（天井吊り・4 台）を設置し、教員の実習作業を画面に投影しながら、手順や注意点の確認、作業の確認観察等ができるようにする。

母性・小児領域の実習室には、LDR 分娩台、新生児用ベッド、小児用ベッド、沐浴槽等を設置する。地域・在宅領域の実習室には、和室ユニット、ユニットバス、ハンディキャップトイレ等を設置する。

カンファレンス室 6 室は、教員による個別指導や学生からの相談受付、グループワークや学生の自学自習のスペースを確保することを目的に設置する。

さらに、6 号館北館内のすべての実習室、講義室、カンファレンス室、学部事務室では有線 LAN のほか無線 LAN も使用できるよう整備し、学生全員に配付するタブレット端末を活用した講義や演習の実施、情報共有を可能とする。

今回の施設設備の整備計画では、平成 28 年度（開設前年度）中にすべての工事と機械器具・備品の納入を完了し、平成 29 年度の看護学部開設時からすべての施設設備が使用でき

るようにする。なお、各種実習に必要な少額の機器や消耗品類については、学部開設後に、順次購入して講義・実習等に供する。

(3) 図書等の資料および整備計画

図書等の資料の整備計画では、平成 28 年度（開設前年度）中に看護学の専門図書 2,280 冊、雑誌 20 タイトル【資料 20：看護学部設置に係る購入予定雑誌タイトル】、視聴覚資料 50 点を整備し、その後、年次進行にあわせて、合計専門図書 3,000 冊、雑誌 25 タイトル（うち 5 タイトルは電子ジャーナル）、データベース 6 タイトル、視聴覚資料 75 点を整備する。さらに看護学部開設後に経常経費にて専門雑誌 4 タイトルを整備する。

また、既設学部に薬学部があることから、薬学系図書のほか医学系の図書や雑誌が充実しており、看護学の基礎的分野に関する図書は約 41,000 冊を収納している【資料 21：図書館蔵書数および看護学部図書等整備計画】。

図書館（地上 3 階・地下 1 階建）については、蔵書は合計約 273,000 冊を有し、1 階は一般誌、新聞を配置するとともに、カウンターではノートパソコン、プロジェクタ、ビデオカメラ等の貸出も行っている。2 階は軽読書用、就職関連の資料を配置し、3 階には専門図書や学術雑誌を配置している。さらに地下には 120 席に情報コンセントを備えた視聴覚教室が整備されている。

図書館の 1 階から 3 階部分が接続した学習センター（地上 3 階建）は、図書館と一体的な利用が可能となっており、1 階には談話席やオープンテラス席が設けられている。2 階、3 階は閲覧席や学習用席を配置し、無線 LAN が利用できる等、充実した学修環境となっている。また、ホワイトボードや大型ディスプレイを完備したグループワーク室「STUDIO-B」を設置し、さらにパソコン、プリンタ、インターネットが利用できる「MY DESK」等、ラーニングコモングスの機能も有している。

図書館および学習センターを合わせた閲覧室の座席数は 434 席であり、大学の収容定員 1,380 人に対して十分な整備水準となっている。

情報サービスとしては本学の図書館蔵書検索サービス（OPAC）のほか、下記の外部データベースやオンラインジャーナルも Web 上で検索できるよう整備されている。

- SciFinder Scholar（学内専用）
- JapanKnowledge Lib（学内専用）
- Jdream III（学内専用）
- 医中誌 Web（学内専用）
- PubMed
- 理科年表プレミアム（学内専用）
- 聞蔵 II ビジュアル（学内専用）
- ヨミダス文書館（学内専用）
- 日経テレコン 21（学内専用）
- 官報情報検索サービス（学内専用）
- 医薬品医療機器情報提供ホームページ
- ほかに、J-Stage, Nii-ELS, HighWirePress, Ingenta 等

さらには、NACSIS との連動や「東北地区大学図書館相互利用」での協定により、他大学の図書および資料の提供もできるようになっている。

8. 入学者選抜の概要

(1) 入学者選抜の基本的な考え方

入学者の選抜にあたっては、看護学部で養成する人材像「幅広い教養と豊かな人間性を養い、看護職として必要とされる基本的な知識・技能・態度に基づいた看護実践能力を修得するとともに、将来にわたり看護の向上に資するための研鑽能力を養い、人々の健康の保持増進に寄与することのできる人材を養成する」を大学教育において実現するために基礎学力、人間性を見極める選抜を実施することを基本とする。

養成する人材像に基づき、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえたアドミッション・ポリシーに基づき、「推薦入学試験」「一般入学試験」「大学入試センター試験利用入学試験」「社会人特別入学試験」の試験区分を設けて入学者選抜を行い、多様な学生を受け入れる。

(2) アドミッション・ポリシー (AP)

看護学部看護学科のアドミッション・ポリシーは、次のとおりである。

1. 心身ともに健全である人
2. 思いやりと協調性をもって他者と接することができる人
3. ものごとに積極的に誠実に取り組む姿勢が身につけている人
4. 看護学を学ぶにあたって必要な基礎的能力を身につけている人

(3) 入学試験の種類

1) 推薦入学試験

推薦入学試験は、地域推薦 A 入学試験、地域推薦 B 入学試験、指定校推薦入学試験の区分を設けて実施する。地域推薦入学試験と指定校推薦入学試験は専願を条件とする。推薦入学試験は調査書および面接により選考を行い、学習能力・人物・志望理由を見極める。地域推薦 A 入学試験は別途小論文を課す。募集定員は入学定員の 50%とする。

① 地域推薦 A

いわき市、および近隣地域に居住、もしくは通学している高等学校が当該地域に所在する生徒を対象に実施する。

② 地域推薦 B

福島県、および福島県の隣接県に居住、もしくは通学している高等学校が当該地域に所在する生徒を対象に実施する。

③ 指定校推薦

本学が指定した高等学校長の推薦を受けた生徒を対象に実施する。

2) 一般入学試験

一般入学試験は、1期・2期の2回実施する。調査書の提出を求め、以下のとおり教科・科目を指定して選考を行う。募集定員は入学定員の18.75%とする。

- 英語【(コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ)】必須
- 国語【(国語総合) ※古文・漢文は除く】もしくは数学(数学Ⅰ)、理科(化学基礎、生物基礎)から1教科選択

3) 大学入試センター試験利用入学試験

大学入試センター試験利用入学試験は、A日程・B日程・C日程の3回実施する。調査書の提出を求め、以下のとおり利用教科・科目を指定して選考する。募集定員は入学定員の31.25%とする。

- 英語(リスニングを含む) 必須
- 国語、数学(数学Ⅰ、数学Ⅰ・A)、理科(「基礎2科目」または「発展1科目」)から2科目選択

4) 社会人特別入学試験

社会人特別入学試験は、さまざまな経歴をもつことを考慮し、受験資格は、高等学校卒業またはそれと同等の学力を持ち、入学時に満22歳に達していることとし、面接により選考を行う。募集定員は若干名とする。

9. 取得可能な資格

看護学部においては、所定の科目および単位を修得して卒業することにより、看護師国家試験受験資格および保健師国家試験受験資格(選択)の取得が可能である。

10-1. 実習の具体的計画

(1) 実習先の確保の状況

実習施設は、薬学部の実習を受け入れ、学生指導の実績がある市内の総合病院を中心に、臨地実習の内容、受入れ学生数、実習施設の種類の種類、実習期間、本学からの利便性等を勘案して、多様な看護活動の場や健康レベルの対象に応じた看護実践を学ぶことができるように、地域および近隣の主要な病院、医療機関、訪問看護ステーション、介護老人保健施設・特別養護老人ホームを実習施設として確保した。特に1、2年次の「看護実践基盤学実習(基礎)1」「看護実践基盤学実習(基礎)2」や4年次の「看護学統合実習」においては、保健医療福祉との連携の中で看護の役割について理解し、看護実践能力が身につくよう、いわき市内で中心となる2つの総合病院を実習施設として確保した。

さらには、保健師に関する「公衆衛生看護学実習A」「公衆衛生看護学実習B」のため、7カ所の地域包括支援センターといわき市保健所(市内の保健福祉センターを含む)、福島県が設置する県中保健福祉事務所(保健所)、双葉郡檜葉町役場を実習施設として確保した。

いわき市は、人口35万人弱の中核市で、保健所政令市である。いわき市保健所は、県の保健所としての機能を担っており、いわき市における保健福祉事業は、いわき市保健所、い

わき市こどもみらい部、いわき市内7ヵ所の地区保健福祉センター（旧14市町村の合併により誕生したいわき市の特性である広域性、多様性を踏まえ、市内7ヵ所に設置）が連携し、行政と現場が直結し、住民に身近なサービスを提供することが可能となっている。

本学の保健師にかかる実習においては、いわき市保健所を窓口にして、「地区保健福祉センター」で、地域の人々の健康を維持・増進する保健所の機能と役割の理解、保健師活動の実際を、健康診査・保健事業・健康教育・家庭訪問・グループ支援活動・地域診断などをおして学修することができ、また、地域住民の健康の維持・増進を目的とする保健所の組織や取り組み、地域特性と住民ニーズに対応した保健師活動、行政における保健師の役割や機能について学修することができる。

さらには、福島県が設置する県中保健福祉事務所（保健所）や周辺自治体として震災・原発事故の影響で未だに住民の一部が避難している双葉郡楡葉町役場でも見学実習を実施することで、いわき市以外の地域における保健師の役割や機能についても学修することができる。

地域包括支援センターにおける実習では「地区保健福祉センター」に併設されている7ヵ所の「地域包括支援センター」において、地域包括支援センターの機能と役割、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職員が高齢者の相談や介護予防のケアマネジメントなどについて理解し、地域社会で生活する個人・家族の健康と生活支援を学修することができる。

したがって、本学の予定している保健師に関する実習は、いわき市保健所と地域包括支援センターを窓口にしつつ、「地区保健福祉センター」をフィールドとして、保健所と地域包括支援センターの協力のもと両施設の機能についてオールインワン方式で実習を行うことができ、乳幼児から高齢者までを対象とした母子保健、成人保健・高齢者保健の他、感染症対策、難病対策、精神保健対策等の総合的な学修が可能である。

実習先として確保している病院・施設、そして実習授業科目名、それぞれの授業科目における受け入れ学生数は「実習施設一覧」【資料22：実習施設一覧】のとおりである。「実習施設承諾書」【資料23：承諾書】のとおり、全施設から実習施設として使用する承諾を得ており、臨地実習計画の実施において支障がない。

各実習施設の所在位置は、「実習施設位置図」【資料24：臨地実習施設位置図】のとおりである。市内9病院、23施設のほか、郡山市の1病院、須賀川市の県中保健福祉事務所（保健所）、双葉郡楡葉町役場を実習施設とする。いわき市内の実習施設においては、学生の利便性を考慮し、本学近隣の施設、もしくはJR常磐線の各主要駅からバスで通える施設とした。一部施設においては、施設で運行している巡回バスを実習学生が利用することも可能である。「公衆衛生看護学実習B」における県中保健福祉事務所（保健所）や双葉郡楡葉町役場での見学実習については、大学が貸切バスなどの交通手段を確保する。

「健康生活看護学実習（母性）」および「健康生活看護学実習（小児）」においては、いわき市で産科ならびに小児科の病棟を有する施設は、いわき市立総合磐城共立病院のみであり、学生全員の実習受入数を確保できないため、母性、小児とも半数の学生が本学から約60km離れた郡山市で実習を行う。遠距離となる郡山市での実習においては、学生の実習施設への移動の負担を軽減するため、大学がホテル等の宿泊先を実習期間中一括して借り上げ、郡山

市の宿泊先から実習施設へ通学できる体制を整える。

実習指導にあたる教員も実習期間中、学生と同じ宿泊先に宿泊し、実習中ならびに課外の教育・指導にあたる。なお、担当教員が校務で大学に戻る必要がある場合、また、教員が急病等で実習指導ができない場合等は速やかに交代教員が実習指導にあたる。

いわき市外の遠隔地での実習を行う場合においても円滑な実習支援が行えるように、入学時に学生全員に貸与するタブレット PC を利用し、電子教科書や電子教材の活用、大学独自の教育支援システム（manab@IMU）による学修ポートフォリオの利用等により、遠隔地においても学修に支障を来さない体制をとる。

（２）実習先との契約内容

既設の薬学部においては実習先と臨地実習契約を締結しており、看護学部においても契約を締結する。臨地実習契約書の内容は、「実習生受入れに関する契約書」【資料 25：実習生受入れに関する契約書】のとおりであり、実習生の受け入れ、実習内容、契約期間、委託料、支払方法、解除、個人情報の保護、中止、疾病および傷害、危険負担、損害賠償等についての条項で契約をする。

実習において個人情報の保護と医療事故防止に努め、問題発生時の速やかな対応ができるように個人情報の取り扱いと保護、医療事故・感染事故対応、連絡体制について臨地実習要項に記載し、臨地実習オリエンテーション時に周知徹底を図る。

実習に際しては、「臨地実習説明書」【資料 26：臨地実習説明書】を用いて、学生が受け持つ対象者に十分な説明を行い、看護援助の同意を得る。

（３）実習水準の確保の方策

１）臨地実習委員会の設置

学部内に「臨地実習委員会」を設置し、臨地実習が円滑に実施されるよう、実習に関するすべての事項を管掌する。委員会は、看護学部教授である委員長のもと、各領域の代表教員で構成し、実習開始前の 4 月と中期となる 8 月、実習終了後の 3 月の年間計 3 回開催する。

委員会では、臨地実習を円滑に実施するために、臨地実習計画の立案と実習の運営、実習施設との連携のほか実習の進行に伴い、生じる課題への対処、リスク回避策を検討する。

２）学生の実習参加基準・要件の明確化

臨地実習の前提となる知識・技能・態度を定着させたくうえで臨地実習科目を履修するよう、履修モデルを提示し、臨地実習の前提科目を明確にした履修指導を行う。

各年次の実習においては、前年度の実習の単位を修得していることを必須の条件とし、それ以外の要件は別に定める。

特に、3 年次の臨地実習の前には、「看護学シミュレーション」（3 年次前期、1 単位、必修）を配置し、看護援助方法およびアセスメント技術について統合を図り、3 年次臨地実習の後には、「看護援助技術レファレンス」（4 年次前期、2 単位、必修）を配置し、臨地実習で学修した知識・技能・態度の定着を図る。

3) 実習の教育目標等の共有化

科目責任者は、実習開始前に実習の目的、実習内容、実習方法、評価等に関することを実習担当教員が意思統一できるように打ち合わせを行い、実習中は、実習の進捗状況の報告を受け、状況を把握し実習担当教員を指導する。実習後は、学生の学修目標の達成度を把握し、成績と単位認定について統括する。

(4) 実習先との連携体制

「臨地実習協議会」を年度の初めの4月に開催し、各病院・施設の実習指導者と学内の臨地実習委員会のメンバーにより、実習内容および実習指導に関する事項について協議する。この会議では、大学と実習先の提携を密にし、本学の教育研究上の目的、人材養成の目的、教育課程編成の考え方、臨地実習における到達目標等についての共通理解を図るとともに、実習内容、方法、評価について実習指導者と調整を行う。

(5) 実習前の準備状況

1) 感染予防対策

学生および実習施設における感染予防対策として、初年度（1年次）の健康診断時に感染症抗体価を調べる。感染症抗体価は、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎、C型肝炎の免疫獲得状況と感染の有無について把握し、必要に応じて1年次の「看護実践基盤学実習（基礎）1」前までに抗体価を獲得できるように予防接種を実施する。学生ならびに保護者には、①入学時点で感染症の検査を行い、抗体価の低い場合は予防接種を実施すること、②感染症の有無を確認し大学がその情報を管理すること、③実習施設からの要請があれば情報を提供すること、④毎年の定期健康診断を必ず受けること等を説明する。

実習中は感染予防に関するガイドラインを学生へ説明し、感染予防対策を実施できるように指導を行う。

また、実習担当教員は常に学生の健康状態に配慮し、受け持ち対象者とその周囲への感染を未然に防ぐように指導する。

2) 保険等の加入状況

実習生が実習中または実習先への往復途上に被った不慮の災害事故の補償と第三者に怪我を負わせた場合や第三者の所有物を破損した場合の補償等に備えて、学研災付帯賠償責任保険（医学生教育研究賠償責任保険）に加入する。この保険は1年次から4年次までの加入を義務づける。実習指導にあたる教員も同様に賠償責任保険に加入する。

3) 個人情報保護

大学と実習施設は、実習前に個人情報保護に関する取り決めを行い、協定を結ぶ。また、実習事前指導において、人権の尊重、個人情報保護に関する法令やその内容を周知徹底し、個人情報保護の基本的考え方・態度を修得できるように指導する。

情報収集は受け持つ対象者に限る等、実習に最低限必要となる情報にとどめ、知り得た個人情報等については、守秘義務があることを徹底する。

また、実習記録等への記録については、「いわき明星大学看護学部実習記録管理内規」【資料 27：いわき明星大学看護学部実習記録管理内規】に基づき個人情報の管理を徹底する。対象者の氏名や生年月日、家族歴のほか実習先病院名等も記号化する。

4) 誓約書の提出

学生が臨地実習を実施するにあたり、「臨地実習誓約書」【資料 28：臨地実習誓約書】を大学に提出し、安全確保や対象者の同意等、実習施設の諸手続きを遵守することを誓約させる。

(6) 事前・事後における指導計画

臨地実習では、実践の場での「課題発見、課題解決」と「専門的知識と技術の統合」を重視することから、実習の前に関連科目の履修を終えるとともに、事前準備に十分な時間をかけて、実習の目的や目標、実習施設の概略を学生に周知し、知識の整理、研究課題の検討等を行うこととする。また、「看護学シミュレーション」を3年次臨地実習前に必修科目として配置し、状況設定によるシミュレーション技法を用いて、看護援助方法およびアセスメント技術の定着を図る。

各実習科目の最終日には、それぞれの実習施設における実習内容、研究課題の報告、実践の場で学んだ事項等の情報交換や指導等、総合的な事後学修を行い、学内での学修と臨地実習をより緊密に結びつけ、知識と技能の統合を図ることとしている。また、「看護援助技術レファレンス」を4年次必修科目として配置し、それまでに学修した看護援助技術について総括的に分析し、学生がエビデンスに基づいて援助技術を習得するようにする。具体的には次の内容の事前・事後指導を計画している。

1) 実習前の指導計画

① 全体オリエンテーション

年度の実習開始時の全体オリエンテーションでは、その学年ごとに1年間の実習の全体について説明し、学生に実習に臨む自覚を持たせる。実習の目的・目標、実習記録、提出物および提出方法、成績評価、専任教員との連絡方法等について説明を行い、実習について具体的なイメージを持たせる。

② 実習科目別のオリエンテーション

実習科目別のオリエンテーションを行う。ここで、それぞれの実習の目的や目標、評価基準を説明する。また実習にあたっての心構え、守秘義務、学生自身が病気や怪我をした時の対応、事故をおこさないための注意点、万一事故が発生した場合の対応等を再度説明し理解できているかを確認する。オリエンテーションの情報から意欲的に実習の事前学修へとつなげるようにする。

③ 実習施設別のオリエンテーション

実習開始前にそれぞれの実習の実習担当教員は、実習施設別のオリエンテーションを実施し、実習施設の特徴や諸規則について説明する。実習に関連する疾患とその治療を紹介し、関連した文献、医学書、看護援助等について学ぶように指導する。

2) 実習後の指導計画

① カンファレンスの開催と面談

実習担当教員は、臨地実習の期間中に施設において、実習指導者とともにカンファレンスを行い、学生間での実習体験の共有化を図る。実習担当教員は、実習の記録物をもとに学生と個別面談を行い、学生に実習内容を振り返らせるとともに、次の実習に向けての課題が明らかになるように指導する。なお、実習最終日には実習の総括として学習成果発表会を行い、学びを共有する。

② 支援が必要な学生への継続的な関わり

実習において学生の学修目標が最低限達成されたものの身体的・心理的に問題をかかえている場合等、必要時、次の実習を担当する実習担当教員へ引き継ぎを行う。また、継続的に指導と見守りが必要な学生は、場合によっては心理カウンセラーとの面接へとつなげる。

(7) 教員の配置および助手の配置ならびに巡回指導計画

教員の配置および巡回指導計画については、臨地実習において学生を最大 6～7 人ずつのグループに分け、1 グループあたり実習担当教員として専任教員（教授・准教授・講師・助教）1 人を配置する。

「年次別実習計画」【資料 29：年次別実習計画】に示しているとおり、3 年次の臨地実習については、最大で同時に実習を展開するグループ数が、成人看護学：5 グループ、母性看護学：2 グループ、小児看護学：2 グループ、精神看護学：2 グループ、在宅看護論：2 グループ、老年看護学：6 グループあるが、各領域の臨地実習を担当する専任教員は、3 年次の臨地実習のない基礎看護分野の教員を配置する等して各実習を運用できる人数を配置し、授業や研究、学内での諸業務のほか、社会活動が阻害されないよう配置している。また、助手は学生の受け入れ人数が多い施設ならびに遠方の施設に配置する。

なお、学内授業の時間割は「看護学部時間割」【資料 30：看護学部時間割】のとおりであり、臨地実習の指導を考慮して共同担当として、ローテーションによる担当とする等、実習指導の状況にあわせて柔軟に対応する。

(8) 実習施設における指導者の配置計画

実習施設における実習指導者の配置については、実習施設ごとの各グループに看護師（助産師、保健師）の資格を有した実習指導者 1～2 人配置し、本学の実習担当教員と連携して、実習が可能な環境を整えることや、学生が病院や対象者と関係を構築できるよう実習施設側へ依頼している。介護施設等で実施する「健康生活看護学実習（老年）2」においては、実習施設において看護師、保健師の免許を保有しない指導者が指導する場合があるが、その際は、事前に実習担当教員と打ち合わせを十分に実施し、施設を利用した効果的な指導ができるよう実習担当教員と実習指導者が協同して担当する。

(9) 成績評価体制および単位認定方法

実習の成績評価は、実習科目の成績評価基準に基づいて、科目責任者が行う。科目責任者は、実習担当教員の所見、病院や施設の実習指導者のコメント、学生の出欠状況、実習記録により総合的に判断し、実習目標の到達状況を評価する。また、学生の実習状況については、実習担当教員と病院や施設の実習指導者が実習期間中や実習終了後打ち合わせを適宜行い把握する。

10-2. 実習計画の概要

(1) 実習の基本的な考え方

臨地実習においては、学生が学内の授業科目で修得した知識・技能・態度を基に、実際の医療等の現場における看護体験を通じて、理論と実践を統合し、看護の本質を理解するとともに、保健医療福祉チームと連携・協働して看護を提供するための基礎的な看護実践能力を身につけることを目標としている。

具体的には、看護職として必要な倫理観を基盤とし、対象やその家族がもつ健康問題について適切に査定し、科学的な根拠に基づき看護を実践する能力を養うとともに、看護の実践のために必要な判断能力、応用能力、課題解決能力を養う。また、援助過程をとおして自己洞察を行い、専門職として自己成長することを目的とする。臨地実習においては、修得すべき具体的な能力として、以下のような教育目標を設定する。

- ① コミュニケーション能力を修得し、ケア対象者と援助的関係の基盤を形成できる。
- ② 根拠に基づいて、ケア対象者の健康や生活の状態を査定し、計画的に看護を実践することができる。
- ③ 特定の健康課題に対応して看護を実践することができる。
- ④ チームの一員として、看護の位置づけと役割を理解することができる。
- ⑤ 専門職としての自覚を高め、生涯にわたり研鑽していくことができる。

また、臨地実習は、1年次から4年次に配置した。特に、学生が看護実践に必要な基礎的な知識・技能を身につけたうえで、看護活動の場を体験することを通じて、さまざまなケア対象者に触れ、看護の役割・機能を理解し、質の高い看護実践能力を身につけることができるよう、1年次には「看護実践基盤学実習（基礎）1」を配置し、2年次には「看護実践基盤学実習（基礎）2」「健康生活看護学実習（老年）1」を配置した。各領域の実習である「健康生活看護学実習（精神）」「健康生活看護学実習（成人）」「健康生活看護学実習（母性）」「健康生活看護学実習（小児）」「健康生活看護学実習（老年）2」「地域養生看護学実習（在宅）」は3年次に配置し、そのうえで、4年次に「看護学統合実習」を配置した。

なお、保健師養成課程の臨地実習については、看護職の基本的な役割を理解したうえで、保健師としての看護実践能力を身につけるために「公衆衛生看護学実習 A」「公衆衛生看護学実習 B」を4年次に配置した。

(2) 実習目標 (実習のねらい)

1) 看護実践基盤学実習 (基礎) 1

病院における看護を必要とする場面、対象、援助内容の実際を体験することにより、それらの各場面における看護の役割について、看護対象者の視点から学修することを目的とする。

実際の看護対象者とのコミュニケーションをとおして看護職に求められる倫理と態度、および看護活動を体験し、看護学を学ぶ者としての自覚と主体的な学修への動機づけを行うことを学修する。

到達目標は次のとおりとする。

- ① 病院の主な部門を見学して看護を必要とする場面を説明することができる。
- ② 病院の機能・構造について説明することができる。
- ③ 病院における看護の役割と機能について述べるすることができる。
- ④ 看護の役割と看護対象者の入院環境について説明することができる。
- ⑤ 看護対象者とのコミュニケーションをとおして看護職に求められる倫理と態度を述べるすることができる。

2) 看護実践基盤学実習 (基礎) 2

看護実践の場に臨み、日常生活援助に必要な成人期から老年期の患者を受け持ち、患者とのコミュニケーション、情報収集、看護計画の立案・修正、バイタルサイン測定、生活援助とその報告・評価という看護過程を展開し、その対象者にとって看護が必要な状況を判断し、対象にあった看護ケアを経験し、それらに必要な知識、技術、態度を身につける。また、チーム医療の一員として行動するための知識、技術、態度を身につけることを学修する。

到達目標は次のとおりとする。

- ① 看護実践基盤学 I・II・III・IV・V・VI、「看護実践基盤学実習 (基礎) 1」をもとに、臨床看護を実践するために必要な知識、技術、態度の統合をはかることができる。
- ② 対象者に応じた看護過程を展開する能力を修得することができる。
- ③ 日常生活援助の見学・実践をとおして看護技術の基礎と応用を説明することができる。
- ④ チーム医療の一員として看護の実際とその役割を述べることができる。
- ⑤ 自分の行動に対して責任をもち、看護職に求められる倫理感を説明することができる。

3) 健康生活看護学実習 (成人)

成人期にある人の健康課題を踏まえ、急性期・慢性期にある患者を受け持ち、成人期の周手術期・クリティカルな状況にある患者や慢性疾患をもつ患者および家族を全人的な視点から理解したうえで、個々の患者に応じた看護過程を展開し、健康回復への援助について、科学的根拠に基づいて看護を実践するための基本的知識・技能を修得する。さらに、

看護職としてふさわしい態度および自己の看護観を身につける。

到達目標は次のとおりとする。

- ① 疾患・治療から急性期・周手術期にある患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。
- ② 早期回復の観点から急性期・周手術期にある患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。
- ③ 家族・社会の側面から急性期・周手術期にある患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。
- ④ 疾患・治療から慢性期または回復期・終末期にある患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。
- ⑤ 生活の調整・再構築から慢性期または回復期・終末期にある患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。
- ⑥ 家族・社会の側面から慢性期または回復期・終末期にある患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。

4) 健康生活看護学実習（老年）1

通所リハビリテーションにおける看護職や介護職員らによる支援を実際に体験することで、その役割について理解を深めるとともに、看護実践能力を身につける。実習においては、高齢者とのコミュニケーションを通じて、高齢者特有の身体的な機能低下等に対する理解を深める。また、看護職、介護職員および多職種間の連携のあり方や必要な看護技術について学ぶとともに、チームケアや継続看護の実際に触れることで、病院・施設・在宅の連携のあり方を学ぶ。

到達目標は次のとおりとする。

- ① 通所リハビリテーションの機能と役割の特徴について説明できる。
- ② 健康状態ならびに疾患・治療から施設利用者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。
- ③ リハビリテーションの観点から施設利用者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。
- ④ 家族・社会の側面から施設利用者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。

5) 健康生活看護学実習（老年）2

「健康生活看護学実習（老年）1」を踏まえ、介護施設・病院における看護職や介護職員らによる支援を実際に体験することで、その役割に対する理解を深めるとともに、看護実践能力を身につける。実習においては、高齢者とのコミュニケーションを通じて、高齢者特有の身体的な機能低下等に対する理解を深める。また、看護職、介護職員および多職種間の連携のあり方や必要な看護技術について学ぶとともに、チームケアや継続看護の実際に触れることで、病院・施設・在宅の連携のあり方を学ぶ。

到達目標は次のとおりとする。

- ① 介護施設ならびに病院における高齢者施設の機能と役割の特徴について説明できる。
- ② 健康状態ならびに疾患・治療から高齢者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。
- ③ 生活の調整・再構築から高齢者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。
- ④ 家族・社会の側面から高齢者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。

6) 健康生活看護学実習（小児）

小児看護が行われている現場に臨み、小児看護の対象および小児看護における看護職の役割について体験的に学修し、小児看護の対象に対する看護実践能力を身につける。成長発達する子どもとその家族の健康生活、ニーズや健康課題を理解し、子どもの成長発達や健康状態に適した看護実践のあり方を学修する。特に、子どもや家族が相互に影響しあうことを考慮した看護の重要性について理解を深める。また、病気とともに生活する子どもの成長発達や健康状態に適した看護について学ぶ。

到達目標は次のとおりとする。

- ① 健康状態ならびに疾患・治療から患児および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。
- ② 成長発達・日常生活から患児および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。
- ③ 家族・社会の側面から患児および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。

7) 健康生活看護学実習（母性）

ライフスタイルの多様性を踏まえ、妊産褥婦および新生児の生理的変化と心理的・社会的特徴を理解するために、女性のライフサイクルにおける支援の場に参加し、母性看護における看護職としての役割について学修する。また、地域で生活する女性の健康支援や子育て支援の実状を理解する。特に、周産期における母子とその家族に対する援助をとおして、より健康な生活に向けた看護実践能力を身につけ、加えて母子とその家族に必要な母性看護の役割について学修する。

到達目標は次のとおりとする。

- ① 身体精神面から妊産褥婦および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。
- ② 身体精神面から新生児および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。
- ③ 家族・社会の側面から妊産褥婦および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。
- ④ 家族・社会の側面から新生児および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問

題を立案し、適切な援助を実践できる。

8) 健康生活看護学実習（精神）

精神に健康課題を抱える患者について、身体的、心理的、社会的側面から全人的に理解し、健康レベルに応じた看護の基礎的な実践能力を身につける。精神科病棟では精神に健康課題を抱える患者を受け持ち、対象者と援助関係を築き、個別的・具体的な看護計画を立案し、患者の健康レベルに応じた看護過程を展開する。また、保健医療福祉における看護および多職種との役割を理解し、対象者を中心とした多職種との協働と連携のあり方について学修する。

到達目標は次のとおりとする。

- ① 疾患・治療から精神に課題を抱える患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。
- ② 生活の調整・再構築から精神に課題を抱える患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。
- ③ 家族・社会の側面から精神に課題を抱える患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。

9) 地域養生看護学実習（在宅）

訪問看護ステーションにおける実習をとおして、地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し、在宅での生活を継続していくための看護上の課題の抽出と、対象の特性や強みを生かした課題解決のための看護展開に必要な看護実践能力を身につける。また、在宅における訪問看護ステーション等の社会資源活用の現状や、多職種との連携・協働における看護職の役割について学修する。

到達目標は次のとおりとする。

- ① 訪問看護ステーションの機能と役割の特徴について説明できる。
- ② 健康状態ならびに疾患・治療から在宅療養者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。
- ③ 生活の調整・再構築から在宅療養者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。
- ④ 家族・社会の側面から在宅療養者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。

10) 看護学統合実習

健康生活看護学領域の各臨地実習科目を基盤に、これまで学んだ知識・技能・態度を統合する実習を行う。特定の看護領域における特徴的な対象について、複数の患者を受け持ちながら、看護チームにおけるリーダーシップ・メンバーシップおよび看護管理について学ぶ。また、外来部門等について体験的に学び、看護職としての役割、責務、態度を身につける。

到達目標は次のとおりとする。

- ① 対象者の看護問題を総合的視点から解決するための看護の実践ができる。
- ② 自己の学習課題を明確にし、看護実践能力向上に向けた取り組みができる。
- ③ 療養環境・医療安全を意識した看護を行うことができる。
- ④ 看護実践の場における多重課題を列挙し、解決方法を提示できる。
- ⑤ 多職種と協働して、倫理にかなった看護職の役割や責任を実践することができる。

1 1) 公衆衛生看護学実習 A

地域包括支援センターの機能と役割、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職員が高齢者の相談や介護予防のケアマネジメントを実施していること等について理解する。また、地域社会で生活する個人・家族の健康と生活支援の実際を学修する。地域包括支援センターの各専門職が相互に連携をし、総合的な相談、介護予防のための助言・指導、高齢者の権利擁護、介護支援専門員（ケアマネジャー）への助言・指導、要支援認定者のケアプラン作成（介護予防ケアマネジメント）等の実際について学修する。

到達目標は次のとおりとする。

- ① 地域包括支援センターの役割と機能、介護予防の意義を説明できる。
- ② 地域包括支援センターの看護職の役割、活動の特性を説明できる。
- ③ 地域で生活する個人・家族の健康と生活に関する支援の実際を説明できる。

1 2) 公衆衛生看護学実習 B

健康課題を生活者の視点でとらえ、地域社会で生活している個人・家族・集団・地域を対象とした看護活動の展開方法を学ぶ。地域の人々の健康を維持・増進する保健所の機能と役割について理解し、保健師活動の実際を、健康診査・保健事業・健康教育・家庭訪問・グループ支援活動・地域診断等をとおして学修する。また、自治体における地域特性や住民ニーズに対応した保健師活動の展開、行政における保健師の役割や機能について学修する。

到達目標は次のとおりとする。

- ① 地域保健医療福祉体系における保健所、市町村の役割・機能およびその組織体系を説明できる。
- ② 地域診断に必要な情報を収集し、地域の状況を説明できる。
- ③ 地域で生活する人々の健康ニーズに対して実施されている保健事業における目的・方法・法的根拠を説明できる。
- ④ 地域で生活する人々に対して実施される家庭訪問、健康教育、保健指導等の目的・方法を説明できる。
- ⑤ 公衆衛生看護の対象・場の特徴、保健師活動について、実践をとおして説明できる。

なお、「実習単位、主な内容、実習施設、時期、学生の配置、週間計画等」は、「実習計画の概要」を添付資料とする。【資料 31：実習計画の概要】

(3) 「臨地実習委員会」の設置

臨地実習委員会については、P.25 (3) - 1) 臨地実習委員会の設置に記載。

(4) 学生へのオリエンテーションの内容、方法

実習開始前に、実習要項に基づいて、臨地実習の目的、内容、方法、留意事項等を理解できるように、次のように学生に対してオリエンテーションを行う。

1) 全体オリエンテーション

全体オリエンテーションについては、P.27 (6) - 1) - ①全体オリエンテーションに記載。

2) 実習科目別のオリエンテーション

実習科目別のオリエンテーションについては、P.27 (6) - 1) - ②実習科目別のオリエンテーションに記載。

3) 実習施設別のオリエンテーション

実習施設別のオリエンテーションについては、P.27 (6) - 1) - ③実習施設別のオリエンテーションに記載。

(5) 学生の実習参加基準・要件等

学生の実習参加基準・要件等については、P.25 (3) - 2) 学生の実習参加基準・要件の明確化に記載。

(6) 実習までの抗体検査、予防接種等

感染予防対策については、P.26 (5) - 1) 感染予防対策に記載。

(7) 保険等の加入状況

保険等の加入状況については、P.26 (5) - 2) 保険等の加入状況に記載。

10-3. 実習指導体制と方法

(1) 担当専任教員の配置と指導計画

担当専任教員の配置と指導計画については、P.28 (7) 教員の配置および助手の配置ならびに巡回指導計画に記載。

(2) 助手の配置と専任教員との連携について

上述のとおり、臨地実習科目についても、専任教員が責任をもって指導する体制をとるが、大学設置基準第10条第2項の趣旨を踏まえて、助手を配置し、本学と実習施設との連絡・調整、専任教員と学生との連絡、実習環境の整備等の補助業務にあたらせる。なお、科目責任者の指導を受け、実習にあたっての教育目標を共有化する。

助手は、学士の学位および看護師等の免許を有し、担当科目に関連する教育経験または3

年以上の実務経験を有する者とする。

(3) 各段階における学生へのフィードバックとアドバイスの方法

1) 実習中の支援・指導

実習担当教員は、科目責任者や実習施設の実習指導者と連携して学生の指導へ関わり、日々の指導により各学生から学びの成果や課題を抽出し、次の実習へとつなげる。

また、臨地実習に際しては、学生が実践と思考を連動させながら学ぶことができるようにするために、一定の目的と計画のもとに、看護実践の場以外で行う学修も臨地実習に含めることが望ましいという提言（「看護教育の内容と方法に関する検討会報告書」平成 23 年 2 月 28 日 厚生労働省）に従い、本学看護学部においても帰校日を設けることにより、専任教員が指導にあたる中で、学生同士が学びを共有化し、教育効果の向上を図る。

2) 実習後の支援・指導

① 学生の実習中、実習後のレポート作成・提出等

各科目別実習終了後のレポートまたは実習記録は、科目責任者の指示のもとに e ポートフォリオ (manab@IMU) に提出する。

② 支援が必要な学生への継続的な関わり

P.28 2) -②支援が必要な学生への継続的な関わりに記載。

10-4. 大学と実習施設との連携体制と方法

(1) 実習前、実習中、実習後等における調整・連携の具体的方法

「臨地実習協議会」を開催し、本学の実習担当教員と実習施設の実習指導者とで、実習内容および実習指導に関する事項について協議し、本学と実習施設との連携を密にする。「臨地実習協議会」では、本学の教育研究上の目的、人材養成の目的、教育課程編成の考え方、臨地実習における到達目標等についての共通理解を図るとともに、実習内容、方法、評価について実習指導者と検討し、次年度に向けての実習についてもあわせて検討する。

実習前に、実習担当教員は、事前に実習施設に赴き、実習環境を確認するとともに、実習指導者と信頼関係を構築する。また、実習の目的、内容、方法について協議し、学生が学修効果をあげられるように環境を整備する。また、本学内での学修内容や履修科目等の状況を説明し、学生が実施しうる看護援助を明確にする。

実習中は、実習担当教員と実習指導者との役割分担として、実習担当教員は学生に関することに責任を持ち、実習指導者は学生が担当する対象者とその家族に責任を持つことを基本とする。実習担当教員は、個々の学生の状況に合わせた指導を行い、実習記録を用いて実践と思考の統合を図り、対象者に合わせた看護過程を展開し、教育目標が達成できるように指導し、評価を行う。実習指導者は、学生が教育目標を達成できるように、学生が担当する対象者を選定し、実習が進行しやすい環境を調整し、学生が実施する対象者への看護行為について、指導と助言を行う。

実習後、実習担当教員は、実習指導者と打ち合わせを行い、当年度の臨地実習の成果と課題の洗い出しを行う。また、実習指導者は、実習記録にコメントを記載し、実習担当教員は、

当該コメントを勘案して所見を記載するとともに、そこから実習運営上の課題を抽出する。当年度の臨地実習の成果と課題を踏まえて、次年度の臨地実習協議会において、本学と実習施設とで連携して臨地実習の改善・充実を図っていく。【資料 32：臨地実習指導上の役割分担と連携】

(2) 各施設での指導者の配置状況と連携会議等の開催計画

各施設での指導者の配置状況は、P.28 (8) 実習施設における指導者の配置計画、連携会議等の開催計画は、P.26 (4) 実習先との連携体制に記載する。

(3) 実習中の事故防止対策・事故発生時における対応

事故防止対策としては、全体オリエンテーションおよび実習科目別オリエンテーションにおいて、看護の対象となる患者の健康状態や自分自身の行動に細心の注意を払って実習にあたるよう、実際の事例を用いながら具体的に注意事項について指導を行う。

実習中に事故が生じた場合は、実習施設の事故防止マニュアルに沿った指示に従うほか、「臨地実習中の事故発生時の対応」【資料 33：臨地実習中の事故発生時の対応】のような対応を行う。なお、当該対応手順については、学生に配付する「臨地実習要項」に記載し、学生への周知徹底を図る。

事故発生時の対応体制については、実習担当教員は、直ちに学部長および臨地実習委員会委員長へ報告し、本学は、組織として責任ある対応をとる。事故内容については、対応後速やかに臨地実習委員会において検討を行い、実習施設とも協議し、今後の再発防止に努める。

なお、事故にまでは至らないが、倫理的配慮に欠ける行為・事象があった場合、および、事故発生の一步手前の事象があった場合（ヒヤリハット）においても、上記と同様の手順において対応を行い、学生への事前指導や、実習指導内容に反映して事故の防止に努める。【資料 34：臨地実習事故・ヒヤリハット報告書】

また、看護学部の学生は、臨地実習中の事故に対する補償が可能な学研災付帯賠償責任保険（医学生教育研究賠償責任保険）に加入する。

10-5. 単位認定等評価方法

単位認定等評価方法方法は、P.29 (9) 成績評価体制および単位認定方法に記載。

10-6. 教育課程と指定規則等との対比表

教育課程と指定規則等との対比表は P.13 (3) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則との対応に記載。

11. 管理運営

本学では、教学に関する管理運営を適切に行うため、いわき明星大学学則および諸規程において、以下の会議体等の設置を定め、大学運営に関する審議等を行っている。

また、本学では教学担当の副学長を配置し、教育および学生の学修支援に関する学長の職務を補佐する体制をとっている。

(1) 大学評議会

- ① 大学評議会は、学長、副学長、学部長、大学院研究科長、図書館長、地域連携センター長、心理相談センター長、学修総合支援センター長、学部所属教授各2名をもって組織する。
- ② 学長は、大学評議会を招集し、その議長となる。
- ③ 大学評議会は学長の諮問に応じて、以下の事項を審議する。
 - 教育、研究に関する全学的重要事項
 - 学則その他重要な規則に関する全学的共通事項
 - 学生の厚生補導およびその身分の基準に関する事項
 - 全学共通教育科目および全学的な資格科目に関する事項
 - その他必要と認められる事項

(2) 学部教授会

- ① 学部教授会は、当該学部にも所属する専任の教授、准教授、講師、助教をもって組織する。
- ② 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。
- ③ 教授会は、当該学部に関わる以下の事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - 学生の入学および卒業に関する事項
 - 学位の授与に関する事項
 - その他、教育研究に関する重要な事項で、学長が定める事項

(3) 学部長会

- ① 学部長会は、学長、副学長、学部長、大学院研究科長、事務局長をもって構成する。学長が必要と認めたとき、他の教職員を加えることができる。
- ② 学長は、学部長会を招集し、その議長となる。
- ③ 学部長会は、大学全体の運営に関する事項の連絡調整を行う。

(4) 委員会

1) 諮問委員会

諮問委員会は、学長が必要に応じて設置できる委員会として学則に規定されている。諮問委員会は学長が必要と認めた者で組織される。委員長は学長が指名し、委員長が委員会を招集し、議長となる。現在設置されている諮問委員会は以下のとおりである。

- 自己評価委員会
- 広報委員会
- 入試委員会
- 教務委員会
- 学生生活委員会
- キャリア・就職委員会
- FD・SD委員会

- 大学入試センター試験実施委員会

2) 附属教育研究機関等の運営委員会

- 図書館運営委員会
- 地域連携センター運営委員会
- 心理相談センター運営委員会
- 保健管理センター運営委員会
- 学修総合支援センター運営委員会

3) 学内規程に基づく委員会

- 労働安全衛生委員会
- エコ推進委員会
- 個人情報運用管理委員会
- ハラスメント防止・対策委員会
- 薬用植物園運営委員会
- 遺伝子組換え生物等委員会
- いわき明星大学勤労奨学金選考委員会
- いわき明星大学奨学生選考委員会
- 動物実験委員会
- バイオセイフティ委員会
- 公開講座運営委員会
- 防火・防災管理委員会
- 不正防止計画推進委員会
- いわき明星大学研究倫理委員会
- 全学教育委員会

4) 学部内委員会

上記全学の委員会のほか、看護学部では、既設学部と同様に学部内委員会を設置し、学部運営に関する連絡調整を行う。【資料 35：看護学部内委員会一覧】

- 運営委員会
- カリキュラム委員会
- 入試広報委員会
- 就職委員会
- FD 委員会
- 生涯学習委員会
- 設備・共有機器委員会
- 自己点検評価委員会
- 教員人事在り方検討委員会
- 臨地実習委員会

○ 保健師養成課程運営委員会

以上のとおり、学則および各会議体の運営細則に則り、大学評議会や学部教授会、その他の会議体で審議および協議等を行い、それに基づいた大学運営を行うことにより、大学全体の円滑かつ適切な管理運営を行う体制が整っている。

12. 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価の取組

本学では、「本学の教育・研究水準の向上を図り、本学設置の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。」ことを目的に、平成5年に自己評価運営委員会を設置し、学則にその旨を明記する（学則第64条）とともに、「いわき明星大学自己評価運営委員会規程」および「いわき明星大学自己評価実施委員会細則」を制定して、大学として恒常的に自己点検・評価を行う体制を整えてきた。

平成25年度からは、自己評価運営委員会を改編して自己評価委員会とし、「いわき明星大学自己評価委員会規程」に基づいて自己点検・評価を実施している。

平成15年度の学校教育法の一部改正により、すべての大学に対して義務づけられた認証評価機関による評価（以下「認証評価」）に対しては、自己評価委員会の主導による自己点検・評価が実施されており、直近では平成23年度に財団法人大学基準協会（以下、「基準協会」という）より「適合」の認定を受けている。

自己評価委員会は、全学において不断の改革を推進していくための統括的かつ恒常的な組織体制として位置づけられており、看護学部においても、全学の自己点検・評価体制のもとで基準協会の認証評価を基盤とした自己点検・評価を実行する。

(2) 自己点検・評価の実施体制

自己評価委員会は、学長により指名された委員長、各学部を代表する教員、事務局、その他学長が必要と認めた者で構成され、自己点検・評価の全体的統括を行っている。

自己評価委員会の所掌事項は、①自己評価の基本方針の策定に関する事、②自己評価の実実施計画の大綱に関する事、③自己評価の結果の公表に関する事、④その他自己評価に関する必要な事項、である。自己評価委員会のもとに、必要に応じて自己評価実施委員会を設置し、認証評価に対応し得る水準で、自己点検・評価を実施する体制が整っている。

(3) 認証評価

認証評価については、基準協会から「適合」の認定を受けている。

基準協会の定める点検・評価項目（①大学の理念と教育目標、②教育研究組織、③教育研究の内容・方法、④学生の受入、⑤教育研究のための人的体制、⑥研究活動と研究環境、⑦施設・設備等、⑧図書館、⑨社会貢献、⑩学生生活、⑪管理運営、⑫財務、⑬事務組織、⑭自己点検・評価、⑮情報公開・説明責任）について、自己点検・評価に係る全学的な作業を行い、平成18年3月に『いわき明星大学自己点検・評価報告書2005』を作成した。

同報告書をもって、当初の計画のとおり基準協会の認証評価を申請し、平成19年3月に

基準協会の定める大学基準に「適合」していると認定され、正会員として承認された（認定期間：平成 19 年 4 月～平成 24 年 3 月）。

その後、平成 22 年度には前回と同様に基準協会が定める点検・評価項目（①理念・目的、②教育研究組織、③教員・教員組織、④教育内容・方法・成果、⑤学生の受入、⑥学生支援、⑦教育研究等環境、⑧社会連携・社会貢献、⑨管理運営・財務、⑩内部質保証）について全学で作業を実施し、平成 23 年 4 月に『いわき明星大学自己点検・評価報告書 2010』を作成し、基準協会に提出した。報告書の提出を受けた基準協会による実地視察を経て、平成 24 年 3 月に、引き続き基準協会が定める大学基準に「適合」していることが認定された（認定期間は平成 24 年 4 月～平成 31 年 3 月）。

以上、2 回の認証評価にあたって作成した『いわき明星大学自己点検・評価報告書 2005』および『いわき明星大学自己点検・評価報告書 2010』の全文は本学の Web サイト上に掲載し、広く社会一般に公開している。

（4）改善活動への取組

平成 23 年度の大学評価において、基準協会より指摘された努力課題については、自己評価運営委員会で内容を検討するとともに、各部局にフィードバックして全学および各部局で具体的な改善計画を作成した。その後、その計画に基づいて順次改善活動に取り組み、平成 27 年 3 月には改善をほぼ完了し、同年 7 月に基準協会へ『改善報告書』を提出した。

教員の授業改善については、FD・SD 委員会が中心となり、定期的に全教職員を対象とした FD・SD 研修会（年 2 回）を開催しているほか、すべての開講科目について授業評価アンケートを実施している。アンケート結果は教員にフィードバックされるとともに、学内専用サイトに掲載し、教職員だけでなく全学生が閲覧することができる。

1 3. 情報の公表

（1）公表の取組

受験生をはじめ、在学生や保護者、また、広く社会に対して、大学の現況や活動を公開するため、本学では紙媒体による刊行物だけではなく、公式 Web サイト、大学ポートレートを通じて情報発信を積極的に行っている。

教育研究上の基礎的な情報や修学上の情報としては、①大学全体および学部・学科における教育研究上の目的（人材養成の目的を含む）・目標・計画、②大学への入学や学修環境に関する情報、③学生の知識・能力の修得水準に関する情報（成績評価方針・基準）、④卒業生の進路状況に関する情報、⑤研究内容と成果の概要、⑥社会活動および財務状況に関する情報、について情報公開を行っている。

また、さらに大学の状況をより多面的に伝える情報として、①教員一人当たりの学生数や収容定員充足率、年齢別・職位別教員数等の教員の情報、②入学者数の推移、退学・除籍・中退・留年率、社会人学生数、留学生数および海外派遣学生数等の学生の情報、③社会貢献活動や大学間連携・産官学連携といった社会貢献等の情報についても積極的に公開している。

本学は、情報公開を教育研究機関として説明責任を果たす重要な使命と考え、健全性を示す一方、教育研究成果の公表による社会貢献の一環として、今後も積極的な公開に努めてい

く。

(2) 情報提供媒体および項目

1) 大学案内

教育目標・学部の特徴・教員紹介・入試情報や学修環境、大学生活に関する情報、大学の施設・設備に関する情報、卒業生の進路状況に関する情報および大学での研究課題等を掲載している。

2) 履修の手引

教育研究上の目的（人材養成の目的を含む）・目標・3つのポリシー・カリキュラム、学生の知識・能力の修得水準（成績評価方針・基準）等に関する情報および学則等諸規則を掲載している。

3) 入学試験要項

アドミッション・ポリシー、大学への入学に関する情報および学納金等を掲載している。

4) 大学ポートレート

日本私立学校振興・共済事業団で運営している大学ポートレート上で、本学の特徴、本学での学び、学生生活支援、進路・就職情報、様々な取組、学生情報、教員情報および基本情報を公開している。

【<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category08/00000000268001000.html>】

5) 大学 Web サイト

教育研究上の目的（人材養成の目的を含む）・目標・3つのポリシー、授業計画（シラバス）、大学への入学や学修機会に関する情報、学生の知識・能力の修得水準に関する情報（成績評価方針・基準）、学納金、各教員の専門分野および研究業績、卒業生の進路状況に関する情報、心身の健康等に係る支援、教育条件、教育内容、学生の活動状況、国際交流・社会貢献等の概要および学則等を掲載している。

【いわき明星大学 Web サイト <http://www.iwakimu.ac.jp/>】

なお、積極的な情報公開を行うため、Web サイト上に公開内容をまとめたページも設置している。【情報公開 <http://www.iwakimu.ac.jp/information/disclosure/>】

6) 自己点検・評価報告書

本学の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動および社会貢献活動等の状況について、全学または部局単位で点検・評価を行った情報等（認証評価機関の定める項目に従った大学運営全般に関する情報）を掲載している。

以上に加え、本学の Web サイト上で、決算概要のほか、事業計画書や事業報告書の公開を通じて、財務状況（財産目録・貸借対照表・資金収支計算書・消費収支計算書・在学者数）に関する情報を提供している。

1 4. 授業内容等の改善を図るための組織的な取組

本学における FD は、平成 21 年度に全学の FD 委員会が学長諮問委員会として組織化されて以降、全学をあげて取り組んでいる。

平成 23 年度には、学部単位の FD 委員会が薬学部以外の学部にも設置され、個々の教員の教授法、授業への取り組み姿勢、学生指導の在り方を日常的に検討・改善できる場として、活用されている。

平成 24 年度には、これまで自己評価運営委員会授業評価専門部会が実施していた学生による授業評価と、全学の FD 委員会が評価基準を大幅に見直し、「授業改善アンケート」として前・後期 2 回の調査を実施し、その結果を各教員にフィードバックするとともに Web サイト上に公開している。さらに授業の質保証の観点から、現状の授業の実態を把握し、教員相互に助言し合う形式によるピア・レビューを構築し、優秀教員に対する顕彰制度も設けられている。

本学の FD 活動の一環として、全教員参加型のワークショップを含む実質的な研修会がある。基本的に年 2 回実施される研修会には職員も加わり、教職協働体制を構築してきた。平成 26 年度からは委員会の名称も FD・SD 委員会に変更し、名実ともに教職協働体制をとっている。研修会の成果は FD 報告書としてまとめ公開している。

第 1 回全学 FD 研修会は平成 21 年度に開催し、外部講師による基調講演を踏まえて、「いわき明星大学へのニーズとは何か、そして、その対策は？」「科目設計：適切なシラバスの作成」の課題でワークショップを実施した。第 2 回以降も、テーマを立て、その領域の第一人者に基調講演を依頼し、それを踏まえた具体的な課題のもとでワークショップを実施するスタイルを踏襲し、各学部から選出された FD・SD 委員会のメンバーは、すべての研修会の企画・運営に携わり、ワークショップにおけるファシリテーターの役割を担っている。

看護学部においても、全学の FD・SD 委員会と連携した看護学部 FD 委員会を設置し、教員や組織の教育力を高めるための FD・SD 活動を実施し、FD・SD 研修会のテーマとして、地元詳しい専門家に講演を依頼する等、地域の特性を踏まえた FD・SD 活動等を行う。

なお、平成 22 年度～平成 27 年度までの FD・SD 研修会のテーマは次のとおりである。

- GPA 制度の概要とその運用から見えてきたもの
- 質保証時代の学士課程教育の在り方を考察する
- カリキュラム・ツリーの作成を通して、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム全体の体系性・整合性を検証する
- 自校教育-授業「いわき明星学（仮）」の構想を練ることを通して、いわき明星大学の個性（特性）やアイデンティティーの明確化を目指す
- 各学部で実践する恒常的な FD 活動の成果や問題点を全学教職員で共有し合い、本学の教育の質保証をめざす
- 教育（授業）の質保証を目指し、継続的な授業改善システムの構築と実践のための提案をする
- 学生を主体的な学び（能動的学修）へ導く、いわき明星大学の教育とは
- いわき明星大学の教育基盤を形成する「初年次教育」の構築と実践に向けて

- いわき明星大学の教育の質的転換に繋がる e ポートフォリオ活用と実践に向けて
- 主体的な学びを実現するアクティブラーニングの実践に向けて
- 大学ガバナンスを支援する「IR」とFD・SDのリンケージ
- 経営改善に向けて本学がとるべき戦略とその実質化を図る
- いわき地域で必要とされる大学になる道を切り開くために

15. 社会的・職業的自立に関する指導等および体制

(1) 教育課程内の取組

看護学部においては、幅広い教養と豊かな人間性を養い、看護職として必要とされる基本的な知識・技能・態度に基づいた看護実践能力を修得するとともに、将来にわたり看護の向上に資するための能力を養い（すなわちESD: Education for Sustainable Development を実践し）、人々の健康の保持増進に寄与することのできる人材を養成することを目的に、教育課程を編成している。

全学共通教育科目においては「フレッシュャーズセミナー」を必修で配置し、1年生全員に大学生としての学修のために必要な基礎的かつ汎用的な能力を育成し、社会で生きていくための基本的な習慣や態度の定着を図る。

専門教育科目においては、看護職に対する理解を深め、看護実践能力を身につけることを基本として、1年生から4年生までに看護援助に関する知識・技能を身につけたうえで、それらを総括的に分析し、実践に活かすための科目として、「看護援助技術レファレンス」を4年次に配置し、エビデンスに基づく援助技術ができるよう配慮している。また、将来にわたり自己学習を継続し、看護実践のための専門性を発展させ、自発的な能力開発を身につけるために、3年次に「看護研究」、4年次には「卒業研究」を配置している。

看護学部においては、これらの全学共通教育科目および専門教育科目を通じて、生涯を通じての継続的な学修意欲と高い就業意識とを醸成し、自分自身の就業観を確立する。

さらに、本学薬学部の「イグナイト教育+専門教育+ファーマドリル」、教養学部の「フレッシュャーズセミナー+キャリアデザイン+インターンシップ」と、いずれも順次的体系的なキャリア教育の蓄積を、看護学部における教育にも活用していく。【資料36：社会的・職業的自立に関する体制図】

(2) 教育課程外の取組

① 学修総合支援センター

正課教育との密接な連携のもと、学生の学修活動への直接的・間接的な支援を行う附属教育研究機関として設立されている学修総合支援センター(CLASS: Center for Learning Assistance and Support Services)は、その活動の一つの大きな柱として学生の就職力の強化に取り組んでいる。センターが学生の社会的・職業的自立に必要な能力を培うことを目的に行っている主な活動は以下のとおりである。

○ リメディアル教育

就職活動のさまざまな段階や局面で必須となる日本語表現力や数的処理能力、社会人として求められる基礎的な運用能力を確実に身につけるために、計画的なリメ

ディアル教育が初年次から展開している。

○ 教職課程総合支援プログラム (VECTOR: Vertical Education Course for Teaching Occupation and Recruitment)

教員免許取得を目指す学生を対象として、学年の枠を越えたグループ学習による学びのプログラムを提供している。このプログラムは正課の学修を補強し、定着させる役割を果たしている。

○ IMU ビジネスカレッジ

社会的自立の助けとなり就職力の強化にも直結する資格やスキルを身につけるための正課外の学内スクールとして「IMU ビジネスカレッジ」を設置、公務員試験対策講座・簿記講座・MOS 試験講座および就職試験対策講座を開設している。各講座の運営に学修総合支援センターを中心に本学の教職員が直接関与することにより、「手塩にかけた」体制で学生の自立をサポートしている。また、学修総合支援センターの指定する検定（日商簿記検定試験、MOS 検定試験、ビジネス能力検定 (B 検) ジョブパス等）に合格した場合には奨励金を給付する「よろづ検定」という制度を設けており、自らに付加価値をつけようと努力している学生を支援している。

○ 学修スペース CLASS Space の開設

就職活動の一環としての自習、グループ学習、勉強会、セミナー、面接練習および個別相談等の場として、いつでも利用できるスペースを本館に設置し、学び合う学生たちの利便を図っている。また、スペースには関連書籍を配架し、ホワイトボードや Wi-fi アクセスポイントも設置している。

② ボランティア活動や連携プロジェクトへの参加

既設の薬学部、教養学部においては、復興支援に関わるボランティア活動をはじめ、地域の各種ボランティア活動に学生が参加しているほか、地域連携センターが実施する連携プロジェクトにも参加している。学生は各種ボランティア活動や連携プロジェクトへの参加をとおして、社会人に求められる知識や能力とは何かを理解し、それらの知識や能力を獲得する良い機会となっている。看護学部においてもさまざまなボランティア活動や連携プロジェクトに積極的に参加することを促し、社会人に求められる知識や能力を修得させる。

(3) 適切な体制の整備

本学では、事務局にキャリアセンターを設け、学生のキャリアサポートを行う専任職員 3 人、契約職員 1 人を配置し、教員をはじめ、他の職員と連携しながら、学生相談、就職斡旋、求人票管理、学生へのデータ提供、企業応対、資格・就職試験対策講座の企画運営等【資料 37：進路支援に関連する正課外講座一覧】に取り組み、学生の基礎学力の向上から社会人としての将来設計に至るまで、全学年をとおして学生を支援する体制を整えている。

設置の趣旨等を記載した書類【資料】

目 次

- 【資料 1】 第七次看護職員需給見通し
- 【資料 2】 福島県看護職員受給計画
- 【資料 3】 「第六次福島県医療計画」における看護職員数の数値目標
- 【資料 4】 医療施設就業者数の状況（平成 25 年全国）
- 【資料 5】 いわき市議会だより
- 【資料 6】 県内高等学校新卒者の大学・短大（看護系）への進学状況
- 【資料 7】 看護師等養成施設の入学状況の推移
- 【資料 8】 要望書（いわき市）
- 【資料 9】 要望書（公益社団法人福島県看護協会）
- 【資料 10】 いわき明星大学看護学部カリキュラム
- 【資料 11】 教育課程と指定規則との対比表（看護師）
- 【資料 12】 教育課程と指定規則との対比表（保健師）
- 【資料 13】 専門分野と専任教員の配置
- 【資料 14】 学校法人いわき明星大学 定年規程
- 【資料 15】 看護学部履修モデル（看護師）
- 【資料 16】 看護学部履修モデル（保健師）
- 【資料 17】 いわき明星大学研究倫理委員会規程
- 【資料 18】 いわき明星大学研究倫理審査に関する内規
- 【資料 19】 保健師養成課程履修者の選抜要項
- 【資料 20】 看護学部設置に係る購入予定雑誌タイトル
- 【資料 21】 図書館蔵書数および看護学部図書等整備計画
- 【資料 22】 実習施設一覧
- 【資料 23】 承諾書
- 【資料 24】 臨地実習施設位置図
- 【資料 25】 実習生受入れに関する契約書
- 【資料 26】 臨地実習説明書
- 【資料 27】 いわき明星大学看護学部実習記録管理内規
- 【資料 28】 臨地実習誓約書
- 【資料 29】 年次別実習計画
- 【資料 30】 看護学部時間割
- 【資料 31】 実習計画の概要
- 【資料 32】 臨地実習指導上の役割分担と連携
- 【資料 33】 臨地実習中の事故発生時の対応
- 【資料 34】 臨地実習事故・ヒヤリハット報告書
- 【資料 35】 看護学内委員会一覧
- 【資料 36】 社会的・職業的自立に関する体制図
- 【資料 37】 進路支援に関連する正課外講座一覧

(別表1)

第七次看護職員需給見通し

(単位:人、常勤換算)

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
需 要 見 通 し	1,404,300	1,430,900	1,454,800	1,477,700	1,500,900
① 病 院	899,800	919,500	936,600	951,500	965,700
② 診 療 所	232,000	234,500	237,000	239,400	242,200
③ 助 産 所	2,300	2,300	2,400	2,400	2,400
④ 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	28,400	29,700	30,900	32,000	33,200
⑤ 介 護 保 険 関 係	153,300	155,100	157,300	160,900	164,700
⑥ 社会福祉施設、 在宅サービス (⑤を 除く)	19,700	20,400	20,900	21,500	22,100
⑦ 看 護 師 等 学 校 養 成 所	17,600	17,700	17,700	17,800	17,900
⑧ 保 健 所 ・ 市 町 村	37,500	37,600	37,800	38,000	38,200
⑨ 事 業 所、 研 究 機 関 等	13,800	14,000	14,100	14,300	14,500
供 給 見 通 し	1,348,300	1,379,400	1,412,400	1,448,300	1,486,000
① 年当初就業者数	1,320,500	1,348,300	1,379,400	1,412,400	1,448,300
② 新卒就業者数	49,400	50,500	51,300	52,400	52,700
③ 再就業者数	123,000	126,400	129,600	133,400	137,100
④ 退職等による 減 少 数	144,600	145,900	147,900	149,900	152,100
需要見通しと供給見通しの差	56,000	51,500	42,400	29,500	14,900
(供給見通し／需要見通し)	96.0%	96.4%	97.1%	98.0%	99.0%

注) 四捨五入のため、各項目の数値の合計等は一致しない。

出典：第七次看護職員需給見通しに関する検討会報告書(平成22年12月21日)厚生労働省より
抜粋

福島県看護職員需給計画

平成25年3月
福島県保健福祉部

【助産師】

(単位:人)

	基準年 (平成24年)	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
需要数	病院	307	320	329	335	333	336
	診療所	105	112	113	114	115	118
	介護保険施設等	0	0	0	0	0	0
	訪問看護ステーション	0	0	0	0	0	0
	社会福祉施設	0	0	0	0	0	0
	看護師等学校養成所	17	20	19	19	19	19
	保健所、市町村、県	1	1	1	1	1	1
	助産所	9	9	9	9	11	11
	その他	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	439	462	471	478	479	485
供給数	年当初就業者数 (B)	439	439	439	441	443	446
	新卒就業者数 (C)	15	17	18	18	19	19
	再就業者数 (D)	3	1	1	1	1	1
	退職等による減少数 (E)	18	18	17	17	17	17
	計 (F)=(B)+(C)+(D)-(E)	439	439	441	443	446	449
過不足 (G)=(F)-(A)	0	△ 23	△ 30	△ 35	△ 33	△ 36	

【看護師・准看護師】

(単位:人)

	基準年 (平成24年)	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
需要数	病院	13,527	14,038	14,313	14,528	14,725	14,828
	診療所	3,844	4,045	4,074	4,099	4,124	4,131
	介護保険施設等	2,424	2,541	2,578	2,602	2,614	2,625
	訪問看護ステーション	407	443	461	475	484	492
	社会福祉施設	199	199	199	199	199	199
	看護師等学校養成所	197	227	225	224	224	225
	保健所、市町村、県	90	101	96	95	95	95
	助産所	2	2	2	2	2	2
	その他	111	116	115	115	115	112
	計 (A)	20,801	21,712	22,063	22,339	22,582	22,709
供給数	年当初就業者数 (B)	20,801	20,958	21,135	21,428	21,773	22,169
	新卒就業者数 (C)	713	711	804	817	835	853
	再就業者数 (D)	86	86	86	97	97	108
	退職等による減少数 (E)	642	620	597	569	536	501
	計 (F)=(B)+(C)+(D)-(E)	20,958	21,135	21,428	21,773	22,169	22,629
過不足 (G)=(F)-(A)	157	△ 577	△ 635	△ 566	△ 413	△ 80	

- 看護職員の資質向上に関しては、各施設における新人看護職員研修体制の充実が図られてきており、関係団体等が新任期から管理期に至るまで体系的に研修を実施し、看護職員のキャリア形成を支援しています。また、平成20年度には36名だった認定看護師が平成24年度には107名となり、着実に配置が進んでいます。

今後も、在宅医療の進展や医療の高度化・専門化に伴うチーム医療の充実を図るため、看護職員の資質の向上に向けた取組がさらに必要です。

- このような背景を踏まえ、東日本大震災からの復興を担うとともに保健・医療・福祉分野において安全で質の高いサービスを提供できる看護職員の計画的かつ安定的な確保及び資質の向上を図るための取組みを推進するために、現行計画を見直し、新たな福島県看護職員需給計画を策定します。

第2 計画の性格と役割

- 1 福島県医療計画の部門別計画に位置付け、本県における看護職員の養成、確保及び資質の向上に関する基本指針となるものです。
- 2 看護師等の人材確保に関する法律及び基本的な指針を踏まえた看護職員の確保を推進する計画です。
- 3 本県における施策の方向性を示すとともに、市町村、関係機関・団体に対して、看護職員の養成、確保への理解を求めるとともに、その自主的な取り組みを促進する役割を持つものです。

第3 看護職員確保対策の基本的な視点

1 定着化の視点

看護職^{*1}への関心を高めるとともに、看護職員の職場への定着や離職防止に向けた魅力ある環境づくり。

2 資質向上の視点

高度化、多様化する保健・医療・福祉ニーズに対応した質の高い看護サービスの提供に向けた看護職員の資質の向上。

3 連携・協働の視点

高齢化や在宅医療の進展に対応した看護サービスを展開するための保健・医療・福祉等の分野間の連携及びチーム医療を推進するための他職種との連携・協働。

第4 計画の期間

平成25年度（2013年4月）を初年度とし、平成29年度（2018年3月）までの5か年計画とします。

第5 計画の基本構成

- 1 東日本大震災からの復旧・復興、看護職員の養成、確保・定着及び資質の向上に関する基本目標を設定します。
- 2 東日本大震災の影響を踏まえた、新たな計画期間の看護職員の需要と供給の見通しを立てます。
- 3 基本目標、新たな需要見通しを踏まえた施策の方向性、指標及び数値目標を設定します。

第6 計画の進行管理

計画を着実に推進し、実効性を高めるために、計画策定、施策の実施、点検・評価及び見直し・改善の一連のサイクルを確立し、計画の進行管理を実施します。

基本目標ごとに指標及び数値目標を設定し、数値の推移について毎年度点検・評価を行うとともに、評価結果や東日本大震災からの復興状況等を踏まえ、必要時、計画の見直しを行います。

計画の評価及び見直しに当たっては、外部有識者等から構成される『福島県看護職員需給計画策定検討会』を開催し、意見を求めます。

施策の方向性と目標

1 看護職を目指す学生の確保

(1) 中学生、高校生等を対象とした看護職の普及啓発

18歳人口が減少する中、看護職を目指す学生を確保していくためには、進学や職業を選択する早い段階から、看護への興味と関心を高めるとともに、看護職の活躍の場等を紹介することが重要であることから、教育庁や看護関係団体、看護師等養成施設と連携して、看護職の魅力ややりがい等への理解を深めるための普及啓発に努めます。

(2) 看護師等養成施設のPR

看護職を目指す学生や社会人が看護師等の資格取得の方法や県内の養成施設への入学方法について理解を深めるため、教育庁や看護関係団体等、看護師等養成施設と連携して、学校案内や学生募集に関する情報の提供に努めます。

2 看護師等養成所の教育体制の充実

(1) 看護教員・実習指導者の育成

看護師等養成所の専任教員や実習施設における実習指導者の確保、資質の向上を支援するため、国の研修等の情報を提供するとともに、関係団体等と連携・協力し、専任教員や実習指導者の養成及び現任者に対する研修等の開催に努めるとともに、看護師等養成所や実習施設からの計画的な受講を促進します。

(2) 教育環境の充実

看護師等養成所の円滑な運営や教育施設の設備等の充実を図るため、教育環境の整備を支援します。

(3) 准看護師養成所から看護師養成所への移行支援

看護基礎教育制度の動向や准看護師養成所設置者の意向を踏まえつつ、准看護師養成所から看護師養成所への移行を支援します。

(4) 看護基礎教育の高等教育化の促進

医療の高度・専門化に伴う質の高い看護が求められているとともに、看護職を希望する学生の大学志向等の社会情勢を踏まえ、看護師等養成の高等教育化の促進に努めます。

指標名	現 状 (平成24年度)	目 標 値 (平成29年度)	備 考
看護師等養成所の入学定員に対する充足率	94.3%	98.0%以上	【データの出典】 ・看護学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査 【算定式】 ・充足率＝入学者数／入学定員

「第六次福島県医療計画」における看護職員数の数値目標

指標名	現状値	目標値	備考
看護職員数 (人口 10 万対)	1,188.7 人 (平成 22 年)	1,228.4 人 (平成 29 年)	保健師助産師看護師法 第 33 条に基づく就業 届、看護職員及び看護業 務に関する調査 ※福島県看護職員需給 計画と整合性を図って 目標を設定。
保健師数 (人口 10 万対)	43.3 人 (平成 22 年)	52.4 人 (平成 29 年)	
助産師数 (人口 10 万対)	21.5 人 (平成 22 年)	22.9 人 (平成 29 年)	
看護師・准看護師数 (人口 10 万対)	1,123.8 人 (平成 22 年)	1,153.2 人 (平成 29 年)	
認定看護師数	107 人 (平成 24 年)	207 人 (平成 29 年)	日本看護協会公表データ

出典：「第六次福島県医療計画」 p.38

医療施設就業者数の状況（平成 25 年全国）

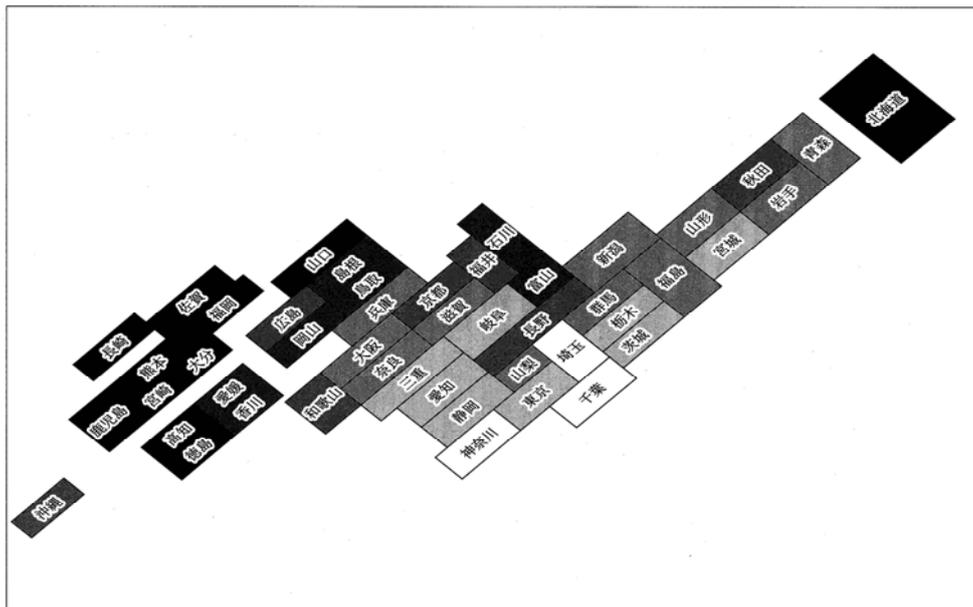
平成 25 年 10 月 1 日現在の都道府県別病院勤務看護職員数（人口 1 万人対看護職員数）を図表化すると下の表とマップのようになる。（看護職員数には、保健師・助産師・看護師・准看護師を含む。）

東北地方は、全国の中でも低い水準であり、秋田県（全国 21 位、87.0 人）、青森県（全国 26 位、79.5 人）、山形県（全国 27 位、79.1 人）、岩手県（全国 28 位、77.6 人）、福島県（全国 32 位、74.0 人）、宮城県（全国 38 位、66.8 人）の順となっており、福島県は、宮城県に次いで低い水準であり、全国平均 75.6 人も下回っている。

「第六次福島県医療計画」（平成 25 年 3 月）においては、「看護職員の確保及び看護力の向上が課題となっており、看護職員の確保対策に加え、資質向上の取組も推進する必要があります」としており、「福島県看護職員需給計画」（平成 25 年 3 月）においては、「医療の高度・専門化に伴う質の高い看護が求められているとともに、看護職を希望する学生の大学志向等の社会情勢を踏まえ、看護師等養成の高等教育化の促進に努めます」としている。

100人以上	1	高知	131.3	80人以上～ 90人未満	19	沖 縄	88.4	60人以上～ 70人未満	37	三 重	67.9
	2	鹿児島	113.0		20	広 島	87.5		38	宮 城	66.8
	3	熊 本	110.9		21	秋 田	87.0		39	岐 阜	65.7
	4	長 崎	110.2		22	福 井	86.6		40	栃 木	65.6
	5	佐 賀	109.1		23	和歌山	84.6		41	東 京	65.0
	6	大 分	106.1		24	京 都	84.0		42	茨 城	61.9
	7	山 口	105.6		25	長 野	80.5		43	愛 知	61.1
	8	徳 島	105.5		26	青 森	79.5		44	静 岡	61.0
	9	宮 崎	103.2		27	山 形	79.1		45	千 葉	54.9
	10	北海道	102.7		28	岩 手	77.6		46	神奈川	54.1
	90人以上～ 100人未満	11	福 岡		101.1	29	群 馬		77.4	47	埼 玉
12		石 川	99.0	30	大 阪	77.2	全 国		75.6		
13		香 川	95.7	31	新 潟	74.3					
14		鳥 取	95.6	32	福 島	74.0					
15		鳥 根	94.7	33	山 梨	73.8					
16		富 山	93.2	34	奈 良	73.3					
16		愛 媛	93.2	35	兵 庫	72.3					
18		岡 山	91.0	36	滋 賀	70.8					

人口 1 万対看護職員数の全国マップ



（資料）「看護関係統計資料集 平成 26 年」日本看護協会出版会

いわき市議会だより

総合磐城共立病院の経営について

問：常勤医師数の推移は。

答：平成18年度は141名で、直近の27年度は115名です。

問：看護師数の推移は。

答：平成23年度は716名で、直近の27年度は644名です。

問：病院運営には、十分な医療スタッフを確保することが大切であるが、医師・看護師採用の重要性に関する認識は。

答：安全・安心の医療を提供していく上で、医師・看護師等の医療スタッフの確保は最重要課題と考えており、今後も必要な人員の確保に全力で取り組んでいく考えです。

【出典：いわき市議会だより ほうれんそう 2016.1.20（No.172）発行：いわき市議会より抜粋】

県内高等学校新卒者の大学・短大(看護系)への進学状況

	卒業者数 A	大学・短大 進学者数 B	大学・短大の 進学率 C	大学・短大の 看護系への進 学者数 D	大学・短大進 学者のうち看 護系への進学 率 D/B
平成22年度	20,524	8,926	43.5	381	4.3
平成23年度	19,726	8,245	41.8		
平成24年度	19,100	8,147	42.7	322	4
平成25年度	19,067	8,150	42.7	344	4.2
平成26年度	18,103	7,898	43.6	359	4.5

出典：福島県教育委員会「学校統計要覧」(平成23年度 一部調査出来ない項目あり)
 福島県医療人材対策室資料

看護師等養成施設の入学状況の推移

区分	年度	課程数	1学年定員A	応募者数	受験者数B	合格者数	入学者数C	競争率% B/C	充足率% C/A	県内入学者D	割合% D/C
看護系大学	22	1	80	372	273	90	86	3.2	107.5	75	87.2
	23	1	80	404	171	89	82	2.1	102.5	61	74.4
	24	1	84	373	296	87	84	3.5	100.0	77	91.7
	25	1	84	446	338	93	84	4.0	100.0	62	73.8
	26	1	84	432	301	85	84	3.6	100.0	68	81.0
	27	1	84	392	292	92	82	3.6	97.6	62	75.6
助産師	22	1	20	103	97	20	19	5.1	95.0	10	52.6
	23	1	20	96	88	20	18	4.9	90.0	12	66.7
	24	1	20	70	68	20	16	4.3	80.0	8	50.0
	25	1	20	63	44	20	18	2.4	90.0	10	55.6
	26	1	20	56	51	20	18	2.8	90.0	11	61.1
	27	1	20	67	58	20	18	3.2	90.0	12	66.7
保健師・看護師統合カリキュラム	22	1	40	83	83	47	35	2.4	87.5	33	94.3
	23	1	40	103	103	53	42	2.5	105.0	40	95.2
	24	1	40	96	96	53	46	2.1	115.0	43	93.5
	25	1	40	82	82	45	35	2.3	87.5	32	91.4
	26	1	40	112	110	48	40	2.8	100.0	39	97.5
	27	1	40	87	84	48	40	2.1	100.0	39	97.5
看護師3年課程	22	13	500	1,496	1,463	655	504	2.9	100.8	446	88.5
	23	13	465	1,435	1,402	604	477	2.9	102.6	421	88.3
	24	13	480	1,210	1,175	612	473	2.5	98.5	430	90.9
	25	12	480	1,084	1,045	612	478	2.2	99.6	400	83.7
	26	12	480	1,059	1,024	618	469	2.2	97.7	421	89.8
	27	12	480	1,017	977	610	472	2.1	98.3	402	85.2
高等学校・専攻科5年一貫	22	2	80	118	160	140	98	1.6	122.5	88	89.8
	23	2	80	137	137	87	83	1.7	103.8	81	97.6
	24	2	80	131	130	83	80	1.6	100.0	79	98.8
	25	2	80	99	98	76	71	1.4	88.8	71	100.0
	26	2	80	96	96	86	80	1.2	100.0	76	95.0
	27	2	80	95	94	77	70	1.3	87.5	69	98.6
看護師2年課程	22	2	90	110	106	87	73	1.5	81.1	66	90.4
	23	2	90	126	125	89	77	1.6	85.6	71	92.2
	24	2	90	88	87	76	70	1.2	77.8	61	87.1
	25	3	130	209	195	126	112	1.7	86.2	106	94.6
	26	3	130	145	159	123	113	1.4	86.9	99	87.6
	27	3	130	137	123	111	93	1.3	71.5	88	94.6
准看護師	22	7	340	590	572	391	347	1.6	102.1	329	94.8
	23	7	340	616	594	396	325	1.8	95.6	288	88.6
	24	7	320	495	458	319	281	1.6	87.8	266	94.7
	25	7	320	352	316	282	227	1.4	70.9	206	90.7
	26	7	320	342	414	329	268	1.5	83.8	243	90.7
	27	7	320	339	319	278	232	1.4	72.5	207	89.2
合計	22	27	1,150	2,872	2,754	1,430	1,162	2.4	101.0	1,047	90.1
	23	27	1,115	2,917	2,620	1,338	1,104	2.4	99.0	974	88.2
	24	27	1,114	2,463	2,310	1,250	1,050	2.2	94.3	964	91.8
	25	27	1,154	2,335	2,118	1,254	1,025	2.1	88.8	887	86.5
	26	27	1,154	2,242	2,155	1,309	1,072	2.0	92.9	957	89.3
	27	27	1,154	2,134	1,947	1,236	1,007	1.9	87.3	879	87.3

出典：看護学校養成所入学状況及び卒業就業状況調査（福島県医療人材対策室資料）

文部科学大臣
馳 浩 様

要 望 書

平成 28 年 3 月 17 日

福島県いわき市長

清水 敏男



いわき明星大学の「看護学部」開設について

東日本大震災から5年が経過した中、本市は、力強い復興と創生に向けた取組を鋭意進めているところでありますが、少子高齢化が進む状況で市民の健康な暮らしを支えるうえでは、地域医療・保健・福祉分野の充実が極めて重要な課題となっているところであります。

特に、看護師の需要は高まる一方であり、地域医療の再建に向けた看護職員の確保、定着、さらには看護力の向上を図ることは急務の課題となっております。

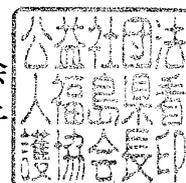
このような中、いわき明星大学に看護学部が開設されますことは、いわき地域における地域医療の担い手の育成ばかりでなく、地域全体の看護師の技能及び市民福祉の向上にも大きく寄与するものと考えております。

つきましては、学校法人いわき明星大学が、いわき明星大学に看護学部を開設できますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

平成28年 1月15日

学校法人いわき明星大学
理事長 小川 哲生 様

公益社団法人福島県看護協会
会長 高橋 京子



要 望 書

厳寒の候 貴職におかれましては、わが国の教育・研究の充実発展のためこれまで多大のご尽力を賜り、心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、このたびいわき明星大学におかれましては、看護学部の設置計画を発表され、教養学部、薬学部と合わせ3学部体制の実現に取り組まれる意向と承り、大変心強く感じております。

医療・看護を取り巻く環境は、少子・超高齢社会の進展に伴い、医療・介護のニーズは増大し、多様化・複雑化しており、我が国は「地域包括ケアシステム」への構築へとかじを切り、従来の病院完結型から地域完結型への転換が図られてきています。したがって、これからの看護職は、医療と生活の両方の視点を持ち、多様な職場で役割を発揮することが求められています。

このため看護師の資質や能力の一層の向上が求められている中、4年制カリキュラムの看護基礎教育による看護師養成は必要不可欠であり、看護大学が1校しかない本県においては喫緊の課題であります。

また、いわき明星大学の既存の教養学部、薬学部との相乗効果により、広い教養と基礎学力、さらには多様化への対応力を備えた看護師の養成が可能となると大いに期待しております。

以上の趣旨をご理解いただき、是非とも看護学部設置を実現されますよう、格段のご配慮、お取組みを要望申し上げます。



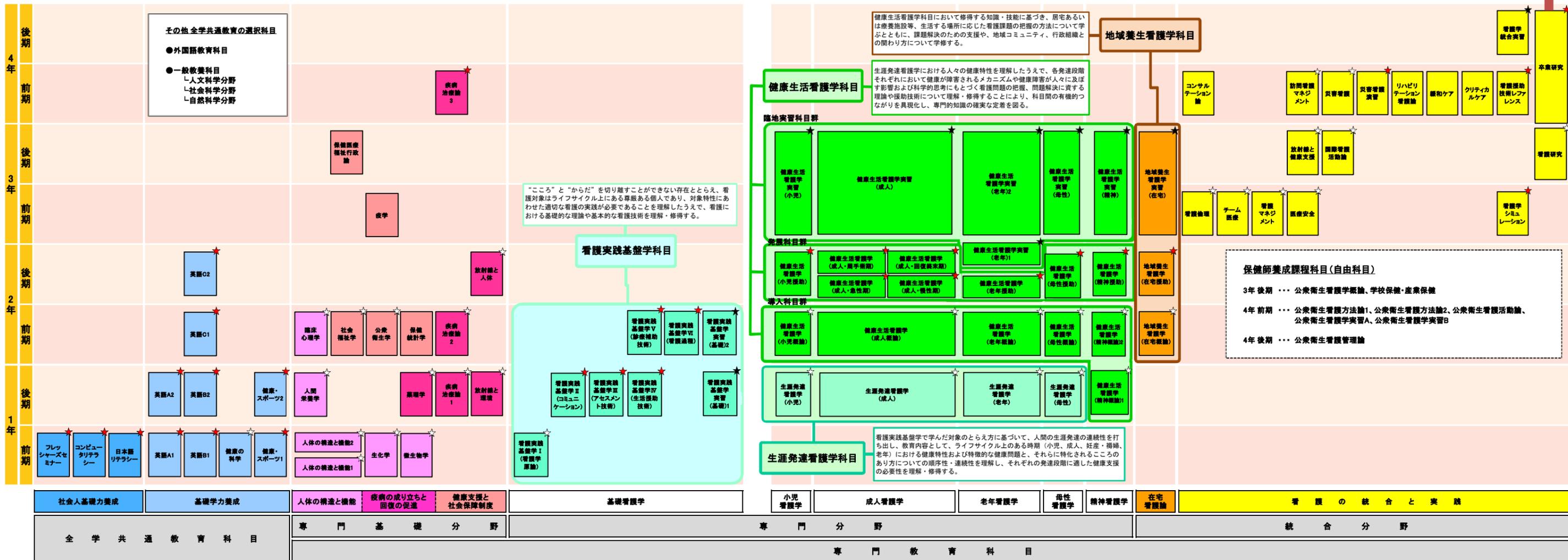
いわき明星大学 看護学部 カリキュラム

地元いわき市をはじめ、地域医療分野において活躍する看護師

ディプロマ・ポリシー

- DP1：広い視野と豊かな教養に基づき、看護の担い手としてふさわしいヒューマンズムと倫理観を身につけている
- DP2：EBN(Evidence Based Nursing: 根拠に基づいた看護)に基づき、自立的に看護を実践することができる
- DP3：生命の尊厳と人権を尊重する姿勢を身につけ、多職種と連携・協働することができる
- DP4：地域の健康課題に関するニーズをとらえ、災害時の援助活動も含め、積極的に地域貢献できる能力と態度を身につけている
- DP5：看護専門職として科学と看護の進展に対応するために、生涯にわたって接続可能な主体的学修ができる

★印：必修科目(講義)
 ★印：必修科目(演習(科目により一部講義を含む。))
 ★印：必修科目(実習)



アドミッション・ポリシー

- ・心身ともに健全である人
- ・思いやりと協調性を持って他者と接することができる人
- ・ものごとに積極的に誠実に取り組む姿勢が身についている人
- ・看護学を学ぶにあたって必要な基礎的能力を身につけている人

教育課程と指定規則との対比表(看護師)

(看護師学校)(いわき明星大学看護学部看護学科)

Table with columns for '教育課程' (Education Course), '指定規則の教育内容' (Designated Regulation Education Content), '別表3(看護師課程)' (Table 3 (Nurse Course)), and '計' (Total). Rows include '外国語教育科目', '全学共通教育科目', '専門基礎分野', '基礎看護学', '成人看護学', '老年看護学', '母性看護学', '小児看護学', '精神看護学', '在宅看護学', '看護の統合と実践', and '保健師養成課程科目'. The table details unit counts, credit hours, and course types across various disciplines.

専門分野と専任教員の配置

指規 の 分 野	定 則 分 野	専 門 分 野	基 礎 分 野	基 礎 分 野	成 人 学 科	老 年 学 科	小 児 学 科	母 性 学 科	性 学 科	精 神 学 科	統 合 分 野 在 宅 看 護 論 看 護 の 統 合 と 実 践	保 健 師 課 程	計	設 置 基 準 要 数
専 任 教 員 数		3		3	5	3	3	4		4	2	3	30	12
助 手	5												—	

学校法人いわき明星大学 定年規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人いわき明星大学教職員就業規則（平成28年4月1日）第84条に基づき、大学に勤務する任用期限について定めのない専任教職員（以下「教職員」という。）の定年及び定年退職に関する事項を定めることを目的とする。

(定年)

第2条 教職員の定年を次のように定める。

(1) 教育職員 65歳

(2) 事務職員 65歳

2 前項第1号の規定にかかわらず、学部、学科等（以下「当該学部等」という。）の新設に係わり任用された教育職員のうち、当該学部等の教員組織編成上必要不可欠と学長が認めたとき、学長の申し出により、理事長は当該教育職員の定年を延長することができる。

(退職の日)

第3条 定年退職の日は、定年に達した年度の末日とする。

(適用除外)

第4条 法人の役員及び理事である教職員の退職については、法人の理事会の決定による。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 教育職員の内、学校法人明星学苑に平成23年3月31日までに任用された者については、第2条第1項の規定にかかわらず定年年齢を70歳に達した年度末とする。

看護学部 履修モデル(看護師)

区分	授業科目	看護師 ・高度先進医療に対応できる看護実践力を身につける。 ・一般病院の看護師	看護師 修得 単位数	
全学共通教育科目	初年次教育科目	フレッシュヤーズセミナー	◎ 2	
	リテラシー教育科目	日本語リテラシー	◎ 1	
		コンピュータリテラシー	◎ 1	
		英語A1	◎ 1	
	外国語教育科目	英語A2	◎ 1	
		英語B1	◎ 1	
		英語B2	◎ 1	
		英語C1	◎ 1	
		英語C2	◎ 1	
		中国語1		
		中国語2		
	保健・スポーツ科目	健康の科学	◎ 2	
		健康・スポーツ1	◎ 1	
		健康・スポーツ2	◎ 1	
	人文科学分野	哲学の世界		
		ことばの科学		
		心の科学		
		世界の歴史と文化		
		倫理学の世界	○ 2	
		芸術の世界		
		文学の世界		
	社会科学分野	日本の歴史と文化		
		法学入門		
		経済学入門		
		社会学入門		
		災害からの復興		
		暮らしのなかの憲法		
		経営学入門		
	自然科学分野	ジェンダー論	○ 2	
		政治学入門		
		自然科学のあゆみ		
		健康と薬	○ 2	
	専門基礎分野	統計のしくみ		
		生命の科学		
		食品の科学		
		地球環境の科学		
		小計		
		20		
		専門基礎分野	人体の構造と機能1	◎ 2
			人体の構造と機能2	◎ 2
生化学			◎ 2	
人間栄養学			◎ 2	
微生物学			◎ 2	
薬理学			◎ 2	
臨床心理学			◎ 1	
疾病治療論1			◎ 2	
疾病治療論2			◎ 2	
疾病治療論3			◎ 1	
放射線と環境			◎ 1	
放射線と人体	◎ 1			
社会福祉学	◎ 2			
公衆衛生学	◎ 2			
保健統計学	○ 2			
疫学				
保健医療福祉行政論				
小計				
26				
専門教育科目	基礎看護学	看護実践基礎学Ⅰ(看護学原論)	◎ 2	
		看護実践基礎学Ⅱ(コミュニケーション)	◎ 2	
		看護実践基礎学Ⅲ(アセスメント技術)	◎ 2	
		看護実践基礎学Ⅳ(生活援助技術)	◎ 2	
		看護実践基礎学Ⅴ(診療補助技術)	◎ 2	
		看護実践基礎学Ⅵ(看護過程)	◎ 2	
		看護実践基礎学実習(基礎)1	◎ 1	
	看護実践基礎学実習(基礎)2	◎ 2		
	成人看護学	生涯発達看護学(成人)	◎ 1	
		健康生活看護学(成人概論)	◎ 1	
		健康生活看護学(成人・急性期)	◎ 1	
		健康生活看護学(成人・周手術期)	◎ 1	
		健康生活看護学(成人・慢性期)	◎ 1	
		健康生活看護学(成人・回復終末期)	◎ 1	
	健康生活看護学実習(成人)	◎ 6		
	老年看護学	生涯発達看護学(老年)	◎ 1	
		健康生活看護学(老年概論)	◎ 1	
		健康生活看護学(老年援助)	◎ 2	
		健康生活看護学実習(老年)1	◎ 1	
	健康生活看護学実習(老年)2	◎ 3		
	母性看護学	生涯発達看護学(母性)	◎ 1	
		健康生活看護学(母性概論)	◎ 1	
		健康生活看護学(母性援助)	◎ 2	
	健康生活看護学実習(母性)	◎ 2		
	小児看護学	生涯発達看護学(小児)	◎ 1	
		健康生活看護学(小児概論)	◎ 1	
健康生活看護学(小児援助)		◎ 2		
健康生活看護学実習(小児)	◎ 2			
精神看護学	健康生活看護学(精神概論)1	◎ 1		
	健康生活看護学(精神概論)2	◎ 1		
	健康生活看護学(精神援助)	◎ 2		
	健康生活看護学実習(精神)	◎ 2		
在宅看護論	地域養生看護学(在宅概論)	◎ 2		
	地域養生看護学(在宅援助)	◎ 2		
	地域養生看護学実習(在宅)	◎ 2		
	看護倫理	◎ 1		
	チーム医療	◎ 1		
	看護マネジメント	◎ 1		
	医療安全	◎ 1		
	国際看護活動論	◎ 1		
	放射線と健康支援	◎ 1		
	災害看護	◎ 1		
災害看護演習	◎ 1			
訪問看護マネジメント	◎ 1			
統合分野	リハビリテーション看護論			
	コンサルテーション論			
	緩和ケア	○ 1		
	クリティカルケア	○ 1		
	看護学シミュレーション	◎ 1		
	看護学統合実習	◎ 2		
	看護援助技術レファレンス	◎ 2		
	看護研究	◎ 1		
	卒業研究	◎ 2		
	小計			
78				
保健師養成課程科目	公衆衛生看護学概論			
	公衆衛生看護学方法論1			
	公衆衛生看護学方法論2			
	公衆衛生看護学活動論			
	学校保健・産業保健			
	公衆衛生看護学管理論			
	公衆衛生看護学実習A			
公衆衛生看護学実習B				
小計				
卒業時履修単位数		124		

看護学部 履修モデル(保健師)

区分	授業科目	保健師 ・保健師として、地域の特性やニーズを把握し、地域の求める看護に対応できる力を身につける。 ・保健師	保健師 修得 単位数	
全学共通教育科目	初年次教育科目	フレッシュヤーズセミナー	◎ 2	
	リテラシー教育科目	日本語リテラシー	◎ 1	
		コンピュータリテラシー	◎ 1	
		英語A1	◎ 1	
	外国語教育科目	英語A2	◎ 1	
		英語B1	◎ 1	
		英語B2	◎ 1	
		英語C1	◎ 1	
		英語C2	◎ 1	
		中国語1		
		中国語2		
	保健・スポーツ	健康の科学	◎ 2	
		健康・スポーツ1	◎ 1	
		健康・スポーツ2	◎ 1	
	人文科学分野	哲学の世界		
		ことばの科学		
		心の科学	○ 2	
		世界の歴史と文化		
		倫理学の世界		
		芸術の世界		
		文学の世界		
		日本の歴史と文化		
		社会科学分野	法学入門	
			経済学入門	
	社会学入門			
	災害からの復興		○ 2	
	暮らしのなかの憲法			
	経営学入門			
	ジェンダー論			
	自然科学分野	政治学入門		
		自然科学のあゆみ		
		健康と薬		
		統計のしくみ		
		生命の科学		
		食品の科学	○ 2	
	地球環境の科学			
	小計		20	
	専門基礎分野	人体の構造と機能1	◎ 2	
		人体の構造と機能2	◎ 2	
		生化学	◎ 2	
人間栄養学		◎ 2		
微生物学		◎ 2		
薬理学		◎ 2		
臨床心理学		◎ 1		
疾病治療論1		◎ 2		
疾病治療論2		◎ 2		
疾病治療論3		◎ 1		
放射線と環境		◎ 1		
放射線と人体		◎ 1		
社会福祉学		◎ 2		
公衆衛生学		◎ 2		
保健統計学		○ 2		
疫学		○ 2		
保健医療福祉行政論		○ 2		
小計			30	
基礎看護学		看護実践基礎学Ⅰ(看護学原論)	◎ 2	
		看護実践基礎学Ⅱ(コミュニケーション)	◎ 2	
	看護実践基礎学Ⅲ(アセスメント技術)	◎ 2		
	看護実践基礎学Ⅳ(生活援助技術)	◎ 2		
	看護実践基礎学Ⅴ(診療補助技術)	◎ 2		
	看護実践基礎学Ⅵ(看護過程)	◎ 2		
	看護実践基礎学実習(基礎)1	◎ 1		
	看護実践基礎学実習(基礎)2	◎ 2		
	成人看護学	生涯発達看護学(成人)	◎ 1	
		健康生活看護学(成人概論)	◎ 1	
		健康生活看護学(成人・急性期)	◎ 1	
		健康生活看護学(成人・周手術期)	◎ 1	
		健康生活看護学(成人・慢性期)	◎ 1	
		健康生活看護学(成人・回復終末期)	◎ 1	
	健康生活看護学実習(成人)	◎ 6		
	老年看護学	生涯発達看護学(老年)	◎ 1	
		健康生活看護学(老年概論)	◎ 1	
		健康生活看護学(老年援助)	◎ 2	
		健康生活看護学実習(老年)1	◎ 1	
	健康生活看護学実習(老年)2	◎ 3		
	母性看護学	生涯発達看護学(母性)	◎ 1	
		健康生活看護学(母性概論)	◎ 1	
		健康生活看護学(母性援助)	◎ 2	
	健康生活看護学実習(母性)	◎ 2		
	小児看護学	生涯発達看護学(小児)	◎ 1	
健康生活看護学(小児概論)		◎ 1		
健康生活看護学(小児援助)		◎ 2		
健康生活看護学実習(小児)	◎ 2			
精神看護学	健康生活看護学(精神概論)1	◎ 1		
	健康生活看護学(精神概論)2	◎ 1		
	健康生活看護学(精神援助)	◎ 2		
	健康生活看護学実習(精神)	◎ 2		
在宅看護学	地域養生看護学(在宅概論)	◎ 2		
	地域養生看護学(在宅援助)	◎ 2		
	地域養生看護学実習(在宅)	◎ 2		
統合分野	看護倫理	◎ 1		
	チーム医療	◎ 1		
	看護マネジメント	◎ 1		
	医療安全	◎ 1		
	国際看護活動論	◎ 1		
	放射線と健康支援	◎ 1		
	災害看護	◎ 1		
	災害看護演習	◎ 1		
	訪問看護マネジメント	◎ 1		
	リハビリテーション看護論	○ 1		
	コンサルテーション論	○ 1		
	緩和ケア			
	クリティカルケア			
	看護学シミュレーション	◎ 1		
	看護学統合実習	◎ 2		
	看護援助技術レファレンス	◎ 2		
	看護研究	◎ 1		
	卒業研究	◎ 2		
	小計		78	
	保健師養成課程科目	公衆衛生看護学概論	○ 2	
公衆衛生看護学方法論1		○ 2		
公衆衛生看護学方法論2		○ 2		
公衆衛生看護学活動論		○ 2		
学校保健・産業保健		○ 2		
公衆衛生看護学管理論		○ 2		
公衆衛生看護学実習A		○ 2		
公衆衛生看護学実習B		○ 3		
小計		17		
卒業時履修単位数		145		

いわき明星大学研究倫理委員会規程

平成 25 年 7 月 1 日

制 定

(目的)

第 1 条 いわき明星大学で行われる人を対象とする研究が、個人の尊厳及び人権の尊重、個人情報
の保護、その他の倫理的及び科学的観点から適正に実施されることを審議・調査するために、
いわき明星大学研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 倫理委員会は、学長の諮問に応じ、次の各号に定める事項を行う。

- (1) いわき明星大学の研究倫理に関する基本方針の策定
 - (2) 研究計画の審査
 - (3) その他研究倫理について必要な事項の協議
- 2 前項第 2 号に定める研究計画の審査について必要な事項は、別に定める。

(組織)

第 3 条 倫理委員会は、次の各号に定める者によって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長または学部長
 - (2) 各研究科の研究科長
 - (3) 心理相談センター長
 - (4) 地域連携センター長
 - (5) その他学長が必要と認める者 若干名
- 2 委員の任命は、学長が行う。
- 3 第 1 項第 1 号から第 4 号に定める委員の任期は、その職制にあるうちとする。
- 4 第 1 項第 5 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(倫理委員会の運営)

第 4 条 倫理委員会に委員長を置き、委員長は、学長が指名する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に支障のあるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。
- 4 委員長が必要と認めたとき、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 倫理委員会に関する事務は、学長室が行う。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学部長会の意見を聴いて、学長が定める。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、学部長会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

いわき明星大学研究倫理審査に関する内規

平成 27 年 3 月 1 日
制 定

(目的)

第 1 条 この内規は、いわき明星大学研究倫理委員会規程第 2 条第 2 項に基づき、研究計画の倫理審査（以下「審査」という。）について必要な事項を定める。

(申請)

第 2 条 研究の実施にあたり研究倫理審査を必要とする研究者（以下「申請者」という。）は、所属する部局の長を通じて、次の各号に定める書類を学長に提出する。

- (1) 研究倫理審査申請書
- (2) 研究計画書
- (3) その他審査に必要な書類

2 いわき明星大学（以下「本学」という。）の学生が申請者となる場合、予め、当該研究の研究指導教員の承認を得なければならない。

3 学長は、前各 2 項に基づく申請があった場合、速やかにいわき明星大学研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）に当該研究計画の審査及び判定を行わせる。

(審査及び判定等)

第 3 条 倫理委員会は、前条に基づき審査を行うため、第 9 条に定める学問分野別専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2 専門委員会は、次の各号に掲げる事項によるほか、専門分野の視点から、当該研究計画の研究倫理並びに法令及び本学の諸規程への適合性を確認し、倫理委員会にその結果を報告する。

- (1) 当該研究に協力する者の個人情報の保護をはじめとする人権の擁護
- (2) 当該研究に協力する者への不利益及び危険性に対する配慮
- (3) 当該研究に協力する者（必要がある場合は、その家族等を含む。）に理解を求め、同意を得る方法

3 倫理委員会は、研究計画及び専門委員会の報告等に基づき、当該研究計画に対し、倫理的及び科学的観点からの審査並びに法令及び本学の諸規程等との適合性に関する審査を行い、出席委員の合意を原則として、次の各号に定める判定を行う。

- (1) 承認

研究倫理上の問題はないため、当該研究計画に基づき研究を実施することができる。

- (2) 条件付承認

倫理委員会が提示した実施に係る条件を受諾した場合、当該研究計画に基づく研究を実施することができる。

- (3) 変更の勧告

研究倫理上の問題があり、研究計画の修正が必要である。申請者は、勧告に基づいて修正し、倫理委員会に提出する。修正箇所について、改めて倫理委員会の審査を受けなければならない。

- (4) 不承認

研究倫理上の問題が極めて大きいため、研究計画の抜本的な見直しが必要である。研究計画の見直しを行った場合、改めて審査の申請を行い、審査を受けなければならない。

(5) 非該当

倫理委員会による審査対象外

4 倫理委員会は、前項の判定結果を速やかに学長に答申する。

(決定等)

第4条 学長は、前条に定める倫理委員会の判定結果に基づき、当該研究計画の実施の可否を決定する。

2 学長の決定は、当該部局の長を通じて、申請者に通知する。

(予備調査)

第5条 倫理委員会は、審査を円滑に実施するため、予備調査を行うことができる。

2 予備調査を担当する者は、倫理委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する倫理委員会委員若干人とする。

(審査手続きの簡略化)

第6条 倫理委員会は、予備調査の結果、研究計画が次の各号のいずれかに該当する場合、専門委員会による審査を省略し、第3条第3項に定める審査及び判定を行うことができる。

(1) 研究計画の軽微な変更

(2) 他大学又は研究機関等において審査を受け、承認を得ている研究計画

(3) その他倫理委員会が、審査を簡略化できると認めた場合

(異議申立)

第7条 申請者は、倫理委員会の判定に異議がある場合、異議申立書により、再審査を求めることができる。

2 学長は、前項の異議申立書を受理したときは、第4条及び第5条を準用して再審査を行い、その結果を当該部局の長を通じて研究者に通知する。

(計画の変更)

第8条 研究者は、承認された研究計画に変更等（中止を含む。）が生じたときは、速やかに当該部局の長を通じて、学長に実施計画変更書を提出しなければならない。

2 学長は、前項の実施計画変更書を受理したときは、第3条を準用して再審査を行い、その結果を当該部局の長を通じて研究者に通知する。

(専門委員会の組織等)

第9条 専門委員会は、次の各号に定める者によって組織する。

(1) 当該学問分野に係る研究科長または学部長

(2) 当該研究の学問分野の有識者 若干人

(3) 当該研究の学問分野以外の有識者 若干人

(4) その他委員長が必要と認めた者

2 専門委員会委員長は、倫理委員会が指名した者とする。

(研究の検証)

第10条 倫理委員会は、研究終了後、研究者に対して当該研究の報告を求め、研究の検証を行うことができる。

2 倫理委員会は、研究の進行中、研究者に当該研究に関する報告を求め、調査することができる。この場合において、当該研究に改善すべき事項があるときは、必要な指導又は勧告を行わなければならない。

(雑則)

第 11 条 この内規に定めるものの他必要な事項は、倫理委員会の意見を聴いて、学長が定める。

(改廃)

第 12 条 この内規の改廃は、倫理委員会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この内規は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

保健師養成課程履修者の選抜要項

1. 履修人数：1 学年 20 名
2. 選抜時期：2 年次終了時
3. 志望条件：
 - ① 2 年次までの必修科目の単位を全て修得していること。
 - ② 保健師への興味・関心および学習意欲が認められること。
 - ③ 学業、日常生活に対する姿勢が真摯であること。
4. 提出書類：
 - ① 履修申請書
 - ② 志望理由書
5. 選抜方法：書類選考、面接
6. 選抜基準：2 年次までの単位取得状況、成績（G P A 3.2 以上）、面接結果、志望理由書
7. 審査体制：保健師養成課程運営委員会
委員会構成
 - ・委員長 学部長
 - ・委員 学科主任および保健師養成課程を担当する専任教員
8. 選抜結果：学内公示

看護学部設置にかかる購入予定雑誌タイトル

和雑誌

No.	誌名	出版社
1	看護	日本看護協会出版会
2	看護実践の科学	看護の科学社
3	看護研究	医学書院
4	看護教育	医学書院
5	家族看護学研究	日本家族看護学会
6	日本看護学教育学会誌	日本看護学教育学会
7	日本災害看護学会誌	日本災害看護学会
8	日本看護科学学会学術集会講演集	日本看護科学学会
9	助産師：日本助産師会機関誌	日本助産師会
10	日本産科婦人科学會雑誌	日本産科婦人科学会
11	精神看護	医学書院
12	がん看護	南江堂
13	訪問看護と介護	医学書院
14	地域保健	東京法規出版
15	看護管理	医学書院
16	小児看護※	へるす出版
17	Neonatal care：新生児医療と看護専門誌※	メディカ出版
18	老年看護学：日本老年看護学会誌※	日本老年看護学会
19	保健師ジャーナル※	医学書院

※は看護学部開設後に経常経費で整備する予定。

洋雑誌

No.	誌名	出版社
1	Health Care Management Review	Lippincott Williams & Wilkins, a Wolters Kluwer Co
2	International Nursing Review	John Wiley & Sons Ltd. (formerly: Blackwell)
3	Journal of Community Health Nursing	Taylor & Francis Limited
4	Journal of Midwifery and Women's Health	John Wiley & Sons Ltd.
5	Public Health Nursing	John Wiley & Sons Ltd. (formerly: Blackwell)
6	Nursing Research	Lippincott Williams & Wilkins, a Wolters Kluwer Co
7	Clinical Nursing Research	Sage Publications Ltd.
8	Journal of Family Nursing	Sage Publications Ltd.
9	Journal of Nursing Education	Slack Incorporated
10	Journal of Pediatric Oncology Nursing	Sage Publications Ltd.

図書館蔵書数および看護学部図書等整備計画

【図書館蔵書数】

区分	冊数
和書	214,542 冊
洋書	58,827 冊
図書小計	273,369 冊
和雑誌 (タイトル数)	881 種
洋雑誌 (タイトル数)	491 種
雑誌小計 (タイトル数)	1,372 種
視聴覚資料	4,290 点
合計	279,031

【看護学部関連主要分野図書冊数】

分類番号	分野	和書	洋書	計
100 番台	哲学	360 冊	8 冊	368 冊
110 番台	哲学概論	290 冊	57 冊	347 冊
140 番台	心理学	4,930 冊	542 冊	5,472 冊
150 番台	倫理学・道徳	355 冊	44 冊	399 冊
360 番台	社会	10,890 冊	1,778 冊	12,668 冊
400 番台	自然科学	2,761 冊	121 冊	2,882 冊
430 番台	化学	2,429 冊	1,223 冊	3,652 冊
460 番台	生物科学・一般生物学	2,569 冊	494 冊	3,063 冊
490 番台	医学	11,123 冊	886 冊	12,009 冊
519 番台	公害・環境工学	345 冊	6 冊	351 冊
596 番台	食品・料理	50 冊	1 冊	51 冊
598 番台	家庭衛生	2 冊	0 冊	2 冊
599 番台	育児	31 冊	2 冊	33 冊
	計	36,135 冊	5,162 冊	41,297 冊

【看護学部関連主要雑誌 (和・洋) 種数】

分類番号	分野	タイトル数
140 番台	心理学	40 種
490 番台	医学	171 種
	計	211 種

【看護学部関連主要視聴覚資料点数】

		点数
140 番台	心理学	133 点
490 番台	医学	379 点
計		512 点

【新規整備図書等の購入計画】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	合 計
図 書	2,280 冊	460 冊	260 冊	3,000 冊
雑 誌	新規 20 タイトル	新規 5 タイトル 継続 20 タイトル	継続 25 タイトル	継続 25 タイトル
データベース	0 種	6 種	6 種	6 種
視聴覚資料	50 点	25 点	0 点	75 点

実習施設一覧

No.	実習施設名	所在地	住所	当該実習施設を使用する科目名称	受入人数		備考
					1クール	年間	
1	いわき市立総合磐城共立病院	福島県	いわき市内郷御厩町久世原16	看護実践基盤学実習(基礎) 1	56	56	承諾書No.1
				看護実践基盤学実習(基礎) 2	56	56	
				健康生活看護学実習(成人)	7または14	35	
				健康生活看護学実習(母性)	7	42	
				健康生活看護学実習(小児)	7	42	
				健康生活看護学実習(老年) 2	7	28	
				看護学統合実習	7	56	
2	独立行政法人 労働者健康福祉機構 福島労災病院	福島県	いわき市内郷綴町沼尻3	看護実践基盤学実習(基礎) 1	28	28	承諾書No.2
				看護実践基盤学実習(基礎) 2	28	28	
				健康生活看護学実習(成人)	7	42	
				健康生活看護学実習(老年) 2	7	14	
				看護学統合実習	28	28	
3	社団医療法人 養生会 かしま病院	福島県	いわき市鹿島町下蔵持字中沢目22-1	健康生活看護学実習(成人)	7	28	承諾書No.3
				健康生活看護学実習(老年) 2	7	21	
4	社団医療法人 呉羽会 呉羽総合病院	福島県	いわき市錦町落合1-1	健康生活看護学実習(成人)	7	28	承諾書No.4
				健康生活看護学実習(老年) 2	7	7	
5	医療法人 常磐会 いわき湯本病院	福島県	いわき市常磐湯本町台山6	健康生活看護学実習(成人)	7	7	承諾書No.5
				健康生活看護学実習(老年) 2	7	14	
				地域養生看護学実習(在宅)	7	14	
6	医療法人 松尾会 松尾病院	福島県	いわき市平字愛谷町4-1-4	健康生活看護学実習(成人)	7	28	承諾書No.6
				健康生活看護学実習(老年) 1	7	14	
7	医療法人 泉心会 泉保養院	福島県	いわき市泉玉露1-18-10	健康生活看護学実習(精神)	7	28	承諾書No.7
8	医療法人 博文会 いわき開成病院	福島県	いわき市鹿島町飯田字八合5	健康生活看護学実習(精神)	7	28	承諾書No.8
9	特定医療法人社団 石福会 四倉病院	福島県	いわき市四倉町下仁井田字南追切2-2	健康生活看護学実習(精神)	7	28	承諾書No.9
10	公益財団法人 湯浅報恩会 寿泉堂総合病院	福島県	郡山市駅前1-1-17	健康生活看護学実習(母性)	7	42	承諾書No.10
				健康生活看護学実習(小児)	7	42	
11	医療法人 あさうら会 須田医院通所リハビリテーション事業所	福島県	いわき市小島町1-5-2	健康生活看護学実習(老年) 1	7	14	承諾書No.11
12	医療法人社団 正風会 介護老人保健施設 いきがいの村	福島県	いわき市小浜町東ノ作164-2	健康生活看護学実習(老年) 1	7	14	承諾書No.12
13	特定医療法人社団 石福会 介護老人保健施設ヒーリングホーム四倉	福島県	いわき市四倉町下仁井田字南追切23	健康生活看護学実習(老年) 1	7	14	承諾書No.13
14	社団医療法人養生会 クリニックかしま	福島県	いわき市鹿島町下蔵持字里屋3-1	健康生活看護学実習(老年) 1	7	14	承諾書No.14
15	医療法人 医和生会 短時間通所リハビリテーション	福島県	いわき市平谷川瀬字三十九町19-3	健康生活看護学実習(老年) 1	7	14	承諾書No.15
16	社会福祉法人 柳愛会 幸寿苑	福島県	いわき市平上平窪字原田13-1	健康生活看護学実習(老年) 2	7	14	承諾書No.16
17	社会福祉法人 飛鳥 特別養護老人ホームはなまる共和国	福島県	いわき市平上荒川字林作207-5	健康生活看護学実習(老年) 2	7	14	承諾書No.17
18	社会福祉法人 養生会 特別養護老人ホームかしま荘	福島県	いわき市鹿島町下蔵持字中沢目24	健康生活看護学実習(老年) 2	7	14	承諾書No.18
19	社会福祉法人 五彩会 特別養護老人ホームパライソごしき	福島県	いわき市鹿島町久保字仲田10-1	健康生活看護学実習(老年) 2	7	14	承諾書No.19

実習施設一覧

No.	実習施設名	所在地	住所	当該実習施設を使用する科目名称	受入人数		備考
					1クール	年間	
20	社会福祉法人 容雅会 特別養護老人ホームサニーポート小名浜	福島県	いわき市小名浜字神成塚133-1	健康生活看護学実習(老年)2	7	14	承諾書No.20
21	社会福祉法人 楽寿会 特別養護老人ホーム楽寿荘	福島県	いわき市四倉町上仁井田字横川67	健康生活看護学実習(老年)2	7	14	承諾書No.21
22	医療法人 医和生会 コスモス訪問看護ステーション	福島県	いわき市平谷川瀬字三十九町19-3	地域養生看護学実習(在宅)	7	14	承諾書No.22
23	ニチイケアセンター 小名浜訪問看護ステーション	福島県	いわき市小名浜岡小名3-6-14	地域養生看護学実習(在宅)	7	14	承諾書No.23
24	社団医療法人 養生会 かしま訪問看護ステーション	福島県	いわき市鹿島町下蔵持字里屋7-1	地域養生看護学実習(在宅)	7	28	承諾書No.24
25	社会福祉法人 楽寿会 よつくら訪問介護ステーション	福島県	いわき市四倉町上仁井田字横川74-1	地域養生看護学実習(在宅)	7	14	承諾書No.25
26	平地域包括支援センター	福島県	いわき市平字梅本21	公衆衛生看護学実習A	7または6	20	承諾書No.26
27	小名浜地域包括支援センター	福島県	いわき市小名浜花畑町34-2	公衆衛生看護学実習A			
28	勿来・田人地域包括支援センター	福島県	いわき市錦町大島1	公衆衛生看護学実習A			
29	常磐・遠野地域包括支援センター	福島県	いわき市常磐湯本町吹谷76	公衆衛生看護学実習A			
30	内郷・好間・三和地域包括支援センター	福島県	いわき市内郷高坂町四方木田191	公衆衛生看護学実習A			
31	四倉・久之浜大久地域包括支援センター	福島県	いわき市四倉町字西四丁目11-3	公衆衛生看護学実習A			
32	小川・川前地域包括支援センター	福島県	いわき市小川町高萩字下川原1	公衆衛生看護学実習A			
33	いわき市保健所	福島県	いわき市内郷高坂町四方木田191	公衆衛生看護学実習B	7または6	20	承諾書No.27
34	福島県双葉郡楡葉町	福島県	双葉郡楡葉町大字北田字鐘突堂5-6	公衆衛生看護学実習B	7または6	20	承諾書No.28
35	福島県県中保健福祉事務所	福島県	須賀川市旭町153-1	公衆衛生看護学実習B	20	20	承諾書No.29

実習施設一覧(科目別)

看護実践基盤学実習（基礎）1

No.	実習施設名	所在地	住所	受入人数		備考
				1クール	年間	
1	いわき市立総合磐城共立病院	福島県	いわき市内郷御厩町久世原16	56	56	承諾書No.1
2	独立行政法人 労働者健康福祉機構 福島労災病院	福島県	いわき市内郷綴町沼尻3	28	28	承諾書No.2

看護実践基盤学実習（基礎）2

No.	実習施設名	所在地	住所	受入人数		備考
				1クール	年間	
1	いわき市立総合磐城共立病院	福島県	いわき市内郷御厩町久世原16	56	56	承諾書No.1
2	独立行政法人 労働者健康福祉機構 福島労災病院	福島県	いわき市内郷綴町沼尻3	28	28	承諾書No.2

健康生活看護学実習（成人）

No.	実習施設名	所在地	住所	受入人数		備考
				1クール	年間	
1	いわき市立総合磐城共立病院	福島県	いわき市内郷御厩町久世原16	7または 14	35	承諾書No.1
2	独立行政法人 労働者健康福祉機構 福島労災病院	福島県	いわき市内郷綴町沼尻3	7	42	承諾書No.2
3	社団医療法人 養生会 かしま病院	福島県	いわき市鹿島町下蔵持字中沢目22-1	7	28	承諾書No.3
4	社団医療法人 呉羽会 呉羽総合病院	福島県	いわき市錦町落合1-1	7	28	承諾書No.4
5	医療法人 常磐会 いわき湯本病院	福島県	いわき市常磐湯本町台山6	7	7	承諾書No.5
6	医療法人 松尾会 松尾病院	福島県	いわき市平字愛谷町4-1-4	7	28	承諾書No.6

健康生活看護学実習（母性）

No.	実習施設名	所在地	住所	受入人数		備考
				1クール	年間	
1	いわき市立総合磐城共立病院	福島県	いわき市内郷御厩町久世原16	7	42	承諾書No.1
10	公益財団法人 湯浅報恩会 寿泉堂総合病院	福島県	郡山市駅前1-1-17	7	42	承諾書No.10

健康生活看護学実習（小児）

No.	実習施設名	所在地	住所	受入人数		備考
				1クール	年間	
1	いわき市立総合磐城共立病院	福島県	いわき市内郷御厩町久世原16	7	42	承諾書No.1
10	公益財団法人 湯浅報恩会 寿泉堂総合病院	福島県	郡山市駅前1-1-17	7	42	承諾書No.10

健康生活看護学実習（精神）

No.	実習施設名	所在地	住所	受入人数		備考
				1クール	年間	
7	医療法人 泉心会 泉保養院	福島県	いわき市泉玉露1-18-10	7	28	承諾書No.7
8	医療法人 博文会 いわき開成病院	福島県	いわき市鹿島町飯田字八合5	7	28	承諾書No.8
9	特定医療法人社団 石福会 四倉病院	福島県	いわき市四倉町下仁井田字南追切2-2	7	28	承諾書No.9

健康生活看護学実習（老年）1

No.	実習施設名	所在地	住所	受入人数		備考
				1クール	年間	
6	医療法人 松尾会 松尾病院	福島県	いわき市平字愛谷町4-1-4	7	14	承諾書No.6
11	医療法人 あさうら会 須田医院通所リハビリテーション事業所	福島県	福島県いわき市小島町1-5-2	7	14	承諾書No.11
12	医療法人社団 正風会 介護老人保健施設 いきがい村	福島県	いわき市小浜町東ノ作164-2	7	14	承諾書No.12
13	特定医療法人社団 石福会 介護老人保健施設 ヒーリングホーム四倉	福島県	いわき市四倉町下仁井田字南追切23	7	14	承諾書No.13
14	社団医療法人養生会 クリニックかしま	福島県	いわき市鹿島町下蔵持字里屋3-1	7	14	承諾書No.14
15	医療法人 医和生会 短時間通所リハビリテーション	福島県	いわき市平谷川瀬字三十九町19-3	7	14	承諾書No.15

健康生活看護学実習（老年）2

No.	実習施設名	所在地	住所	受入人数		備考
				1クール	年間	
1	いわき市立総合磐城共立病院	福島県	いわき市内郷御厩町久世原16	7	28	承諾書No.1
2	独立行政法人 労働者健康福祉機構 福島労災病院	福島県	いわき市内郷綴町沼尻3	7	14	承諾書No.2
3	社団医療法人 養生会 かしま病院	福島県	いわき市鹿島町下蔵持字中沢目22-1	7	21	承諾書No.3
4	社団医療法人 呉羽会 呉羽総合病院	福島県	いわき市錦町落合1-1	7	7	承諾書No.4
5	医療法人 常磐会 いわき湯本病院	福島県	いわき市常磐湯本町台山6	7	14	承諾書No.5
16	社会福祉法人 柳愛会 幸寿苑	福島県	いわき市平上平窪字原田13-1	7	14	承諾書No.16
17	社会福祉法人 飛鳥 特別養護老人ホーム はなまる共和国	福島県	いわき市平上荒川字林作207-5	7	14	承諾書No.17
18	社会福祉法人 養生会 特別養護老人ホーム かしま荘	福島県	いわき市鹿島町下蔵持字中沢目24	7	14	承諾書No.18
19	社会福祉法人 五彩会 特別養護老人ホーム パライソごしき	福島県	いわき市鹿島町久保字仲田10-1	7	14	承諾書No.19
20	社会福祉法人 容雅会 特別養護老人ホーム サニーポート小名浜	福島県	いわき市小名浜字神成塚133-1	7	14	承諾書No.20
21	社会福祉法人 楽寿会 特別養護老人ホーム 楽寿荘	福島県	いわき市四倉町上仁井田字横川67	7	14	承諾書No.21

地域養生看護学実習（在宅）

No.	実習施設名	所在地	住所	受入人数		備考
				1クール	年間	
5	医療法人 常磐会 いわき湯本病院	福島県	いわき市常磐湯本町台山6	7	14	承諾書No.5
22	医療法人 医和生会 コスモス訪問看護ステーション	福島県	いわき市平谷川瀬字三十九町19-3	7	14	承諾書No.22
23	ニチイケアセンター 小名浜訪問看護ステーション	福島県	いわき市小名浜岡小名3-6-14	7	14	承諾書No.23
24	社団医療法人 養生会 かしま訪問看護ステーション	福島県	いわき市鹿島町下蔵持字里屋7-1	7	28	承諾書No.24
25	社会福祉法人 楽寿会 よつくら訪問介護ステーション	福島県	いわき市四倉町上仁井田字横川74-1	7	14	承諾書No.25

看護学統合実習

No.	実習施設名	所在地	住所	受入人数		備考
				1クール	年間	
1	いわき市立総合磐城共立病院	福島県	いわき市内郷御厩町久世原16	7	56	承諾書No.1
2	独立行政法人 労働者健康福祉機構 福島労災病院	福島県	いわき市内郷綴町沼尻3	28	28	承諾書No.2

公衆衛生看護学実習A

No.	実習施設名	所在地	住所	受入人数		備考
				1クール	年間	
26	平地域包括支援センター	福島県	いわき市平字梅本21	7または6	20	承諾書No.26
27	小名浜地域包括支援センター	福島県	いわき市小名浜花畑町34-2	7または6	20	承諾書No.26
28	勿来・田人地域包括支援センター	福島県	いわき市錦町大島1	7または6	20	承諾書No.26
29	常磐・遠野地域包括支援センター	福島県	いわき市常磐湯本町吹谷76	7または6	20	承諾書No.26
30	内郷・好間・三和地域包括支援センター	福島県	いわき市内郷高坂町四方木田191	7または6	20	承諾書No.26
31	四倉・久之浜大久地域包括支援センター	福島県	いわき市四倉町字西四丁目11-3	7または6	20	承諾書No.26
32	小川・川前地域包括支援センター	福島県	いわき市小川町高萩字下川原1	7または6	20	承諾書No.26

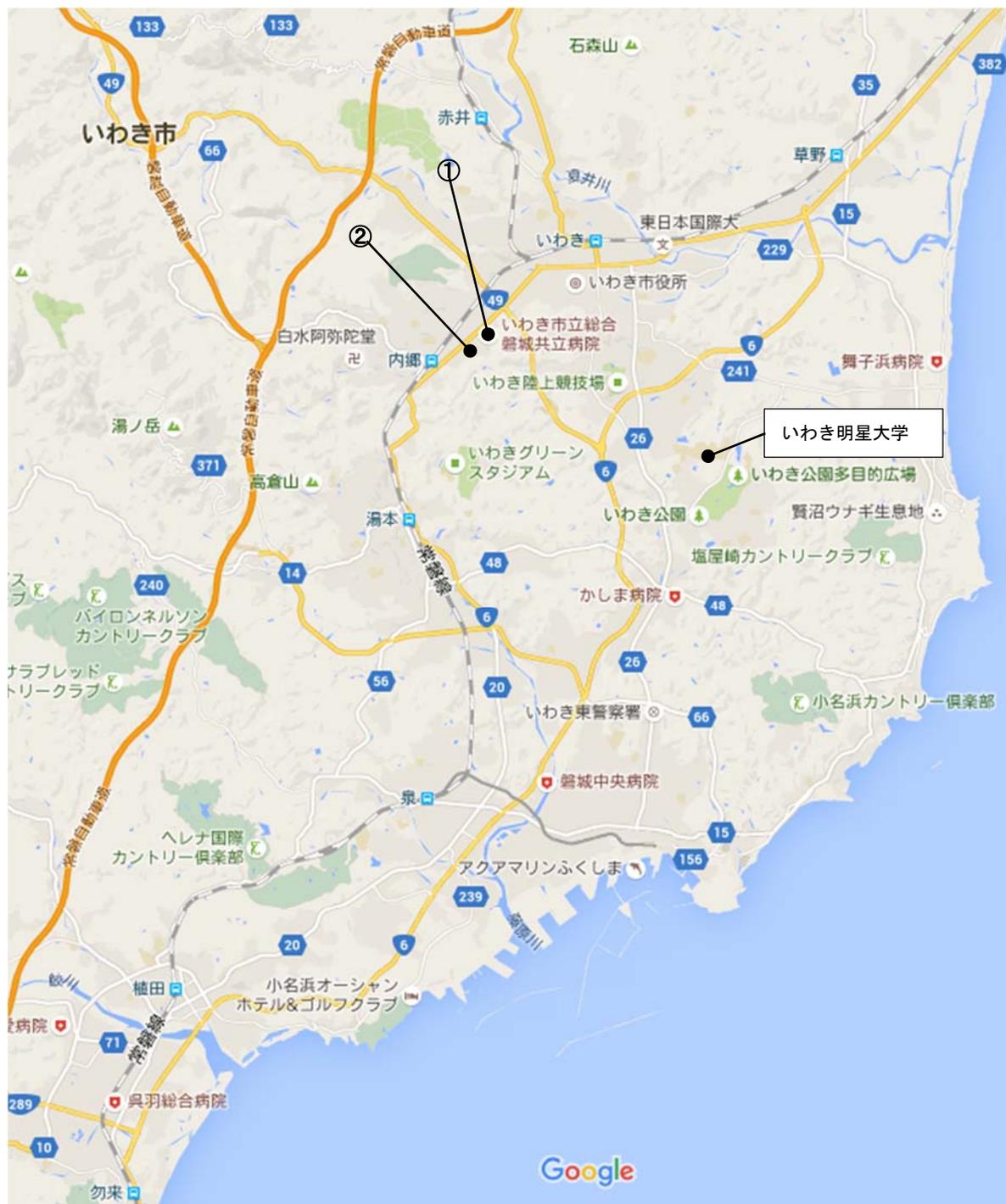
公衆衛生看護学実習B

No.	実習施設名	所在地	住所	受入人数		備考
				1クール	年間	
33	いわき市保健所	福島県	いわき市内郷高坂町四方木田191	7または6	20	承諾書No.27
34	福島県双葉郡楡葉町	福島県	双葉郡楡葉町大字北田字鐘突堂5-6	7または6	20	承諾書No.28
35	福島県県中保健福祉事務所	福島県	須賀川市旭町153-1	20	20	承諾書No.29

実習施設承諾書一覧

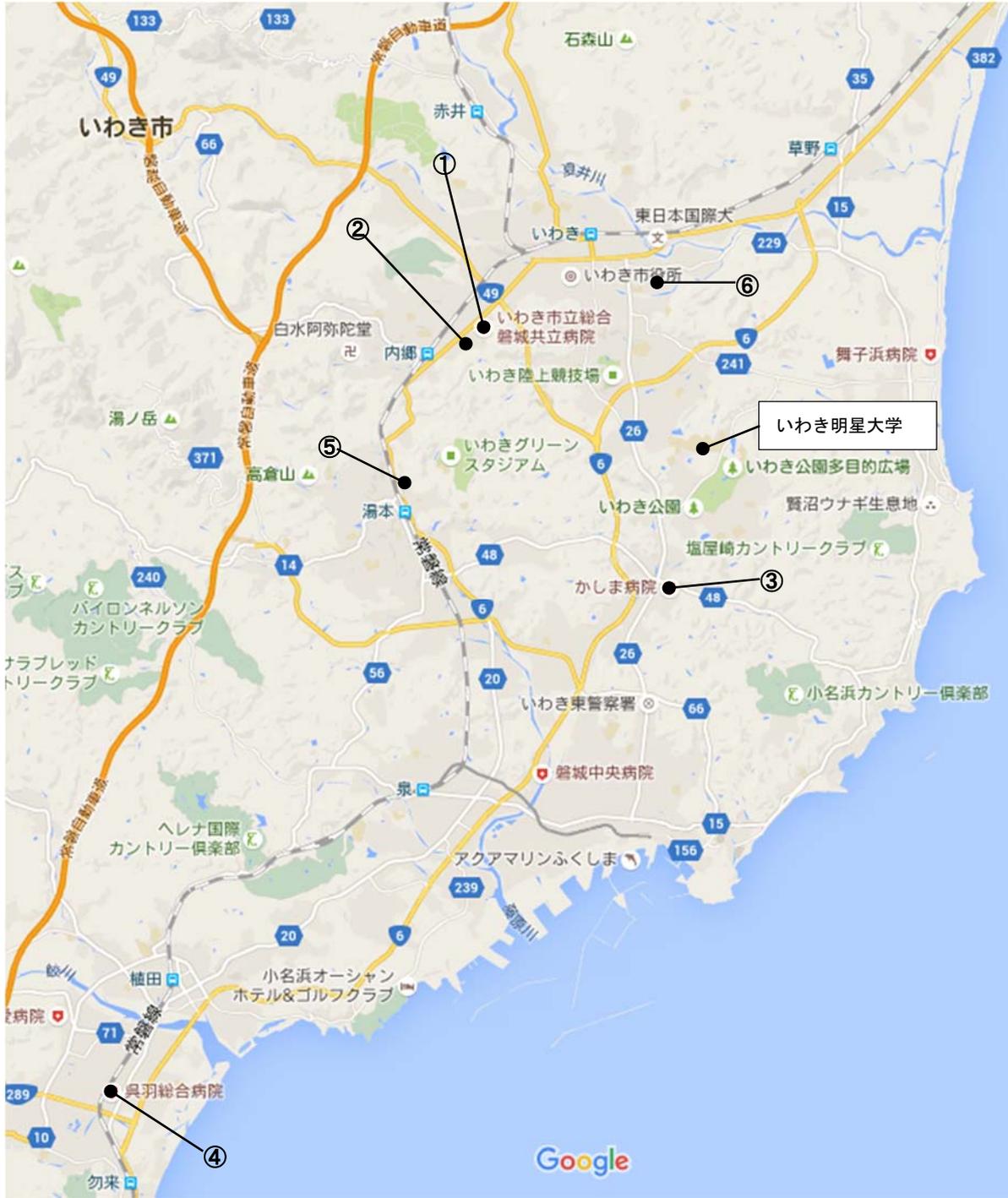
承諾書 No.	施設
1	いわき市立総合磐城共立病院
2	独立行政法人 労働者健康福祉機構 福島労災病院
3	社団医療法人 養生会 かしま病院
4	社団医療法人 呉羽会 呉羽総合病院
5	医療法人 常磐会 いわき湯本病院
6	医療法人 松尾会 松尾病院
7	医療法人 泉心会 泉保養院
8	医療法人 博文会 いわき開成病院
9	特定医療法人社団 石福会 四倉病院
10	公益財団法人 湯浅報恩会 寿泉堂総合病院
11	医療法人 あさうら会 須田医院通所リハビリテーション事業所
12	医療法人社団 正風会 介護老人保健施設 いきがい村
13	特定医療法人社団 石福会 介護老人保健施設ヒーリングホーム四倉
14	社団医療法人養生会 クリニックかしま
15	医療法人 医和生会 短時間通所リハビリテーション
16	社会福祉法人 柳愛会 幸寿苑
17	社会福祉法人 飛鳥 特別養護老人ホームはなまる共和国
18	社会福祉法人 養生会 特別養護老人ホームかしま荘
19	社会福祉法人 五彩会 特別養護老人ホームパライソごしき
20	社会福祉法人 容雅会 特別養護老人ホームサニーポート小名浜
21	社会福祉法人 楽寿会 特別養護老人ホーム楽寿荘
22	医療法人 医和生会 コスモス訪問看護ステーション
23	ニチイケアセンター 小名浜訪問看護ステーション
24	社団医療法人 養生会 かしま訪問看護ステーション
25	社会福祉法人 楽寿会 よつくら訪問介護ステーション
26	特定非営利活動法人地域福祉ネットワークいわき (平地域包括支援センター, 小名浜地域包括支援センター, 勿来・田人地域包括支援センター, 常磐・遠野地域包括支援センター, 内郷・好間・三和地域包括支援センター, 四倉・久之浜大久 城包括支援センター, 小川・川前地域包括支援センター)
27	いわき市保健所
28	福島県双葉郡檜葉町
29	福島県県中保健福祉事務所

臨地実習施設位置図【看護実践基盤学実習（基礎）1, 2】



	実習施設名称	所在地	交通機関	大学からの 所要時間
①	いわき市立総合磐城共立病院	いわき市内郷御厩町久世原 16	バス	35 分
②	福島労災病院	いわき市内郷綴町沼尻 3	バス	40 分

臨地実習施設位置図【健康生活看護学実習（成人）】



	実習施設名称	所在地	交通機関	大学からの所要時間
①	いわき市立総合磐城共立病院	いわき市内郷御厩町久世原 16	バス	35 分
②	福島労災病院	いわき市内郷綴町沼尻 3	バス	40 分
③	かしま病院	いわき市鹿島町下蔵持字中沢目 22-1	バス	20 分
④	呉羽総合病院	いわき市錦町落合 1-1	バス, J R	65 分
⑤	いわき湯本病院	いわき市常磐湯本町台山 6	バス, J R	40 分
⑥	松尾病院	いわき市平字愛谷町 4-1-4	バス	40 分

臨地実習施設位置図【健康生活看護学実習（小児）、（母性）】

いわき市～郡山市



拡大図（郡山市）



拡大図（いわき市）



	実習施設名称	所在地	交通機関	大学からの所要時間
①	いわき市立総合磐城共立病院	いわき市内郷御厩町久世原 16	バス	35分
②	寿泉堂綜合病院	郡山市駅前 1-1-17	バス, 高速バス	110分

臨地実習施設位置図【健康生活看護学実習（精神）】



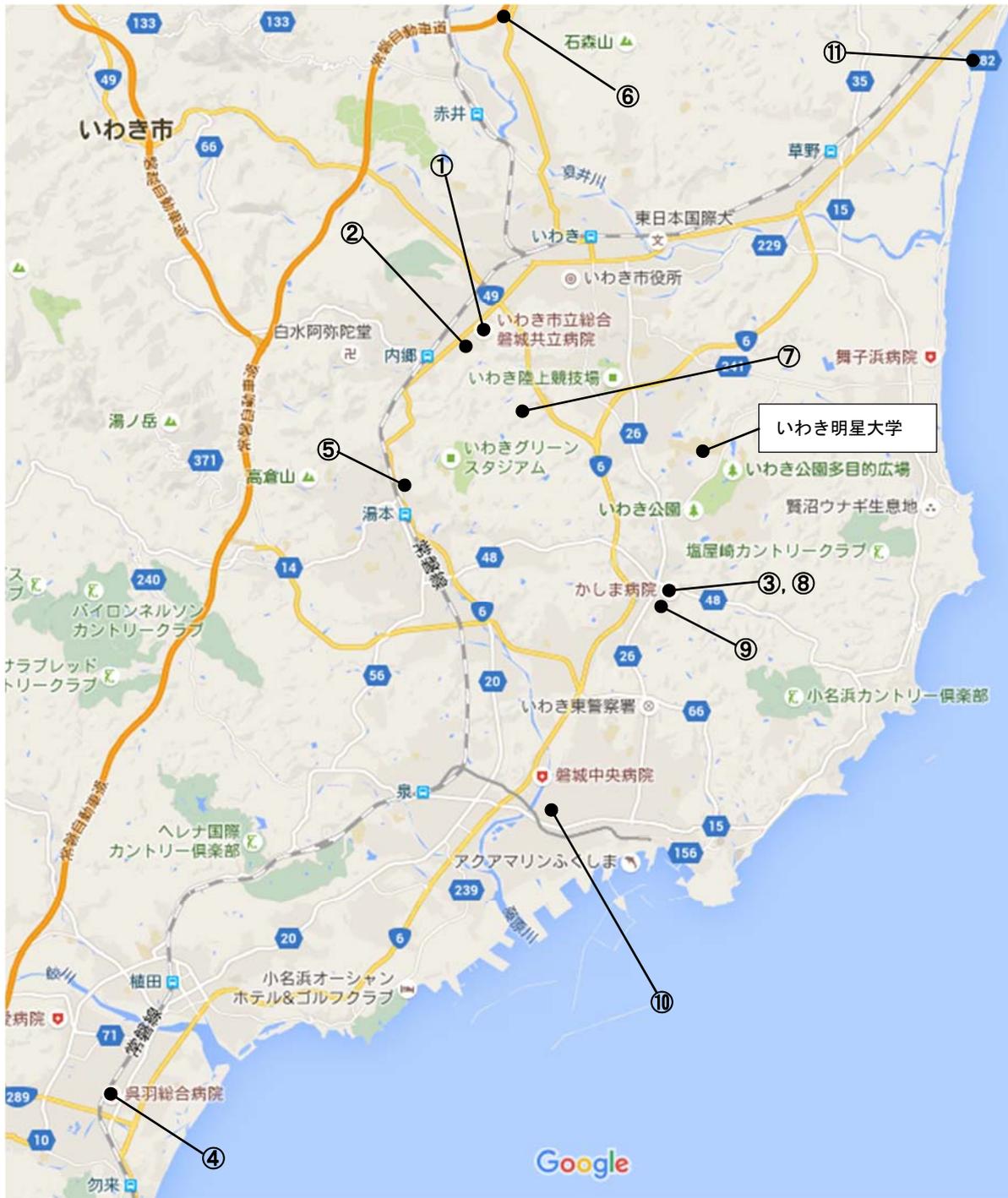
	実習施設名称	所在地	交通機関	大学からの 所要時間
①	泉保養院	いわき市泉玉露 1-18-10	バス, J R	50 分
②	いわき開成病院	いわき市鹿島町飯田字八合 5	バス	30 分
③	四倉病院	いわき市四倉町下仁井田字南追切 2-2	バス	40 分

臨地実習施設位置図【健康生活看護学実習（老年）1】



	実習施設名称	所在地	交通機関	大学からの 所要時間
①	松尾病院	いわき市平字愛谷町 4-1-4	バス	40分
②	須田医院通所リハビリテーション事業所	福島県いわき市小島町 1-5-2	バス	30分
③	いきがい村	いわき市小浜町東ノ作 164-2	バス, JR	60分
④	介護老人保健施設ヒーリングホーム四倉	いわき市四倉町下仁井田字南追切 23	バス	40分
⑤	クリニックかしま	いわき市鹿島町下蔵持字里屋 3-1	バス	20分
⑥	医和生会短時間通所リハビリテーション	いわき市平谷川瀬字三十九町 19-3	バス	20分

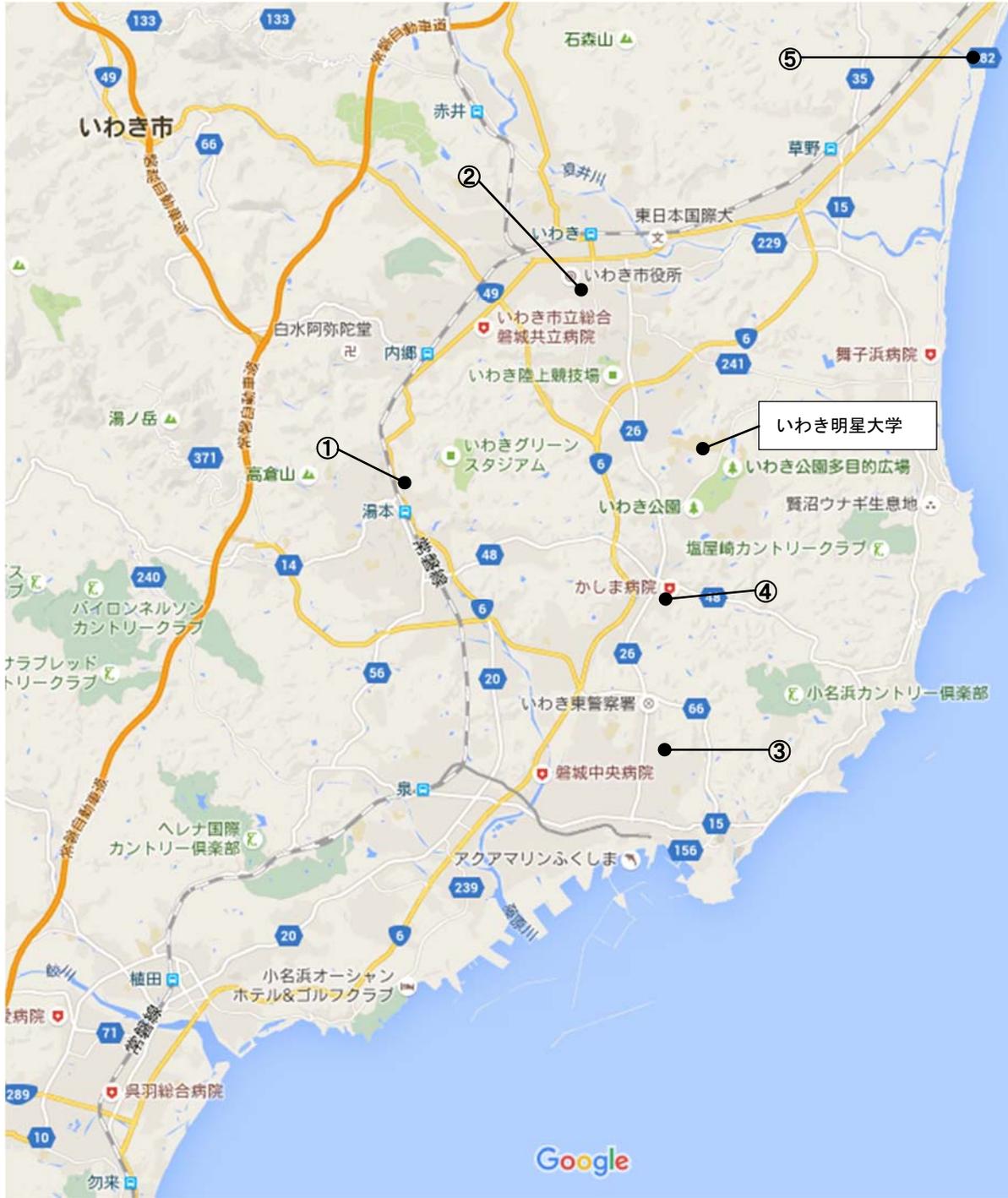
臨地実習施設位置図【健康生活看護学実習（老年）2】



	実習施設名称	所在地	交通機関	大学からの 所要時間
①	いわき市立総合磐城共立病院	いわき市内郷御厩町久世原 16	バス	35 分
②	福島労災病院	いわき市内郷綴町沼尻 3	バス	40 分
③	かしま病院	いわき市鹿島町下蔵持字中沢目 22-1	バス	20 分
④	呉羽総合病院	いわき市錦町落合 1-1	バス, J R	65 分
⑤	いわき湯本病院	いわき市常磐湯本町台山 6	バス, J R	40 分
⑥	幸寿苑	いわき市平上平窪字原田 13-1	バス	50 分
⑦	特別養護老人ホームはなまる共和国	いわき市平上荒川字林作 207-5	バス	50 分

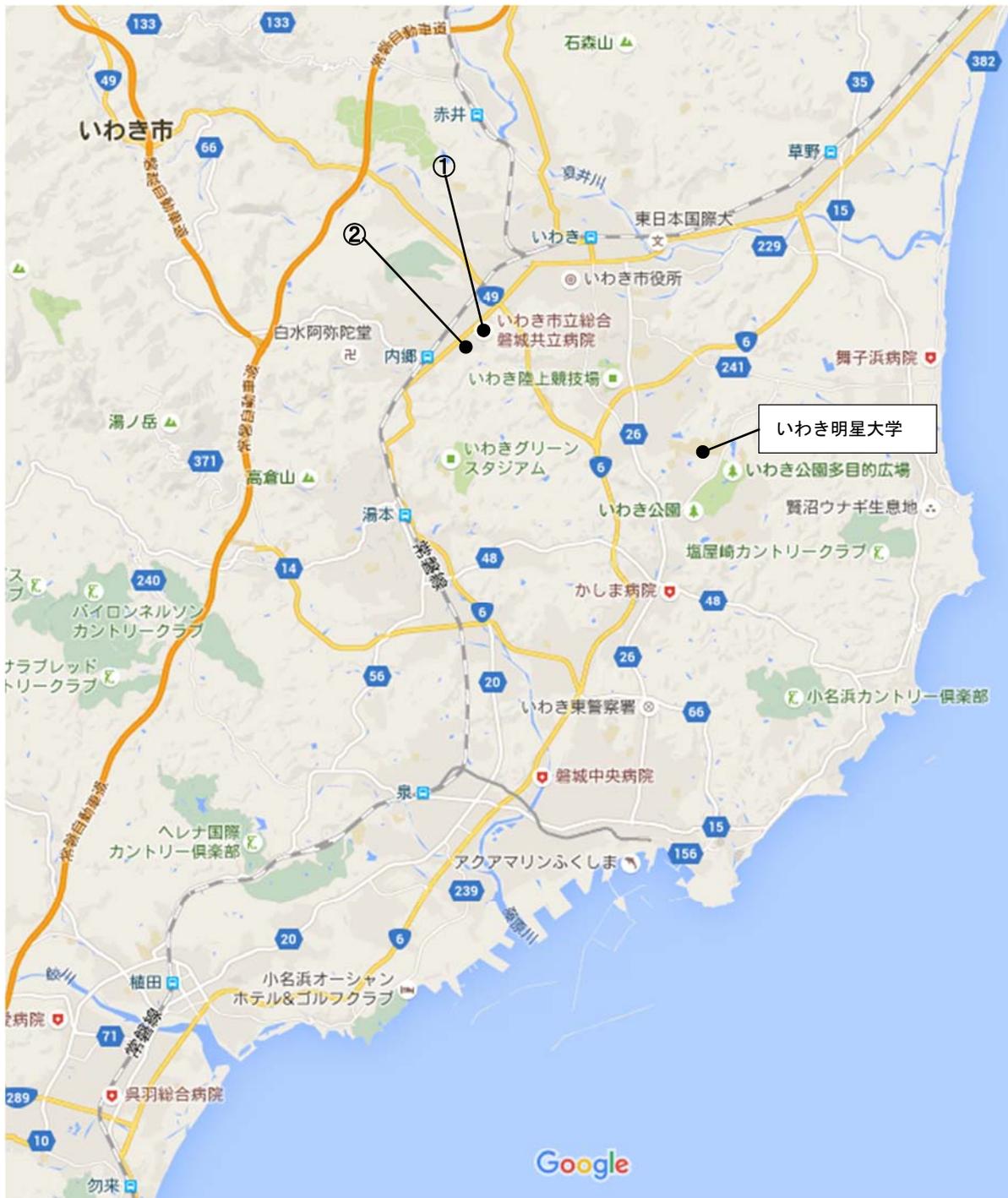
⑧	特別養護老人ホームかしま荘	いわき市鹿島町下蔵持字中沢目 24	バス	20 分
⑨	特別養護老人ホームパライソごしき	いわき市鹿島町久保字仲田 10-1	バス	20 分
⑩	特別養護老人ホームサニーポート小名浜	いわき市小名浜字神成塚 133-1	バス	50 分
⑪	特別養護老人ホーム楽寿荘	いわき市四倉町上仁井田字横川 67	バス	50 分

臨地実習施設位置図【地域養生看護学実習（在宅）】



	実習施設名称	所在地	交通機関	大学からの 所要時間
①	いわき湯本病院	いわき市常磐湯本町台山 6	バス, J R	40 分
②	コスモス訪問看護ステーション	いわき市平谷川瀬字三十九町 19-3	バス	20 分
③	ニチイケアセンター 小名浜訪問看護ステーション	いわき市小名浜字岡小名 3-6-14	バス	35 分
④	かしま訪問看護ステーション	いわき市鹿島町下蔵持字里屋 7-1	バス	20 分
⑤	よつくら訪問看護ステーション	いわき市四倉町上仁井田字横川 74-1	バス	50 分

臨地実習施設位置図【看護学統合実習】



	実習施設名称	所在地	交通機関	大学からの所要時間
①	いわき市立総合磐城共立病院	いわき市内郷御厩町久世原 16	バス	35 分
②	福島労災病院	いわき市内郷綴町沼尻 3	バス	36 分

臨地実習施設位置図【公衆衛生看護学実習 A】



	実習施設名称	所在地	交通機関	大学からの 所要時間
①	平地域包括支援センター	いわき市平字梅本 21	バス	25 分
②	小名浜地域包括支援センター	いわき市小名浜花畑町 34-2	バス	40 分
③	勿来・田人地域包括支援センター	いわき市錦町大島 1	バス, J R	50 分
④	常磐・遠野地域包括支援センター	いわき市常磐湯本町吹谷 76	バス, J R	40 分
⑤	内郷・好間・三和地域包括支援センター	いわき市内郷高坂町四方木田 191	バス	40 分
⑥	四倉・久之浜大久地域包括支援センター	いわき市四倉町字西四丁目 11-3	バス, J R	40 分
⑦	小川・川前地域包括支援センター	いわき市小川町高萩字下川原 15	バス, J R	40 分

臨地実習施設位置図【公衆衛生看護学実習B】

広域図



拡大図（いわき市）



拡大図（双葉郡檜葉町）



拡大図（須賀川市）



	実習施設名称	所在地	交通機関	大学からの所要時間
①	いわき市保健所	いわき市内郷高坂町四方木田 191	バス	40分
②	福島県双葉郡檜葉町	双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5-6	バス, JR	60分
③	福島県中保健福祉事務所	須賀川市旭町 153-1	バス, 高速バス, JR	130分

実習生受入れに関する契約書

_____ (以下「甲」という) と、いわき明星大学 (以下「乙」という) は、甲が乙の委託を受けて甲の施設において乙の学生 (以下「実習生」という) の実習を実施するにあたり、次のとおり契約を締結する。

(実習生の受入れ)

第 1 条 甲は実習生の受入れに関して、乙から依頼を受け承諾する。

2 実習生受入れ施設については以下のとおりとする。

3 甲において実習する者は別紙一覧のとおりとする。

4 実習生の配置については、甲乙協議の上、調整することとする。

(実習内容)

第 2 条 乙が甲に依頼する実習生の受入れ内容は、以下のとおりとする。

(1) 目的及び内容

(2) 実習期間 平成____年____月____日～平成____年____月____日

(3) 実習時間 実習生一人あたり____時間

2 実習の具体的方法等については、甲乙協議の上、調整することとする。

3 乙は実習生に対し、事前にオリエンテーションを実施し、適切な事前指導を終えた後に送り出すこととする。

4 乙は、甲に対し、実習生が実習を行うにあたり、甲の定める諸規則・心得等を遵守し、実習指導者の指示に従うように実習生を指導する責任を負う。

5 甲は実習指導者を施設に配置し、適切な指導を行うものとする。

(契約期間)

第 3 条 本契約期間は、平成____年____月____日～平成____年____月____日までとする。ただし、期間満了の3カ月前までに甲乙いずれからも別段の書面による意思表示が無い場合は、本契約を自動的に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(委託料)

第 4 条 実習生受入の委託料として、乙は甲に以下の通り支払いを行う。

(実習生一人当たり) _____円×(人数) _____名=_____円

(支払方法)

第 5 条 前条による乙の甲に対する委託料の支払いは、甲の指定した期日までに、甲の指定銀行口

座に支払う。

(期間中の解約)

第 6 条 乙がこの契約条項に違反し、または虚偽の申告その他信頼に背反する行為があった場合は、契約期間中といえども、甲は直ちにこの契約を解除することができる。

(個人情報、秘密およびプライバシー（以下、「個人情報等」という）の保護)

第 7 条 甲乙双方は、実習の実施にあたって、甲の保有する個人情報等の漏えいなどが生じないように、個人情報等の適正な管理について万全を期すものとする。

2 乙は、実習生に対し、個人情報等の保護義務を履行するために、個人情報等の取扱いについて説明文書をもって周知徹底するものとする。

3 乙は、乙の責任のもと、実習生から個人情報等の保護に関する誓約書を取得するものとする。

4 乙は、実習生に対し、実習終了後も個人情報等の保護義務を遵守するよう指導監督する責任を負う。

(実習の中止)

第 8 条 実習生は、実習中は甲の諸規則を厳守し、かつ実習指導者の指示に従わなければならない。

2 甲は、実習生が以下に示す事項に該当すると判断した場合は、乙と協議の上、当該実習生の実習を中止させることができる。

(1) 甲の定める諸規則、心得等に違反した場合

(2) 甲の施設内の秩序あるいは規律を乱す事由があると認めた場合

(3) 個人情報の保護に関して問題があった場合

(4) 実習生の実習態度の不良などにより実習の目的を果たし得ないと判断した場合

(実習生の疾病及び傷害)

第 9 条 実習生の実習期間中における疾病及び傷害、ならびに実習後に生じた実習を原因とする疾病及び傷害については、甲の故意または重大な過失による場合を除き、乙の責任において対処するものとする。

(危険負担)

第 10 条 実習生の故意または過失により、甲に事故、器物破損、機密情報の漏えいその他の損害を与えた場合は、乙は、甲に対して、実習生と連帯して損害の一部または全てを賠償する責任を負わなければならない。

(第三者損害賠償)

第 11 条 実習生の故意又は過失により、甲以外の第三者に心身的又は物的損害を与え、当該第三者と甲との間で損害賠償責任を問われる紛争が発生した場合は、乙は、その当事者として誠意をもってその対応にあたるとともに、甲乙は、実習生と連帯して当該第三者に対する賠償責任を負うものとする。

2 前項の賠償負担の割合および求償については甲乙協議の上決定するものとする。

(合意管轄裁判所)

第 12 条 甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(契約の遵守)

第 13 条 甲及び乙は、本契約各条項を遵守するものとし、本契約に定めなき事項が生じた場合、本契約の内容に追加、変更が生じた場合、あるいは疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証すために、本契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙 福島県いわき市中央台飯野5-5-1

いわき明星大学

臨地実習説明書

いわき明星大学 看護学部 看護学科 _____ 年生の _____ 実習にあたり
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日から平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日までの間、受け持ち学生として日常生活の
援助および診療の補助等の看護援助をさせて頂きたいと存じます。

なお、学生の臨地実習は、以下の基本的な考え方で臨むことにしております。

看護教育の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

1. 学生が看護援助を行う場合、事前に充分かつわかりやすい説明を行い、患者様・御家族の同意を得て行います。
2. 学生が看護援助を行う場合、安全性の確保を最優先し、事前に教員や看護師の助言・指導を受け、実践可能なレベルにまで技術を修得させてから臨ませます。
3. 患者様・御家族は、学生の実習に関する意見、質問があればいつでも教員・看護師に確認できること、また、同意した内容についてもいつでも拒否でき、拒否したことを理由に看護および診療上の不利益な扱いを受けないことを理解し臨ませます。
4. 実習先で知り得た患者様、御家族、職員等の個人情報および守秘情報は、電子媒体や紙などのいかなる媒体においても実習先外に持ち出したりはメール等による送信をいたしません。
5. 実習記録については、患者、家族、職員、施設等を特定できるような記録は一切いたしません。カンファレンスおよび学内学習の利用に際しては、管理者を置き、利用・保管管理をいたします。

以上

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

患者氏名： _____

実習担当者： _____

科目責任者： _____

実習担当教員： _____

科目責任教員連絡先： TEL 0246-29-0000

いわき明星大学 看護学部 看護学科

いわき明星大学看護学部実習記録管理内規

(目的)

第1条 この内規は、看護学部の臨地実習に係る実習記録の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この内規の適用を受ける実習記録は、紙、およびコンピューターファイル等をいう。

(管理責任者)

第3条 実習記録の管理は、看護学部長により定められた管理責任者が行う。

(実習中の管理)

第4条 実習中の管理は、原則として学生個人が管理する。尚、学生の個人管理を徹底させる管理責任は、各領域の責任者とする。

(管理期間)

第5条 実習記録の管理期間は、作成年度から起算し、1～4年とする。

(廃棄)

第6条

- 1 管理期間を経過した実習記録は、廃棄する。
- 2 廃棄処分にする場合は、学部内管理台帳に廃棄年月日を記入し、看護学部長の承認を得なければならない。

(廃棄処分の方法)

第7条 廃棄処分を決定した実習記録は、大学指定の業者へ依頼し、焼却または裁断により処分することとする。

(開示)

第8条 実習期間中、実習記録の開示の申し込みがあった場合には、看護学部長は速やかに学長に報告し、対応を図ることとする。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は看護学部教授会で定める。

(改廃)

第10条 この内規の改廃については、看護学部教授会の議を経て、学長がこれを行う。

臨 地 実 習 誓 約 書

いわき明星大学学長

いわき明星大学 看護学部 看護学科

学籍番号_____

氏 名_____ 印

私は、臨地実習を行うにあたり、下記事項を遵守することをここに誓約します。

記

1. 私は臨地実習に臨むにあたり、事前に教員の指導を受け、実践可能なレベルにまで技術を修得してから臨みます。
2. 私は看護援助を行う場合、事前に、患者・家族の同意を得たうえで行います。
3. 看護援助を行う場合は、安全性の確保を最優先にして実践します。
4. 患者様・御家族は、私の実習に関する意見、質問があればいつでも教員・看護師に確認できること、また、同意した内容についてもいつでも拒否でき、拒否したことを理由に看護および診療上の不利益な扱いを受けないことを理解したうえで臨みます。
5. 私は、情報の取扱いについて実習施設が定める手続・方法等（以下「諸手続」という）を遵守することが情報主体（患者様、御家族、実習施設）の情報の保護・適切な利用に資することを理解し、臨地実習を行う一員として諸手続を遵守する義務があることを理解します。また、諸手続に反する情報の取扱いは実習施設の不利益になることを理解し、自らこれをしていないことは勿論のこと、実習施設の職員や関係者に対しても、諸手続に反する利用を指示・依頼しません。

以 上

年次別実習計画

1年次実習		4月							5月							6月							7月							8月							9月							10月							11月							12月							1月							2月							3月						
週	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53																																
16名	16名																																																																																				
26名	26名																																																																																				
36名	36名																																																																																				
46名	46名																																																																																				
56名	56名																																																																																				
66名	66名																																																																																				
76名	76名																																																																																				
86名	86名																																																																																				
96名	96名																																																																																				
106名	106名																																																																																				
116名	116名																																																																																				
126名	126名																																																																																				
	<p>夏期休暇</p> <p>冬期休暇</p> <p>春期休暇</p>																																																																																				
	<p>学園祭休み</p> <p>学内授業</p> <p>学内授業</p> <p>学内授業</p> <p>学内授業</p>																																																																																				
	<p>基礎実習(基礎)1 【山越】、【助手A】 共立病院</p> <p>基礎実習(基礎)1 【木部】 共立病院</p> <p>基礎実習(基礎)1 【丸山】 共立病院</p> <p>実習事前指導</p> <p>基礎実習(基礎)1 【符谷】 共立病院</p> <p>基礎実習(基礎)1 【柴崎】 共立病院</p> <p>基礎実習(基礎)1 【木村】 共立病院</p> <p>基礎実習(基礎)1 【河田】 共立病院</p> <p>基礎実習(基礎)1 【池田】 共立病院</p> <p>基礎実習(基礎)1 【鈴木祐】、【助手B】 労災病院</p> <p>基礎実習(基礎)1 【片香】 労災病院</p> <p>基礎実習(基礎)1 【大河内】 労災病院</p> <p>基礎実習(基礎)1 【鈴木直】 労災病院</p>																																																																																				

- 【基礎実習1】看護実践基礎実習(基礎)1：看護援助場面の見学、体験
- 【基礎実習2】看護実践基礎実習(基礎)2：看護の方法
- 【精神】健康生活看護学実習(精神)：精神科での実習
- 【成人(急性期)】健康生活看護学実習(成人)：急性期・慢性期の実習
- 【慢性】健康生活看護学実習(慢性)：産科での実習
- 【小児】健康生活看護学実習(小児)：小児科での実習
- 【老人1】健康生活看護学実習(老年)1：老人介護福祉施設(通所)での実習
- 【老人2】健康生活看護学実習(老年)2：老人介護福祉施設(特養、病院)での実習
- 【在宅】地域養生看護学実習(在宅)：訪問看護ステーション、地域包括支援センター等での実習
- 【統合実習】看護学統合実習

- 1学年80名予定
- 1グループは6~7名、全12グループ
- 原則、指導教員(1名以上)がつく
- 実習費は後日別途相談したい
- 全ての実習予定病院の内諾を得られた後、実習協議会を立ち上げ、全体の調整を行う

看護学部時間割

	前期										担当専任教員数														
	1時限		2時限		3時限		4時限		5時限		基礎	専門	基礎	成人	老年	小児	母性	精神	在宅	保健師					
	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半															
月	1年次	フレッシャーズセミナー(1-2限) (林・富岡・鹿兒島・丸山・樫山・橋本・木村・レディンマン・久米・瀬戸・鈴木裕・小林・鈴木直【10】)(注2)				人体の構造と機能1(1/2) (鹿兒島)		人体の構造と機能2(1/2) (鹿兒島)														2	注4		
	2年次					健康生活(成人概論) (古地・臼井【1】)		臨床心理学 (兼担:大島典)		地域養生(在宅概論) (スーティ・小林・臼井【オムニ】)												注5			
	3年次	健康生活看護学実習(成人) (前期後半) (古地・狩谷・樫山・柴崎・臼井【4】)		健康生活看護学実習(母性) (前期後半) (久米・鈴木久・瀬戸・池田【2】)		健康生活看護学実習(小児) (前期後半) (レディンマン・河田・藤岡【2】)		健康生活看護学実習(老年2) (前期後半) (大内・橋本【2】)		健康生活看護学実習(精神) (前期後半) (大河内・荒井【2】)		健康生活看護学実習(在宅) (前期後半) (スーティ・鈴木裕・小林・木部【2】)		1 (注3)										2	
	4年次	公衆衛生看護学実習A及びB (9週~17週)(黒田・鈴木直)				緩和ケア (富岡・荒井・スーティ)		疾病治療論3 (兼担:山崎)		公衆衛生看護学活動論 (黒田・鈴木直)														3	2
火	1年次	基礎学I(看護学原論) (山邊・古地・久米・荒井【1】)(オムニ)																							
	2年次	疾病治療論2 (兼担:山崎)		保健統計学 (林)		健康生活(老年概論) (橋本)																		1	1
	3年次	看護倫理 (久米)		看護マネジメント (鈴木久・スーティ)		疫学1/2 (林)		疫学2/2 (林)																	
	4年次	リハビリテーション看護論 (古地)				クリティカルケア (樫山)		公衆衛生看護学活動論 (黒田・鈴木直)																1	1
水	1年次																								
	2年次	基礎学V(診療補助技術)1/2(山邊・木部・丸山・狩谷・荒井【3】)		基礎学V(診療補助技術)2/2(山邊・木部・丸山・狩谷・荒井【3】)		健康生活(母性概論) (久米)																		-	3
	3年次	医療安全 (兼任:本多)		チーム医療 (富岡・樫山・柴崎・鈴木久・荒井)		健康生活看護学実習(成人) (前期後半) (古地・狩谷・樫山・柴崎・臼井【4】)		健康生活看護学実習(母性) (前期後半) (久米・鈴木久・瀬戸・池田【2】)		健康生活看護学実習(小児) (前期後半) (レディンマン・河田・藤岡【2】)		健康生活看護学実習(老年2) (前期後半) (大内・橋本【2】)		健康生活看護学実習(精神) (前期後半) (大河内・荒井【2】)		健康生活看護学実習(在宅) (前期後半) (スーティ・鈴木裕・小林・木部【2】)								-	4
	4年次	公衆衛生看護学方法論1 (黒田・鈴木直)1/2		公衆衛生看護学方法論2 (黒田・鈴木裕)1/2		看護援助技術レファレンス(4-5限) (丸山・樫山・柴崎・大内・藤岡・瀬戸・池田・鈴木裕・片寄・大河内・小林【9】)																		0	3
木	1年次					人体の構造と機能1(2/2) (鹿兒島)		人体の構造と機能2(2/2) (鹿兒島)																	
	2年次	社会福祉学 (兼担:福田)		公衆衛生学 (林)		基礎学VI(看護過程)1/2 (山邊・木部・丸山・柴崎・荒井・兼任:大島弓【4】)		基礎学VI(看護過程)2/2 (山邊・木部・丸山・柴崎・荒井・兼任:大島弓【4】)																2	3
	3年次	健康生活看護学実習(成人) (前期後半) (古地・狩谷・樫山・柴崎・臼井【4】)		健康生活看護学実習(母性) (前期後半) (久米・鈴木久・瀬戸・池田【2】)		健康生活看護学実習(小児) (前期後半) (レディンマン・河田・藤岡【2】)		健康生活看護学実習(老年2) (前期後半) (大内・橋本【2】)		健康生活看護学実習(精神) (前期後半) (大河内・荒井【2】)		健康生活看護学実習(在宅) (前期後半) (スーティ・鈴木裕・小林・木部【2】)												-	4
	4年次	災害看護(臼井)		コンサルテーション論 (兼担:大島典)		訪問看護マネジメント(スーティ・臼井)																		2	3
金	1年次	微生物学 (兼担:金)				生化学 (富岡)																		1	-
	2年次	健康生活看護学実習(成人) (前期後半) (古地・狩谷・樫山・柴崎・臼井【4】)		健康生活看護学実習(母性) (前期後半) (久米・鈴木久・瀬戸・池田【2】)		健康生活(精神概論)2(荒井)		健康生活(小児概論) (藤岡)																-	4
	3年次	健康生活看護学実習(小児) (前期後半) (レディンマン・河田・藤岡【2】)		健康生活看護学実習(老年2) (前期後半) (大内・橋本【2】)		健康生活看護学実習(精神) (前期後半) (大河内・荒井【2】)		健康生活看護学実習(在宅) (前期後半) (スーティ・鈴木裕・小林・木部【2】)																-	4
	4年次	公衆衛生看護学方法論1 (黒田・鈴木直)2/2		公衆衛生看護学方法論2 (黒田・鈴木裕)2/2		災害看護実習1/2 (林・臼井・鈴木裕)		災害看護実習2/2 (林・臼井・鈴木裕)																1	0

【注】

- 前期後半において、臨地実習と学内授業が並行し、専任教員の授業担当が最大となる。
この時の曜日ごとの必要専任教員数の集計は右表のとおりであり、本学看護学部の専任教員組織で対応可能である。
- 教員名の【】の数字は複数担当教員のうち、【】の人数がローテーションにより授業を担当する。
- 次の科目は、集中方式等により、授業科目と開講時期が重複しないため、上表から除外している。
・看護実践基礎学実習(基礎)2(2年次)
・卒業研究(4年次)
- 公衆衛生看護学実習A及びB(4年次)の担当教員(保健師)は実習と学内授業が重複しない期間を設定しているため、支障はない。
(右欄、担当専任教員数の学内授業から除外している。)
- 学内授業と3年次の臨地実習で専任教員が重複する場合は、臨地実習のない他領域の教員を配置しているため、支障はない。

看護学部専任教員数										
領域	基礎	専門	基礎	成人	老年	小児	母性	精神	在宅	保健師
人数	3	3	5	3	3	4	4	2	3	
合計	30									

	後期										担当専任教員数										
	1時限		2時限		3時限		4時限		5時限		基礎	専門	成人	老年	小児	母性	精神	在宅	保健師		
	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半											
月	1年次			生涯発達看護学(成人) (古地・臼井【1】)	基礎学Ⅲ(アセスメント技術) 1/2 (山邊・木部・丸山・樺山・荒井【3】)	基礎学Ⅲ(アセスメント技術) 2/2 (山邊・木部・丸山・樺山・荒井【3】)															
	2年次	健康生活(母性援助) 1/2(久米・鈴木久・瀬戸・池田【2】)	健康生活(母性援助) 2/2(久米・鈴木久・瀬戸・池田【2】)																		
	3年次	健康生活看護学実習(成人) (後期前半)(古地・臼井・狩谷・樺山・柴崎・丸山【5】)	健康生活看護学実習(母性) (後期前半)(瀬戸・池田・久米・鈴木久・河田【2】)	健康生活看護学実習(小児) (後期前半)(藤岡・河田・リデソマン【2】)	健康生活看護学実習(老年2) (後期前半)(橋本・大内・スーディ【3】)	健康生活看護学実習(精神) (後期前半)(大河内・荒井【2】)	健康生活看護学実習(在宅) (後期前半)(小林・鈴木裕・木部【2】)														
	4年次																				
火	1年次		疾病治療論1 (兼任:山崎)			生涯発達看護学(母性) (久米)															
	2年次	健康生活(急性期) (回復期) 1/2(臼井・柴崎【1】)	健康生活(急性期) (回復期) 2/2(臼井・柴崎【1】)	放射線と人体 (兼任:柿沼)		地域養生(在宅援助) 1/2(スーディ・小林・鈴木裕【1】・臼井・鈴木裕【2】) 【オムニ】	地域養生(在宅援助) 2/2(スーディ・小林・鈴木裕【1】・臼井・鈴木裕【2】) 【オムニ】														
	3年次	公衆衛生看護学概論 1/2(黒田)	公衆衛生看護学概論 2/2(黒田)	学校保健・産業保健 1/2(黒田)	学校保健・産業保健 2/2(黒田)																
	4年次																				
水	1年次	生涯発達看護学(小児) (藤岡・リデソマン)		放射線と環境 (兼任:佐藤)	基礎学Ⅱ(コミュニケーション) 1/2 (山邊・木部・丸山・古地・荒井【3】)	基礎学Ⅱ(コミュニケーション) 2/2 (山邊・木部・丸山・古地・荒井【3】)															
	2年次	健康生活(老年援助)1/2 (橋本・大内【1】)	健康生活(老年援助)1/2 (橋本・大内【1】)																		
	3年次	放射線と健康支援 (兼任:山崎)	国際看護活動論 (スーディ・リデソマン)																		
	4年次																				
木	1年次	生涯発達看護学(老年) (橋本)			基礎学Ⅳ(生活援助技術) 1/2 (山邊・木部・丸山・狩谷・荒井【3】)	基礎学Ⅳ(生活援助技術) 2/2 (山邊・木部・丸山・狩谷・荒井【3】)															
	2年次	健康生活(慢性期) (回復期末) 1/2(古地・狩谷【1】)	健康生活(慢性期) (回復期末) 2/2(古地・狩谷【1】)																		
	3年次	保健医療福祉行政論 1/2(兼任:福田)	保健医療福祉行政論 2/2(兼任:福田)	看護研究 (山邊)																	
	4年次																				
金	1年次	健康生活(精神概論) 1(荒井)	人間栄養学 (富岡)	薬理学 (富岡・鹿見鳥)																	
	2年次	健康生活(小児援助) 1/2(藤岡・リデソマン・河田【1】)	健康生活(小児援助) 2/2(藤岡・リデソマン・河田【1】)			健康生活(精神援助)1/2 (荒井)	健康生活(精神援助)2/2 (荒井)														
	3年次	健康生活看護学実習(成人) (後期前半)(古地・臼井・狩谷・樺山・柴崎・丸山【5】)	健康生活看護学実習(母性) (後期前半)(瀬戸・池田・久米・鈴木久・河田【2】)	健康生活看護学実習(小児) (後期前半)(藤岡・河田・リデソマン【2】)	健康生活看護学実習(老年2) (後期前半)(橋本・大内・スーディ【3】)	健康生活看護学実習(精神) (後期前半)(大河内・荒井【2】)	健康生活看護学実習(在宅) (後期前半)(小林・鈴木裕・木部【2】)														
	4年次																				

【注】

1. 〇：後期前半において、臨地実習と学内授業が並行し、専任教員の授業担当が最大となる。この時の曜日ごとの必要専任教員数の集計は右表のとおりであり、本看護学部の専任教員組織で対応可能である。
2. 教員名の【】の数字は複数担当教員のうち、【】の人数がローテーションにより授業を担当する。
3. 次の科目は、集中方式等により、授業科目と開講時期が重複しないため、上表から除外している。
 - ・看護実践基礎実習(基礎)1(1年次)
 - ・健康生活看護学実習(老年1)(2年次)
 - ・看護学統合実習(4年次)
 - ・卒業研究(4年次)
4. 学内授業と3年次の臨地実習で専任教員が重複する場合は、臨地実習のない他領域の教員を配置しているため、支障はない。

看護学部専任教員数									
領域	基礎	専門	成人	老年	小児	母性	精神	在宅	保健師
人数	3	3	5	3	3	4	4	2	3
合計	30								

実習計画の概要

1. 科目名	看護実践基盤学実習(基礎)1
2. 単位数	1 単位
3. 必修・選択区分	必修
4. 履修学年	1年後期
5. 授業形態	実習
6. 参考書	南江堂 深井喜代子、前田ひとみ:基礎看護学テキスト改訂第2版 EBN志向の看護実践 照林社 深井喜代子編著:基礎看護技術ビジュアルブック 手順と根拠がよくわかる 照林社 坂本すが他監修:完全版 ビジュアル 臨床看護技術ガイド
7. 成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)
8. 概要	<p>病院における看護を必要とする場面、対象、援助内容の実際を体験することにより、それらの各場面における看護の役割について、看護対象者の視点から学修することを目的とする。 実際の看護対象者とのコミュニケーションをとおして看護職に求められる倫理と態度、および看護活動を体験し、看護学を学ぶ者としての自覚と主体的な学修への動機づけを行うことを目的として学修する。</p> <p>【到達目標】 ①病院の主な部門を見学して看護を必要とする場面を説明することができる。 ②病院の機能・構造について説明することができる。 ③病院における看護の役割と機能について述べるすることができる。 ④看護の役割と看護対象者の入院環境について説明することができる。 ⑤看護対象者とのコミュニケーションをとおして看護職に求められる倫理と態度を述べるができる。</p>
9. 授業展開及び授業内容	<p>【集中1週間】 【実習担当者】 山邊素子、木部美知子、丸山恵子、狩谷恭子、縦山定美、柴崎真澄、木村奈緒、河田真理子、池田真由美、鈴木祐子、片寄泰子、大河内敦子、鈴木直子、鈴木裕子、助手A、助手B 【実習施設】総合磐城共立病院、福島労災病院 【学生の配置】 ・1 グループ 6～7名とする。</p> <p>【事前・事中・事後指導】 ・実習事前指導として、学内では、実習の目的・目標、グループ編成、実習における留意事項に関するガイダンスを行う。 ・看護過程展開中、および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習終了の最終日に、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。</p>

10. 実習計画

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション	施設
	火	看護活動の見学①	施設
	水	看護活動の見学②	施設
	木	看護活動の見学③、カンファレンス	施設
	金	実習の総括	学内

実習計画の概要

1. 科目名	看護実践基盤学実習(基礎)2
2. 単位数	2単位
3. 必修・選択区分	必修
4. 履修学年	2年前期
5. 授業形態	実習
6. 参考書	南江堂 深井喜代子、前田ひとみ:基礎看護学テキスト改訂第2版 EBN志向の看護実践 照林社 深井喜代子編著:基礎看護技術ビジュアルブック 手順と根拠がよくわかる 照林社 坂本すが他監修:完全版 ビジュアル 臨床看護技術ガイド
7. 成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)
8. 概要	<p>看護実践の場に臨み、日常生活援助の必要な成人期から老年期の患者を受け持ち、患者とのコミュニケーション、情報収集、看護計画の立案・修正、バイタルサイン測定、生活援助とその報告・評価という看護過程を展開し、その対象者にとって看護が必要な状況を判断し、対象にあった看護ケアを経験し、それらに必要な知識、技術、態度を身につける。また、チーム医療の一員として行動するための知識、技術、態度を身につけることを目的として学修する。</p> <p>【到達目標】 ①看護実践基盤学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ、「看護実践基盤学実習(基礎)1」をもとに、臨床看護を実践するために必要な知識、技術、態度の統合をはかることができる。 ②対象者に応じた看護過程を展開する能力を修得することができる。 ③日常生活援助の見学・実践をとおして看護技術の基礎と応用を説明することができる。 ④チーム医療の一員として看護の実際とその役割を述べるすることができる。 ⑤自分の行動に対して責任をもち、看護職に求められる倫理感を説明することができる。</p>
9. 授業展開及び授業内容	<p>【集中2週間】 【実習担当者】 山邊素子、木部美知子、丸山恵子、狩谷恭子、樫山定美、柴崎真澄、木村奈緒、河田真理子、池田真由美、鈴木祐子、片寄泰子、大河内敦子、鈴木直子、鈴木裕子、助手C、助手D 【実習施設】総合磐城共立病院、福島労災病院 【学生の配置】 ・1グループ 6～7名とする。</p> <p>【事前・事中・事後指導】 ・実習事前指導として、学内では、実習の目的・目標、グループ編成、実習における留意事項に関するガイダンスを行う。 ・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習終了の最終日に、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。</p>

10. 実習計画

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション、受け持ちの紹介、患者の情報収集	施設
	火	受け持ち患者のケア見学	施設
	水	看護過程の展開①	施設
	木	看護過程の展開②、カンファレンス	施設
	金	学習内容の共有、翌週の看護計画・課題の確認	学内
第2週	月	看護過程の展開③	施設
	火	看護過程の展開④	施設
	水	看護過程の展開⑤	施設
	木	看護過程の展開⑥、カンファレンス	施設
	金	実習の総括	学内

実習計画の概要

1. 科目名	健康生活看護学実習(成人)
2. 単位数	6単位
3. 必修・選択区分	必修
4. 履修学年	3年前期・後期
5. 授業形態	実習
6. 参考書	(看護学テキスト NICE)成人看護学 急性期看護 I 概論・周手術期看護、南江堂 (看護学テキスト NICE)成人看護学 慢性期看護、南江堂
7. 成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)
8. 概要	<p>成人期にある人の健康課題を踏まえ、急性期・慢性期にある患者を受け持ち、成人期の周手術期・クリティカルな状況にある患者や慢性疾患をもつ患者および家族を全人的な視点から理解したうえで、個々の患者に応じた看護過程を展開し、健康回復への援助について、科学的根拠に基づいて看護を展開するための基本的知識・技能を修得する。さらに、看護職としてふさわしい態度および自己の看護観を身につける。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①健康状態ならびに疾患・治療から急性期・周手術期にある患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。</p> <p>②早期回復の観点から急性期・周手術期にある患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。</p> <p>③家族・社会の側面から急性期・周手術期にある患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。</p> <p>④健康状態ならびに疾患・治療から慢性期または回復期・終末期にある患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。</p> <p>⑤生活の調整・再構築から慢性期または回復期・終末期患者にある患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。</p> <p>⑥家族・社会の側面から慢性期または回復期・終末期患者にある患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。</p>
9. 授業展開及び授業内容	<p>【集中6週間(3週間、3週間)】</p> <p>【実習施設】総合磐城共立病院、福島労災病院、松尾病院、呉羽総合病院、かしま病院、いわき湯本病院</p> <p>【実習担当者】古地順子、臼井千津、狩谷恭子、縦山定美、柴崎真澄、丸山恵子、助手A、助手B、助手C</p> <p>・1グループ 6～7名とする。</p> <p>【事前・事中・事後指導】</p> <p>・実習事前指導として、学内では、実習の目的・目標、グループ編成、実習における留意事項に関するガイダンスを行う。</p> <p>・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。</p> <p>・実習終了の最終日に、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。</p>

実習計画の概要

10. 実習計画

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション	学内
	火	病棟オリエンテーション、受持ち患者決定、患者の情報収集	施設
	水	受持ち患者の情報収集・アセスメント	施設
	木	受持ち患者の全体像の把握・問題点の明確化	施設
	金	看護計画立案	施設
第2週	月	看護計画に基づいたケアの実施・評価①	施設
	火	看護計画に基づいたケアの実施・評価②	施設
	水	看護計画追加・修正	学内
	木	看護計画に基づいたケアの実施・評価③	施設
	金	看護計画に基づいたケアの実施・評価④	施設
第3週	月	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑤	施設
	火	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑥	施設
	水	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑦	施設
	木	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑧、カンファレンス	施設
	金	実習の総括	学内

週	曜日	実習内容	場所
第4週	月	オリエンテーション	学内
	火	病棟オリエンテーション、受持ち患者決定、患者の情報収集	施設
	水	受持ち患者の情報収集・アセスメント	施設
	木	受持ち患者の全体像の把握・問題点の明確化	施設
	金	看護計画立案	施設
第5週	月	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑨	施設
	火	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑩	施設
	水	看護計画追加・修正	学内
	木	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑪	施設
	金	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑫	施設
第6週	月	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑬	施設
	火	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑭	施設
	水	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑮	施設
	木	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑯、カンファレンス	施設
	金	実習の総括	学内

実習計画の概要

1. 科目名	健康生活看護学実習(老年)1
2. 単位数	1 単位
3. 必修・選択区分	必修
4. 履修学年	2 年後期
5. 授業形態	実習
6. 参考書	医学書院<<系統看護学講座 専門分野Ⅱ>>老年看護 病態・疾患論 医学書院<<系統看護学講座 専門分野Ⅱ>>老年看護学
7. 成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)
8. 概要	<p>通所リハビリテーションにおける看護職や介護職員らによる支援を実際に体験することで、その役割について理解を深めるとともに、看護実践能力を身につける。実習においては、高齢者とのコミュニケーションを通じて、高齢者特有の身体的な機能低下などに対する理解を深める。また、看護職、介護職員および他職種間の連携のあり方や必要な看護技術について学ぶとともに、チームケアや継続看護の実際に触れることで、病院・施設・在宅の連携のあり方を学ぶ。</p> <p>【到達目標】 ①通所リハビリテーションの機能と役割の特徴について説明できる。 ②健康状態ならびに疾患・治療から施設利用者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ③リハビリテーションの観点から施設利用者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ④家族・社会の側面から施設利用者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。</p>
9. 授業展開及び授業内容	<p>【集中1週間】 【実習施設】松尾病院、須田医院通所リハビリテーション事業所、いきがい村、ヒーリングホーム四倉、クリニックかしま、医和生会短時間通所リハビリテーション、 【実習担当者】橋本知子、大内隆、鈴木直子、木部美知子、スーディ神崎和代、小林紀明、助手A、助手B 【学生の配置】 ・1グループ 6～7名とする。</p> <p>【事前・事中・事後指導】 ・実習事前指導として、学内では、実習の目的・目標、グループ編成、実習における留意事項に関するガイダンスを行う。 ・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習終了の最終日に、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。</p>

10. 実習計画

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	施設オリエンテーション、患者の情報収集	施設
	火	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価①	施設
	水	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価②	施設
	木	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価③、カンファレンス	施設
	金	実習の総括	学内

実習計画の概要

1. 科目名	健康生活看護学実習(老年)2
2. 単位数	3単位
3. 必修・選択区分	必修
4. 履修学年	3年前期・後期
5. 授業形態	実習
6. 参考書	医学書院<<系統看護学講座 専門分野Ⅱ>>老年看護 病態・疾患論 医学書院<<系統看護学講座 専門分野Ⅱ>>老年看護学
7. 成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)
8. 概要	<p>「健康生活看護学実習(老年)1」を踏まえ、介護施設・病院における看護職や介護職員らによる支援を実際に体験することで、その役割に対する理解を深めるとともに、看護実践能力を身につける。実習においては、高齢者とのコミュニケーションを通じて、高齢者特有の身体的な機能低下などに対する理解を深める。また、看護職、介護職員および他職種間の連携のあり方や必要な看護技術について学ぶとともに、チームケアや継続看護の実際に触れることで、病院・施設・在宅の連携のあり方を学ぶ。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①介護施設ならびに病院における高齢者施設の機能と役割の特徴について説明できる。 ②健康状態ならびに疾患・治療から高齢者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ③生活の調整・再構築から高齢者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ④家族・社会の側面から高齢者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。</p>
9. 授業展開及び授業内容	<p>【集中3週間】 【実習施設】 (高齢者施設)幸寿苑、はなまる共和国、かしま荘、パラインごしき、サニーポート小名浜、楽寿荘、 (病院)総合磐城共立病院、福島労災病院、かしま病院、呉羽総合病院、いわき湯本病院 【実習担当者】橋本知子、大内隆、木部美知子、スーディ神崎和代、小林紀明、助手C、助手D、助手E 【学生の配置】 ・1グループ 6~7名とする。</p> <p>【事前・事中・事後指導】(高齢者施設) ・実習前に実習ガイダンスを行う。 ・ガイダンス時に事前学習および看護技術の練習について説明する。 ・実習直前にグループ別に実習オリエンテーションを行い、事前学修状況を確認する。 介護保険の仕組みについて以下の視点についてまとめる。 ・高齢者が利用できる施設サービスの種類、施設の設置基準、関連職種、サービス内容の特徴と施設看護の役割 ・高齢者に適したレクリエーションの具体案 ・認知症を持つ方への看護展開方法 ・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習の総括で、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。</p> <p>【事前・事中・事後指導】(病院) ・実習前に実習ガイダンスを行う。 ・ガイダンス時に事前学習および看護技術の練習について説明する。 ・実習直前にグループ別に実習オリエンテーションを行い、事前学修状況を確認する。 ・感覚(視覚機能・聴覚機能・平衡機能)の加齢に伴う心身の変化を纏めて復習する。 ・運動機能、呼吸機能、消化・吸収機能の加齢に伴う心身の変化を纏めて復習する。 ・心理精神機能・社会性の加齢に伴う心身の変化を纏めて復習する。 ・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習の総括で、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。</p>

実習計画の概要

10. 実習計画

【高齢者施設】

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション、受け持ち利用者決定、患者の情報収集	施設
	火	利用者のQOL向上に向けた看護計画の立案①	施設
	水	利用者のQOL向上に向けた看護計画の立案②	施設
	木	レクリエーションの実施と評価、カンファレンス	施設
	金	実習の総括	学内

【病院】

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション、受け持ち患者決定、患者の情報収集	施設
	火	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価①	施設
	水	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価②	施設
	木	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価③	施設
	金	学習内容の共有、翌週の看護計画・課題の確認	学内
第2週	月	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価④	施設
	火	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価⑤	施設
	水	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価⑥	施設
	木	看護計画に基づく援助の実施、カンファレンス	施設
	金	実習の総括	学内

実習計画の概要

1. 科目名	健康生活看護学実習(小児)
2. 単位数	2 単位
3. 必修・選択区分	必修
4. 履修学年	3年前期・後期
5. 授業形態	実習
6. 参考書	医学書院 小児看護学概論/総論 医学書院 小児看護学各論
7. 成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)
8. 概要	<p>小児看護が行われている現場に臨み、小児看護の対象および小児看護における看護職の役割について体験的に学修し、小児看護の対象に対する看護実践能力を身につける。成長発達する子どもとその家族の健康生活、ニーズや健康課題を理解し、子どもの成長発達や健康状態に適した看護実践のあり方を学修する。特に、子どもや家族が相互に影響しあうことを考慮した看護の重要性について理解を深める。また、病気とともに生活する子どもの成長発達や健康状態に適した看護について学ぶ。</p> <p>【到達目標】 ①健康状態ならびに疾患・治療から患児および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ②成長発達・日常生活から患児および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ③家族・社会の側面から患児および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。</p>
9. 授業展開及び授業内容	<p>【集中2週間】 【実習施設】総合磐城共立病院、寿泉堂総合病院 【実習担当者】藤岡寛、レンデンマン美智子、河田真理子、池田真由美、助手A、助手B、助手C、助手D、助手E 【学生の配置】 ・1グループ 6～7名とする。</p> <p>【事前・事中・事後指導】 ・事前課題として、受け持ち患者に想定される小児疾患全般について、その病態・治療・看護を自身のノートにまとめることを提示する。 ・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習の総括で、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。</p>

10. 実習計画

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション、受け持ち患者決定、患者の情報収集	施設
	火	看護過程の展開①	施設
	水	看護過程の展開②	施設
	木	看護過程の展開③	施設
	金	カンファレンス、翌週の看護計画・課題の確認	施設
第2週	月	看護過程の展開④	施設
	火	看護過程の展開⑤	施設
	水	看護過程の展開⑥	施設
	木	看護過程の展開⑦	施設
	金	カンファレンス、実習の総括	施設

実習計画の概要

1. 科目名	健康生活看護学実習(母性)
2. 単位数	2単位
3. 必修・選択区分	必修
4. 履修学年	3年前期・後期
5. 授業形態	実習
6. 参考書	医学書院 ウエルネスから見た母性看護過程+病態関連図:医学書院、母性看護技術
7. 成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)
8. 概要	<p>ライフスタイルの多様性を踏まえ、妊産褥婦および新生児の生理的変化と心理的・社会的特徴を理解するために、女性のライフサイクルにおける支援の場に参加し、母性看護における看護職としての役割について学修する。また、地域で生活する女性の健康支援や子育て支援の実状を理解する。特に、周産期における母子とその家族に対する援助を通して、より健康な生活に向けた看護実践能力を身につけ、加えて母子とその家族に必要な母性看護の役割について学修する。</p> <p>【到達目標】 ①身体精神面から妊産褥婦および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ②身体精神面から新生児および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ③家族・社会の側面から妊産褥婦および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ④家族・社会の側面から新生児および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。</p>
9. 授業展開及び授業内容	<p>【集中2週間】 【実習施設】総合磐城共立病院、寿泉堂綜合病院 【実習担当者】久米美代子、鈴木久美子、瀬戸愛子、池田真由美、河田真理子、助手A、助手B、助手C、助手D、助手E 【学生の配置】 ・1グループ 6～7名とする。</p> <p>【事前・事中・事後指導】 ・施設実習事前指導として、学内では、実習のねらい・目標、グループ編成、実習における留意事項に関するガイダンスを行う。 ・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習の総括で、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。</p>

10. 実習計画

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション、受け持ち患者決定、患者の情報収集	施設
	火	看護過程の展開①	施設
	水	看護過程の展開②	施設
	木	看護過程の展開③	施設
	金	カンファレンス、翌週の看護計画・課題の確認	施設
第2週	月	看護過程の展開④	施設
	火	看護過程の展開⑤	施設
	水	看護過程の展開⑥	施設
	木	看護過程の展開⑦	施設
	金	カンファレンス・実習の総括	施設

実習計画の概要

1. 科目名	健康生活看護学実習(精神)
2. 単位数	2 単位
3. 必修・選択区分	必修
4. 履修学年	3年前期・後期
5. 授業形態	実習
6. 参考書	南江堂 萱間真美他編:精神看護学 I 精神保健・他職種つながり ころ・からだ・かかわりのプラクティス 南江堂 萱間真美他編:精神看護学 II 臨床で活かすケアころ・からだ・かかわりのプラクティス
7. 成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)
8. 概要	精神に健康課題を抱える患者について、身体的、心理的、社会的側面から全人的に理解し、健康レベルに応じた看護の基礎的な実践能力を身につける。精神科病棟では精神に健康課題を抱える患者を受け持ち、対象者と援助関係を築き、個別的・具体的な看護計画を立案し、患者の健康レベルに応じた看護過程を展開する。また、保健医療福祉における看護および他職種との役割を理解し、対象者を中心とした他職種との協働と連携のあり方について学修する。 【到達目標】 ①疾患・治療から精神に課題を抱える患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ②生活の調整・再構築から精神に課題を抱える患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ③家族・社会の側面から精神に課題を抱える患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。
9. 授業展開及び授業内容	【集中2週間】 【実習施設】泉保養院、いわき開成病院、四倉病院 【実習担当者】荒井春生、大河内敦子、助手A、助手B、助手E 【学生の配置】 ・1グループ 6～7名とする。 【事前・事中・事後指導】 ・施設実習事前指導として、学内では、実習目的、日標、方法、グループ編成、実習における留意事項に関するオリエンテーションを行う。 ・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習の総括で、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。

10. 実習計画

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション、受け持ち患者決定、患者の情報収集	施設
	火	看護過程の展開①	施設
	水	看護過程の展開②	施設
	木	看護過程の展開③、カンファレンス	施設
	金	学習内容の共有、翌週の看護計画・課題の確認	学内
第2週	月	看護過程の展開(評価・修正)	施設
	火	看護過程の展開④	施設
	水	看護過程の展開⑤	施設
	木	看護過程の展開⑥、カンファレンス	施設
	金	実習の総括	学内

実習計画の概要

1. 科目名	地域養生看護学実習(在宅)
2. 単位数	2 単位
3. 必修・選択区分	必修
4. 履修学年	3年前期・後期
5. 授業形態	実習
6. 参考書	メディカルフレンド社 正野逸子他:(2015)関連図で理解する在宅看護過程 医学書院 秋山正子他:(2013)系統看護学講座 統合分野 在宅看護論第4版 医歯薬出版株式会社 木下由美子:(2009)在宅看護学
7. 成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)
8. 概要	訪問看護ステーションにおける実習をとおして、地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し、在宅での生活を継続していくための看護上の課題の抽出と、対象の特性や強みを生かした課題解決のための看護展開に必要な看護実践能力を身につける。また、在宅における訪問看護ステーションなどの社会資源活用の現状や、他職種との連携・協働における看護職の役割について学修する。 【到達目標】 ①訪問看護ステーションの機能と役割の特徴について説明できる。 ②健康状態ならびに疾患・治療から在宅療養者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ③生活の調整・再構築から在宅療養者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ④家族・社会の側面から在宅療養者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。
9. 授業展開及び授業内容	【集中2週間】 【実習施設】いわき湯本病院、コスモス訪問看護ステーション、小名浜訪問看護ステーション、かしま訪問看護ステーション、よつくら訪問看護ステーション 【実習担当者】スーディ神崎和代、小林紀明、鈴木裕子、木部美知子 【学生の配置】 ・1グループ 6～7名とする。 【事前・事中・事後指導】 ・実習の目的・内容・方法などについてオリエンテーションを行う。 ・実習中の学内実習日で、対象の理解と看護過程の指導を行う。 ・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習の総括で、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。

10. 実習計画

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション、受け持ち患者決定、患者の情報収集	施設
	火	同行訪問 看護過程展開①	施設
	水	同行訪問 看護過程展開②	施設
	木	同行訪問 看護過程展開③	施設
	金	学習内容の共有、翌週の看護計画・課題の確認	学内
第2週	月	同行訪問 看護過程展開④	施設
	火	同行訪問 看護過程展開⑤	施設
	水	同行訪問 看護過程展開⑥	施設
	木	同行訪問 看護過程展開⑦、カンファレンス	施設
	金	実習の総括	学内

実習計画の概要

1. 科目名	看護学統合実習
2. 単位数	2単位
3. 必修・選択区分	必修
4. 履修学年	4年後期
5. 授業形態	実習
6. 参考書	<p>南江堂 深井喜代子、前田ひとみ:基礎看護学テキスト改訂第2版 EBN志向の看護実践 照林社 深井喜代子編著:基礎看護技術ビジュアルブック 手順と根拠がよくわかる 照林社 坂本すが他監修:完全版 ビジュアル 臨床看護技術ガイド 南江堂 (看護学テキスト NICE)成人看護学 急性期看護Ⅰ 概論・周手術期看護 南江堂 (看護学テキスト NICE)成人看護学 慢性期看護 医学書院<<系統看護学講座 専門分野Ⅱ>>老年看護 病態・疾患論 医学書院<<系統看護学講座 専門分野Ⅱ>>老年看護学 医学書院 小児看護学概論/総論 医学書院 小児看護学各論 医学書院 ウエルネスから見た母性看護過程+病態関連図:医学書院、母性看護技術 南江堂 萱間真美他編:精神看護学Ⅰ 精神保健・他職種とのつながり ころ・からだ・かかわりのプラクティス 南江堂 萱間真美他編:精神看護学Ⅱ 臨床で活かすケアころ・からだ・かかわりのプラクティス</p>
7. 成績評価の方法	<p>成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点)</p> <p>①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)</p>
8. 概要	<p>健康生活看護学領域の各臨床実習科目を基盤に、これまで学んだ知識・技能・態度を統合する実習を行う。特定の看護領域における特徴的な対象について、複数の患者を受け持ちながら、看護チームにおけるリーダーシップ・メンバーシップおよび看護管理について学ぶ。また、外来部門などについて体験的に学び、看護職としての役割、責務、態度を身につける。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①対象者の看護問題を総合的視点から解決するための看護の実践ができる。 ②自己の学習課題を明確にし、看護実践能力向上に向けた取り組みができる。 ③療養環境・医療安全を意識した看護を行うことができる。 ④看護実践の場における多重課題を列挙し、解決方法を提示できる。 ⑤多職種と協働して、倫理にかなった看護職の役割や責任を実践することができる。</p>
9. 授業展開及び授業内容	<p>【集中2週間】 【実習施設】総合磐城共立病院、福島労災病院 【実習担当者】木部美知子、丸山恵子、狩谷恭子、樫山定美、柴崎真澄、大内隆、木村奈緒、藤岡寛、レンデンマン美智子、河田真理子、鈴木久美子、瀬戸愛子、池田真由美、鈴木祐子、片寄泰子、大河内敦子、小林紀明、黒田真理子、鈴木直子、鈴木裕子、助手A、助手B 【学生の配置】 ・1グループ 6～7名とする。</p> <p>【事前・事中・事後指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの実習での学びを整理し、自己の課題を明確にしておく。 ・事前学習を行い、実習に望む。 ・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習の総括で、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。

10. 実習計画

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション、受け持ち患者決定、患者の情報収集	学内
	火	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価①	施設
	水	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価②	施設
	木	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価③	施設
	金	カンファレンス、翌週の看護計画・課題の確認	施設
第2週	月	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価④	病院
	火	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価⑤	病院
	水	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価⑥	病院
	木	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価⑦、カンファレンス	病院
	金	実習の総括	学内

実習計画の概要

1. 科目名	公衆衛生看護学実習A
2. 単位数	2単位
3. 必修・選択区分	自由
4. 履修学年	4年前期
5. 授業形態	実習
6. 参考書	適宜資料を配布する。
7. 成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)
8. 概要	<p>地域包括支援センターの機能と役割、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職員が高齢者の相談や介護予防のケアマネジメントを実施していることなどについて理解する。また、地域社会で生活する個人・家族の健康と生活支援の実際を学修する。地域包括支援センターの各専門職が相互に連携をし、総合的な相談、介護予防のための助言・指導、高齢者の権利擁護、介護支援専門員(ケアマネジャー)への助言・指導、要支援認定の方のケアプラン作成(介護予防ケアマネジメント)などの実際について学修する。</p> <p>【到達目標】 ①地域包括支援センターの役割と機能、介護予防の意義を説明できる。 ②地域包括支援センターの看護職の役割、活動の特性を説明できる。 ③地域で生活する個人・家族の健康と生活に関する支援の実際を説明できる。</p>
9. 授業展開及び授業内容	<p>【集中2週間】 【実習施設】平地域包括支援センター、小名浜地域包括支援センター、勿来・田地域包括支援センター、常磐・遠野地域包括支援センター、内郷・好間・三和地域包括支援センター、四倉・久ノ浜地域包括支援センター、小川・川前地域包括支援センター 【実習担当者】黒田真理子、鈴木直子、鈴木裕子 【学生の配置】 ・1グループ 6～7名とする。</p> <p>【事前・事中・事後指導】 ・実習事前指導として、学内では、実習の目的・目標、グループ編成、実習における留意事項に関するガイダンスを行う。 ・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習の総括で、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。</p>

10. 実習計画

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション	施設
	火	地域包括支援センターの業務の見学①、訪問計画作成	施設
	水	地域包括支援センターの業務の見学②、同行訪問	施設
	木	地域包括支援センターの業務の見学③、同行訪問、カンファレンス	施設
	金	学習内容の共有 翌週の計画・課題の確認	学内
第2週	月	地域包括支援センターの業務の見学④、訪問計画作成	施設
	火	地域包括支援センターの業務の見学⑤、同行訪問	施設
	水	地域包括支援センターの業務の見学⑥、同行訪問	施設
	木	地域包括支援センターの業務の見学⑦、カンファレンス	施設
	金	実習の総括	学内

実習計画の概要

1.科目名	公衆衛生看護学実習B
2.単位数	3単位
3.必修・選択区分	自由
4.履修学年	4年前期
5.授業形態	実習
6.参考書	適宜資料を配布する。
7.成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)
8.概要	健康課題を生活者の視点でとらえ、地域社会で生活している個人・家族・集団・地域を対象とした看護活動の展開方法を学ぶ。地域の人々の健康を維持・増進する保健所の機能と役割について理解し、保健師活動の実際を、健康診査・保健事業・健康教育・家庭訪問・グループ支援活動・地域診断などをおして学修する。また、自治体における地域特性や住民ニーズに対応した保健師活動の展開、行政における保健師の役割や機能について学修する。 【到達目標】 ①地域保健医療福祉体系における保健所、市町村の役割・機能およびその組織体系を説明できる。 ②地域診断に必要な情報を収集し、地域の状況を説明できる。 ③地域で生活する人々の健康ニーズに対して実施されている保健事業における目的・方法・法的根拠を説明できる。 ④地域で生活する人々に対して実施される家庭訪問、健康教育、保健指導などの目的・方法を説明できる。 ⑤公衆衛生看護の対象・場の特徴、保健師活動について、実践をおして説明できる。
9.授業展開及び授業内容	【集中3週間】 【実習施設】 いわき市保健所、檜葉町役場(見学実習)、県中保健福祉事務所(保健所)(実習期間外での見学実習) 【実習担当者】 黒田真理子、鈴木直子、鈴木裕子、助手C、助手D 【学生の配置】 ・1グループ 6~7名とする。 【事前・事中・事後指導】 ・実習事前指導として、学内では、実習の目的・目標、グループ編成、実習における留意事項に関するガイダンスを行う。 ・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習の総括で、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。

10. 実習計画

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション	施設
	火	保健所等の事業・業務の参加・見学①	施設
	水	健康教育企画、家庭訪問準備、地区踏査準備	施設
	木	保健所等の事業・業務の参加・見学②、地区踏査	施設
	金	保健所等の事業・業務の参加・見学③、家庭訪問	施設
第2週	月	保健所等の事業・業務の参加・見学④、地区踏査	施設
	火	保健所等の事業・業務の参加・見学⑤	施設
	水	保健所等の事業・業務の参加・見学⑥、カンファレンス	施設
	木	保健所等の事業・業務の参加・見学⑦、健康教育実施	施設
	金	保健所等の事業・業務の参加・見学⑧、檜葉町役場での実習	施設
第3週	月	保健所等の事業・業務の参加・見学⑨、地区踏査	施設
	火	保健所等の事業・業務の参加・見学⑩、家庭訪問	施設
	水	保健所等の事業・業務の参加・見学⑪	施設
	木	保健所等の事業・業務の参加・見学⑫、カンファレンス	施設
	金	実習の総括	学内

臨地実習指導上の役割分担と連携

時期	共通項目	本学の専任教員	施設の 実習指導者
実習前	実習目的・目標・実習スケジュールの提示	◎	○
	実習指導者と学生への連絡・調整	◎	○
	教員・実習施設関係部署への連絡調整	○	◎
	受け持ち患者の選定、患者紹介（同意書他）	○	◎
実習中	実習施設オリエンテーション	△	◎
	学生の看護計画の指導・承認	○	◎
	学生と患者の関係調整	○	◎
	直接的ケアの指導	○	◎
	実習記録指導	◎	○
	実習カンファレンスの運営・参加	◎	○
	目標達成状況の把握と指導	◎	○
実習後	実習評価・課題確認	◎	○

※ ◎：主たる分担 ○：副たる分担（両者） △：補助的

※実習担当教員は学生に関することに責任を持ち、実習指導者は学生が担当する対象者とその家族に責任を持つことを基本とする。実習担当教員は、個々の学生の状況に合わせた指導を行い、実習記録を用いて実践と思考の統合を図り、対象者に合わせた看護過程を展開し、教育目標が達成できるように指導し、評価を行う。実習指導者は、学生が教育目標を達成できるように、学生が担当する対象者を選定し、実習が進行しやすい環境を調整し、学生が実施する対象者への看護行為について、指導と助言を行う。

臨地実習中の事故発生時の対応

I 事故の定義

実習で発生する事故とは以下のものをいう。

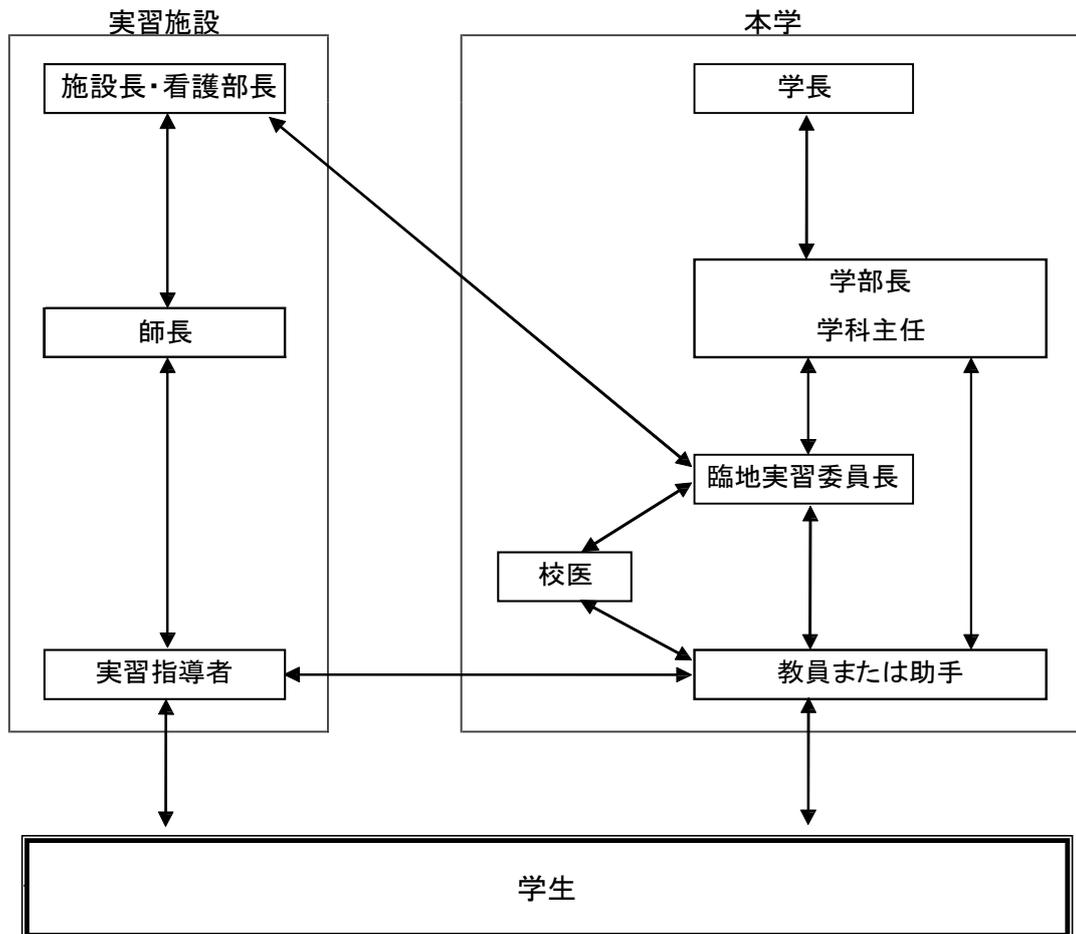
1. 学生が患者やその家族に対し、「してはならないことをした」または「すべきことをしなかった」場合
2. 学生が患者やその家族の所有物の紛失や破損に関係した場合
3. 学生が実習施設の設備、備品等の紛失や破損に関係した場合
4. 実習場への往復において、学生に自損もしくは他損事故が生じた場合
5. 学生が感染症に罹患した場合、もしくは実習施設において感染症が発生し、学生に罹患の疑いがある場合
(例：感染予防対策を施行しないで排菌のある結核患者と接した場合、感染症児と接し、下痢、嘔吐、発熱、眼脂、眼のかゆみ、充血などの症状が出現した時等)
6. 学生が針刺し事故および血液汚染による感染の恐れを発生した場合
7. その他、教員が報告の必要性を認めた場合
8. ヒヤリハットとは、状況によっては事故になりえたが、幸運にも事故にならずにすんだ出来事、“前事故的事象”のことである。

II 事故発生時の対応

1. 学生は、直ちに実習指導者および教員もしくは助手に連絡し、指示をうける。
2. 学生は、実習指導者および教員もしくは助手と共に患者の状況を把握し安全確保のために処置を行う。
3. 学生は、患者の状況が落ち着いた時点で実習指導者および教員もしくは助手、看護師長、主治医と共に事故の発生状況と処置、今後の対策について話し合う。
4. 学生は、患者・家族に誠実に対応する。
5. 学生が、病棟器具・看護器具および患者の私物の破損や紛失をした場合、実習指導者および教員もしくは助手に連絡し、指示を受ける。
6. 学生は、詳細について「事故報告書・ヒヤリハット報告書」に記載し提出する。
7. 実習施設への往復時、交通事故およびそのほかの事故に遭遇した時は、教員もしくは助手に連絡する。
8. 災害発生時は、原則として実習施設の指示に従う。
9. 感染症に罹患した恐れがある場合は、以下のことを行う。
 - ①直ちに教員もしくは実習指導者に報告する。
 - ②確実な連絡先と方法を教員に伝える。

- ③医師の診察および処置を受ける場合は、その指示に従う。
 - ④受診した場合、その結果は速やかに事故発生時に担当した教員に報告する。
 - ⑤他に感染させる危険性を考慮して自宅待機の指示が出た場合は、その指示に従う。
 - ⑥自宅待機の指示が出たことを保護者に伝えておく。場合によっては、大学から保護者に連絡する。
10. 針刺し事故及び血液汚染による感染の恐れがある場合
- ①誤って針を刺した場合や血液に汚染された場合は、直ちに血液を絞り出し、流水でよく洗い流して、教員もしくは実習指導者に報告する。
 - ②必要時 上記 9. ②～⑥に準ずる。
11. その他、何らかの事故に遭遇した場合は教員もしくは助手に連絡する。
12. 実習にあたり、学研災付帯賠償責任保険（医学生教育研究賠償責任保険）に加入する。

事故発生時の対応体制



- ・ 学生は、事故発生後、直ちに実習指導者および教員もしくは助手に連絡すること。
- ・ 教員または助手は、実習指導者と連絡を取り合い、必要な指示を出すこと。
- ・ 教員または助手は、臨地実習委員長に報告すること。
※臨地実習委員長不在の場合は、学部長および学科主任に報告すること。
- ・ 臨地実習委員長は、学部長および学科主任、および施設長・看護部長に報告すること。
- ・ 教員または助手および臨地実習委員長は、必要に応じて校医に相談すること。
- ・ 事故内容については、速やかに臨地実習委員会で検討すること。
- ・ 学部長は、学長に報告すること。

臨地実習事故・ヒヤリハット報告書

いわき明星大学 学長 殿

報告年月日 平成 年 月 日

学籍番号： _____

学生氏名： _____

実習担当教員： _____

実習科目名： _____

実習場所： _____

1. 過失の内容 ヒヤリハット () 医療事故につな がる ()	<p style="text-align: center;">該当する事故に○をつける。</p> <p>①患者の安全・安楽に関わる内容 ()</p> <p>②患者の物品等の破損・紛失に関わる内容 ()</p> <p>③個人情報に関する内容 ()</p> <p>④学生自身の安全に関わる事故 ()</p> <p>④その他 () ()</p>
2. 発生日時	平成 年 月 日 () 時 分
3. 発生場所・誰に対して	
4. 事故の発生状況および患者への対応	
5. 発生理由 - なぜ起こった(起こりそうになった)のか	
6. 防止するための今後の課題	
7. 教員の対応※	

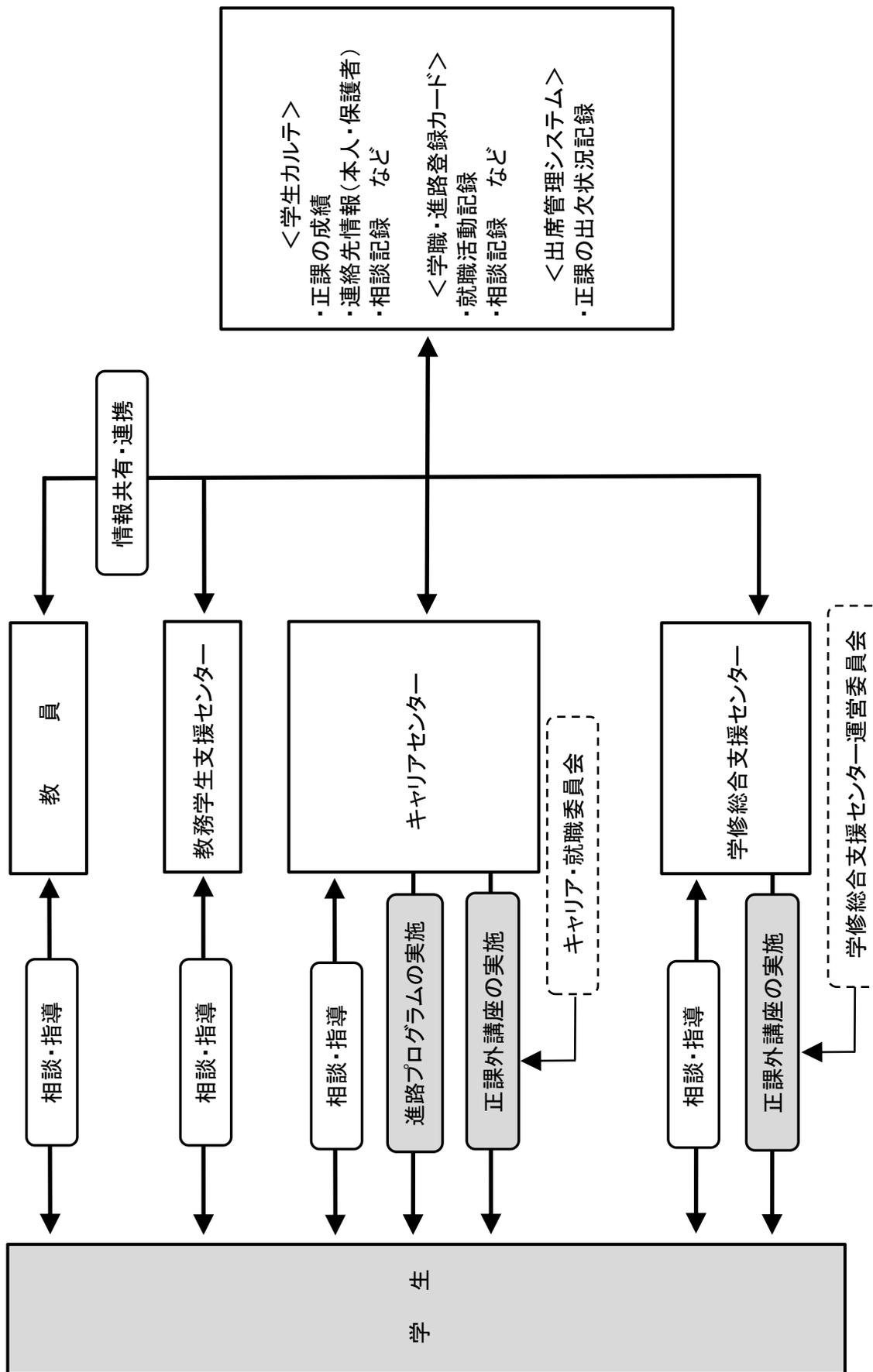
※7については、実習担当教員が記入する。

	事務受付

看護学部内委員会一覧

委員会名	目 的
運営委員会	・学部における教育、研究が円滑に行われるために、学部長を補佐し、看護学部の効果的な運営に携わる。
カリキュラム委員会	・カリキュラムの立案と実施が、円滑かつ適正に行われるための各種業務に携わる。
入試広報委員会	・全学の入試広報担当部門と協同して学部の入学試験、募集活動及び広報活動を円滑に、かつ効果的に実施するための各種業務に携わる。
就職委員会	・全学の就職担当部署と協同して、学生が卒業後希望する職種や事業体に就職（就業）できるために、関連する諸問題を審議するとともに、学生に対して就職（就業）に関わる広範な指導と支援に携わる。
FD 委員会	・教員の教育力を向上するために必要な、種々の業務に携わる。
生涯学習委員会	・いわき市ならびに周辺地域の社会人に、学習の機会の提供をし、地域に貢献する。
設備・共有機器委員会	・研究推進委員会活動のうち、教育活動に必要な設備・共有機器に関して、円滑かつ適正に整備されるための各種業務に携わる。
自己点検評価委員会	・学部における教育、研究、運営等が適正かつ効果的に実施されているか否かを自ら点検して、学部の質的向上がはかれるために必要な、種々の業務に携わる。
教員人事在り方検討委員会	・学部において教員が適切かつ効果的に各教育・研究分野に配置され、また教員の昇任が円滑に行われるために、配置や昇任にかかわる在り方を適宜検討し、教授会に献策する。
臨地実習委員会	・学部における臨地実習を円滑に実施するために、臨地実習計画の立案と実習の運営、実習施設との連携の他、実習の進行に伴い生じる課題への対処、リスク回避策を検討する。
保健師養成課程運営委員会	・保健師養成課程の履修者の選抜、保健師養成課程を円滑に行うための各種業務に対して検討する。

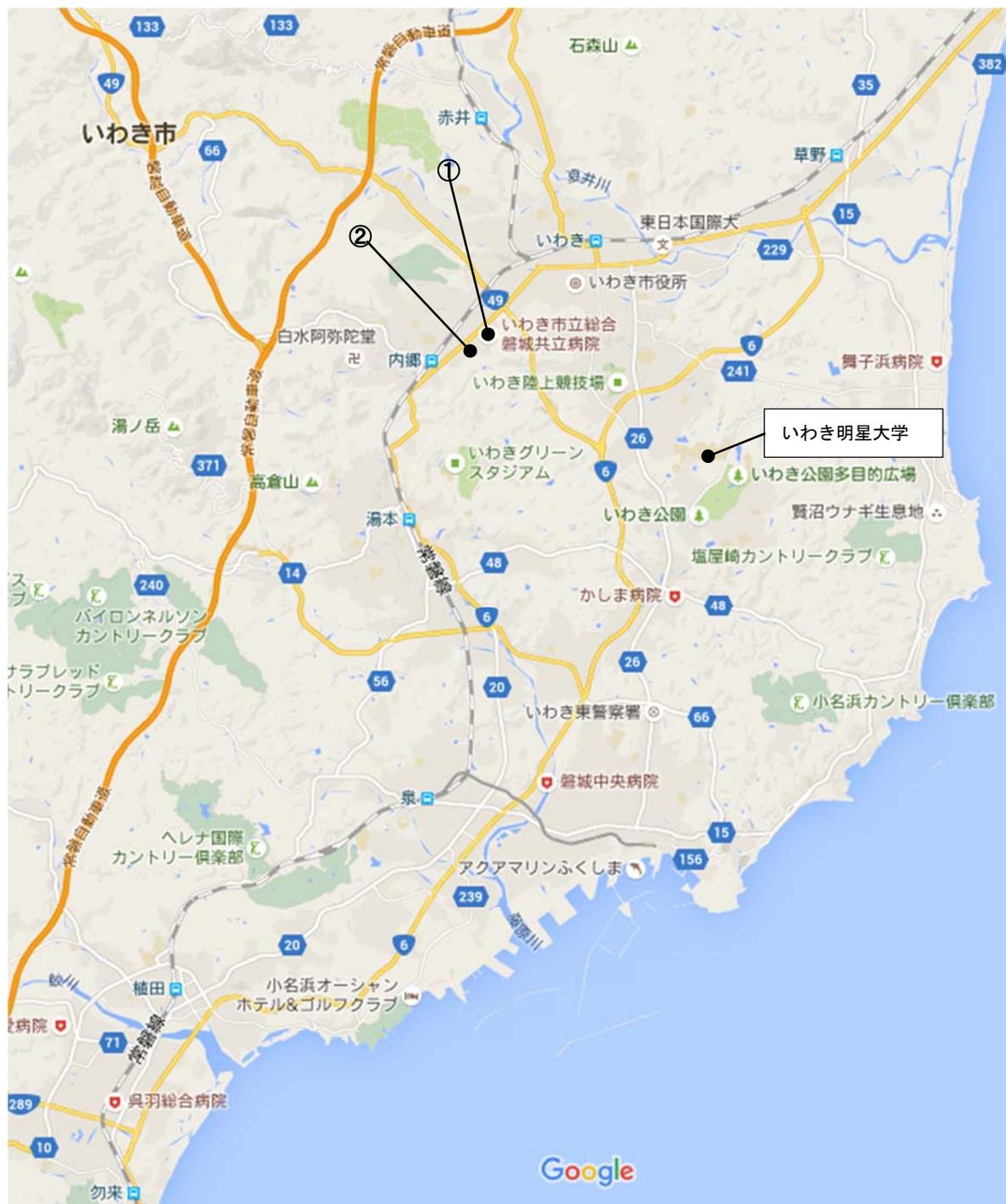
社会的・職業的自立に関する体制図



進路支援に関連する正課外講座一覧

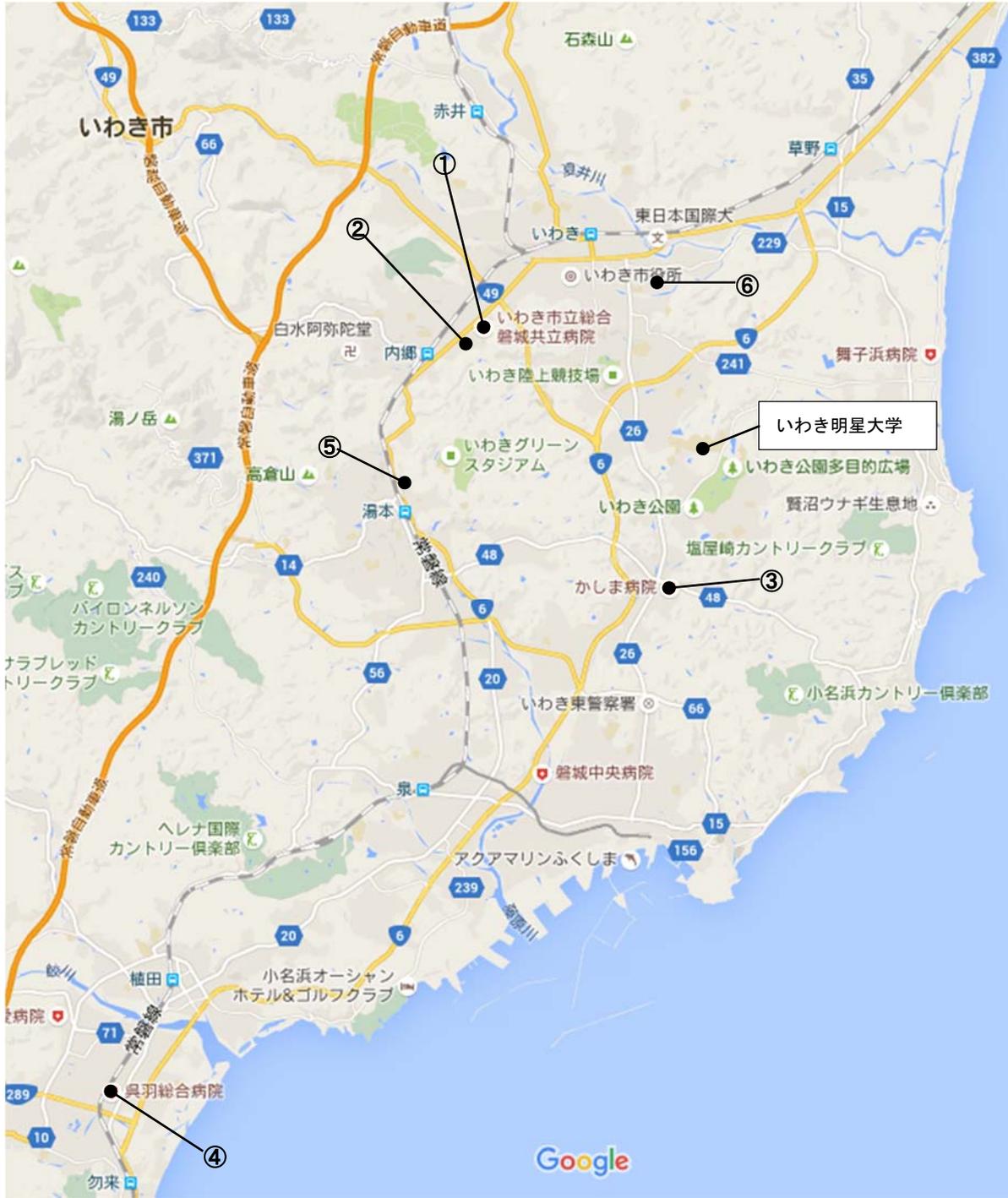
No.	講座名
1	簿記検定講座
2	MOS試験講座
3	公務員試験対策講座
4	教職スキルアップ講座
5	SPI試験対策講座
6	面接対策講座
7	業界・企業研究講座
8	合同企業説明会の歩き方講座
9	小論文対策講座
10	履歴書・エントリーシート の書き方講座
11	メイクアップ講座
12	服装・身だしなみ講座
13	就職活動マナー講座
14	公文式学習
15	英会話「IMU English Chat Room」

臨地実習施設位置図【看護実践基盤学実習（基礎）1, 2】



	実習施設名称	所在地	交通機関	大学からの 所要時間
①	いわき市立総合磐城共立病院	いわき市内郷御厩町久世原 16	バス	35 分
②	福島労災病院	いわき市内郷綴町沼尻 3	バス	40 分

臨地実習施設位置図【健康生活看護学実習（成人）】



	実習施設名称	所在地	交通機関	大学からの 所要時間
①	いわき市立総合磐城共立病院	いわき市内郷御厩町久世原 16	バス	35 分
②	福島労災病院	いわき市内郷綴町沼尻 3	バス	40 分
③	かしま病院	いわき市鹿島町下蔵持字中沢目 22-1	バス	20 分
④	呉羽総合病院	いわき市錦町落合 1-1	バス, J R	65 分
⑤	いわき湯本病院	いわき市常磐湯本町台山 6	バス, J R	40 分
⑥	松尾病院	いわき市平字愛谷町 4-1-4	バス	40 分

臨地実習施設位置図【健康生活看護学実習（小児）、（母性）】

いわき市～郡山市



拡大図（郡山市）



拡大図（いわき市）



	実習施設名称	所在地	交通機関	大学からの所要時間
①	いわき市立総合磐城共立病院	いわき市内郷御厩町久世原 16	バス	35分
②	寿泉堂綜合病院	郡山市駅前 1-1-17	バス, 高速バス	110分

臨地実習施設位置図【健康生活看護学実習（精神）】



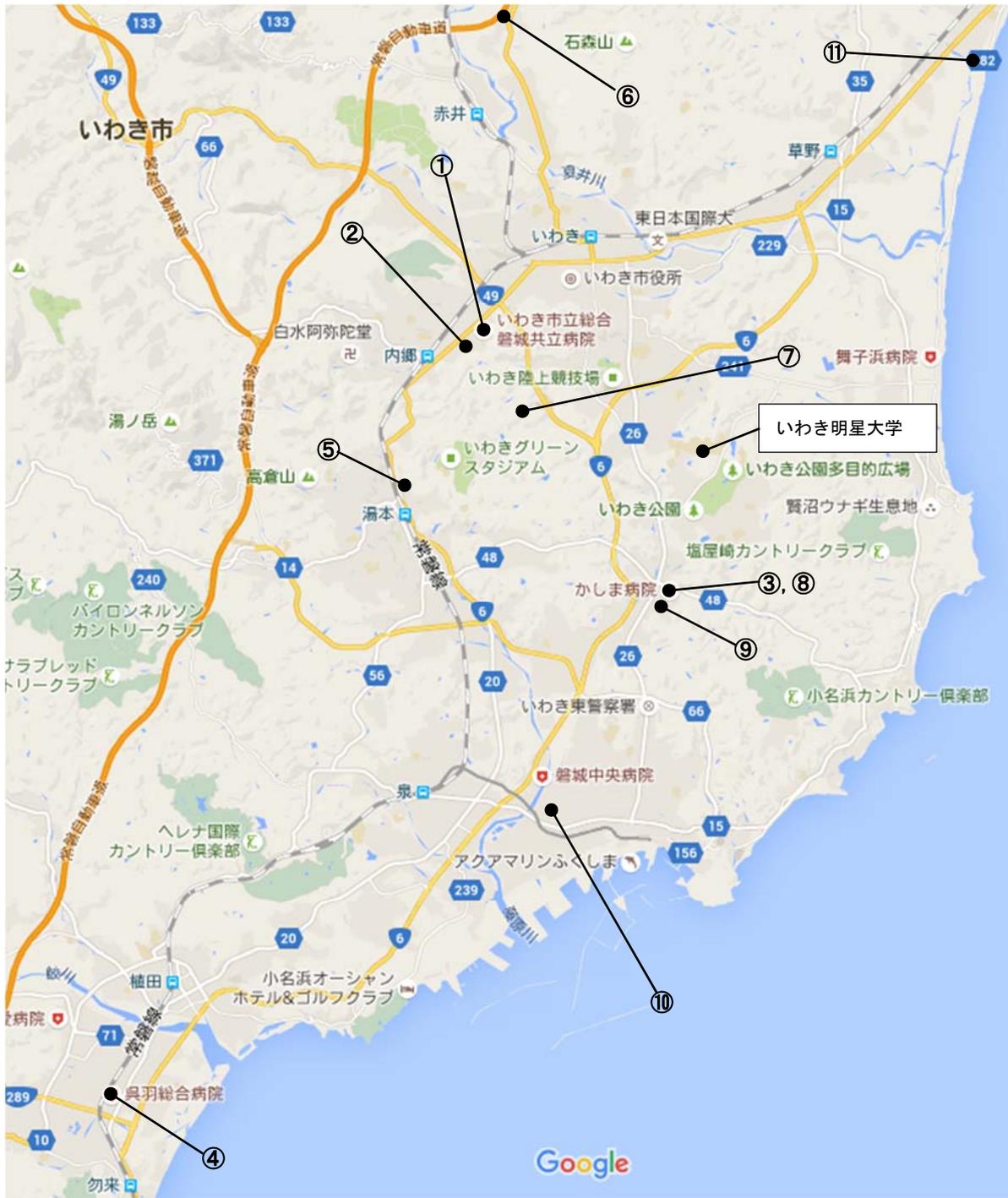
	実習施設名称	所在地	交通機関	大学からの 所要時間
①	泉保養院	いわき市泉玉露 1-18-10	バス, J R	50 分
②	いわき開成病院	いわき市鹿島町飯田字八合 5	バス	30 分
③	四倉病院	いわき市四倉町下仁井田字南追切 2-2	バス	40 分

臨地実習施設位置図【健康生活看護学実習（老年）1】



	実習施設名称	所在地	交通機関	大学からの 所要時間
①	松尾病院	いわき市平字愛谷町 4-1-4	バス	40分
②	須田医院通所リハビリテーション事業所	福島県いわき市小島町 1-5-2	バス	30分
③	いきがい村	いわき市小浜町東ノ作 164-2	バス, JR	60分
④	介護老人保健施設ヒーリングホーム四倉	いわき市四倉町下仁井田字南追切 23	バス	40分
⑤	クリニックかしま	いわき市鹿島町下蔵持字里屋 3-1	バス	20分
⑥	医和生会短時間通所リハビリテーション	いわき市平谷川瀬字三十九町 19-3	バス	20分

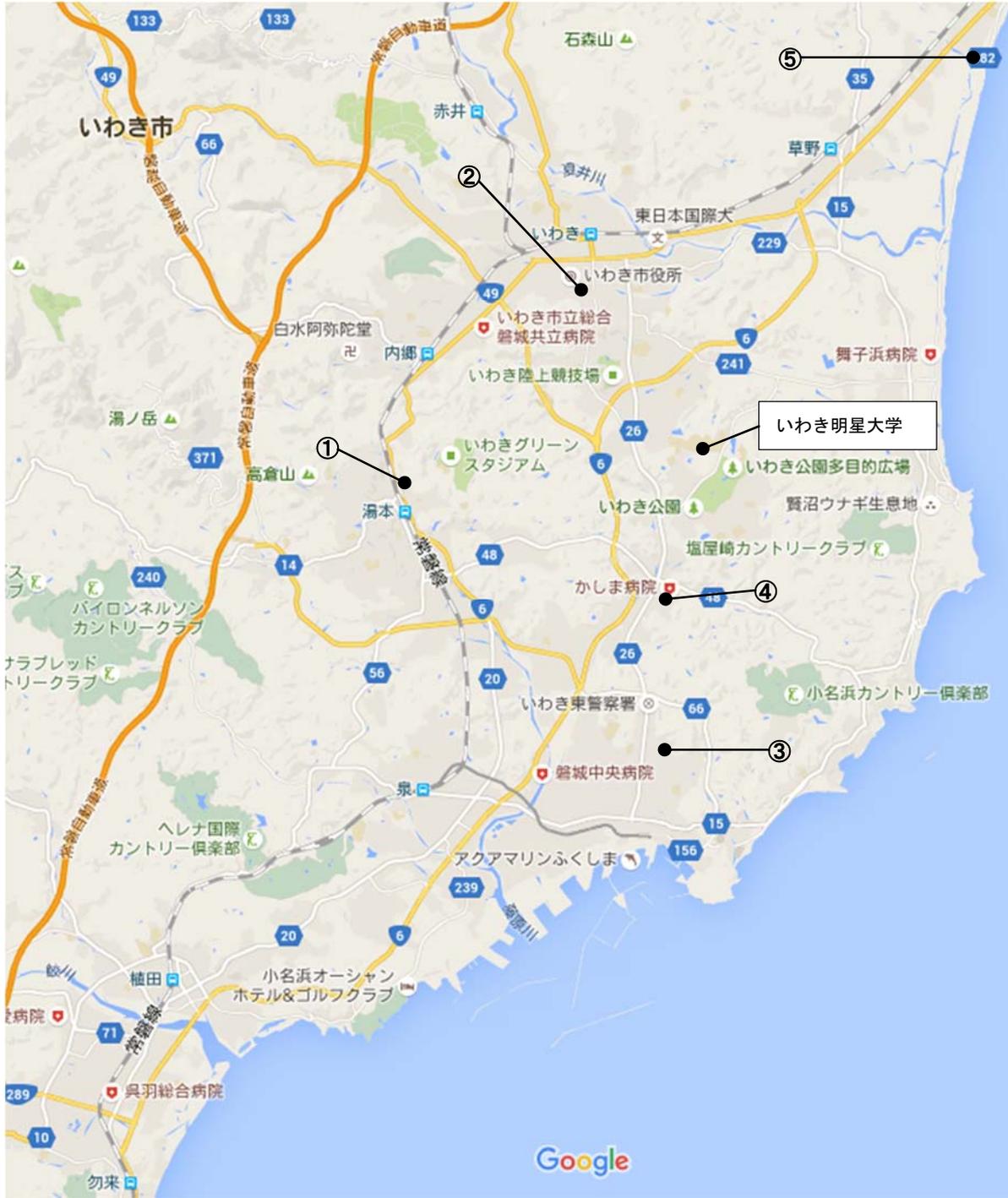
臨地実習施設位置図【健康生活看護学実習（老年）2】



	実習施設名称	所在地	交通機関	大学からの 所要時間
①	いわき市立総合磐城共立病院	いわき市内郷御厩町久世原 16	バス	35 分
②	福島労災病院	いわき市内郷綴町沼尻 3	バス	40 分
③	かしま病院	いわき市鹿島町下蔵持字中沢目 22-1	バス	20 分
④	呉羽総合病院	いわき市錦町落合 1-1	バス, J R	65 分
⑤	いわき湯本病院	いわき市常磐湯本町台山 6	バス, J R	40 分
⑥	幸寿苑	いわき市平上平窪字原田 13-1	バス	50 分
⑦	特別養護老人ホームはなまる共和国	いわき市平上荒川字林作 207-5	バス	50 分

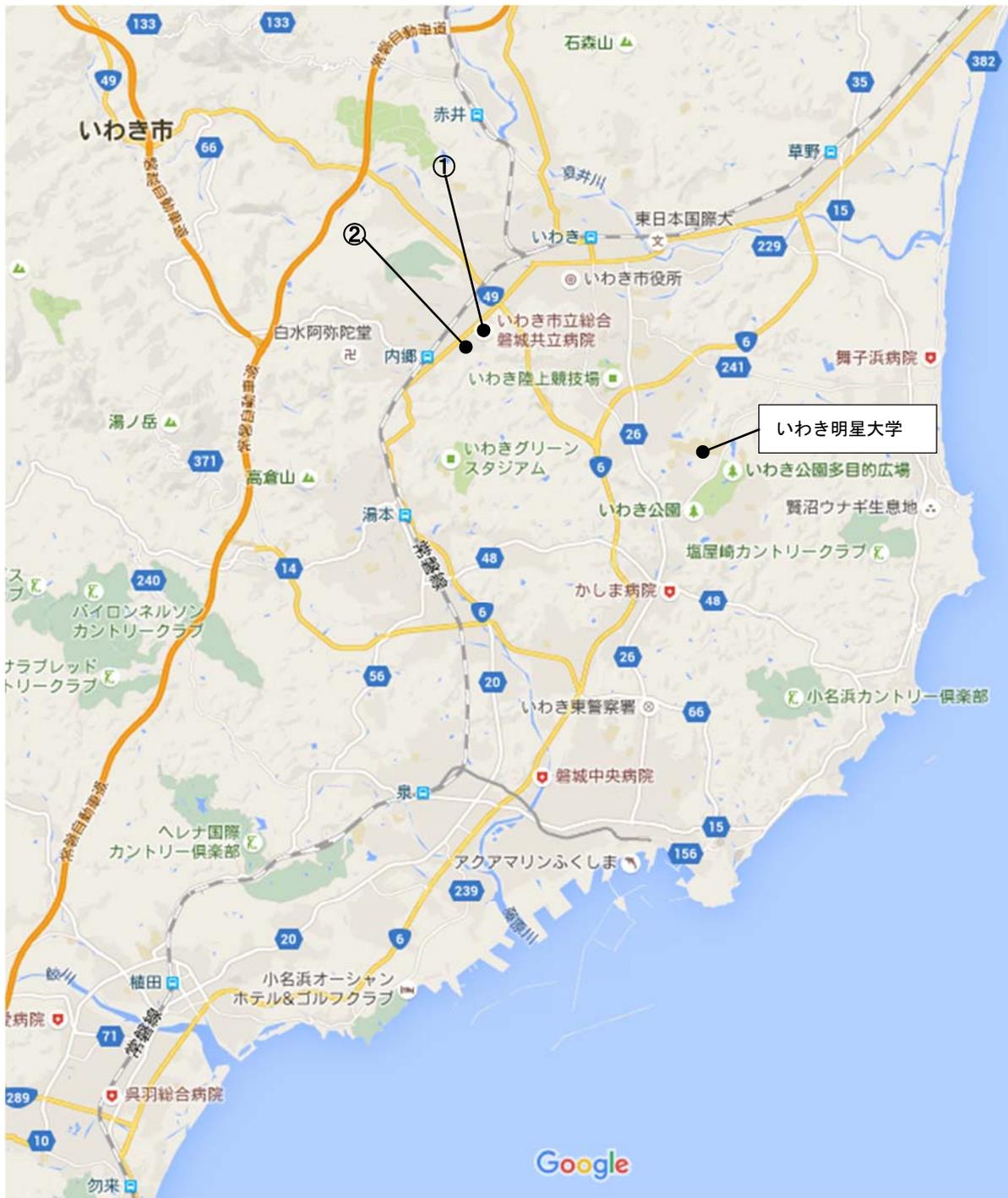
⑧	特別養護老人ホームかしま荘	いわき市鹿島町下蔵持字中沢目 24	バス	20 分
⑨	特別養護老人ホームパライソごしき	いわき市鹿島町久保字仲田 10-1	バス	20 分
⑩	特別養護老人ホームサニーポート小名浜	いわき市小名浜字神成塚 133-1	バス	50 分
⑪	特別養護老人ホーム楽寿荘	いわき市四倉町上仁井田字横川 67	バス	50 分

臨地実習施設位置図【地域養生看護学実習（在宅）】



	実習施設名称	所在地	交通機関	大学からの 所要時間
①	いわき湯本病院	いわき市常磐湯本町台山 6	バス, J R	40 分
②	コスモス訪問看護ステーション	いわき市平谷川瀬字三十九町 19-3	バス	20 分
③	ニチイケアセンター 小名浜訪問看護ステーション	いわき市小名浜字岡小名 3-6-14	バス	35 分
④	かしま訪問看護ステーション	いわき市鹿島町下蔵持字里屋 7-1	バス	20 分
⑤	よつくら訪問看護ステーション	いわき市四倉町上仁井田字横川 74-1	バス	50 分

臨地実習施設位置図【看護学統合実習】



	実習施設名称	所在地	交通機関	大学からの所要時間
①	いわき市立総合磐城共立病院	いわき市内郷御厩町久世原 16	バス	35 分
②	福島労災病院	いわき市内郷綴町沼尻 3	バス	36 分

臨地実習施設位置図【公衆衛生看護学実習 A】



	実習施設名称	所在地	交通機関	大学からの 所要時間
①	平地域包括支援センター	いわき市平字梅本 21	バス	25 分
②	小名浜地域包括支援センター	いわき市小名浜花畑町 34-2	バス	40 分
③	勿来・田人地域包括支援センター	いわき市錦町大島 1	バス, J R	50 分
④	常磐・遠野地域包括支援センター	いわき市常磐湯本町吹谷 76	バス, J R	40 分
⑤	内郷・好間・三和地域包括支援センター	いわき市内郷高坂町四方木田 191	バス	40 分
⑥	四倉・久之浜大久地域包括支援センター	いわき市四倉町字西四丁目 11-3	バス, J R	40 分
⑦	小川・川前地域包括支援センター	いわき市小川町高萩字下川原 15	バス, J R	40 分

臨地実習施設位置図【公衆衛生看護学実習B】

広域図



拡大図（いわき市）



拡大図（双葉郡檜葉町）



拡大図（須賀川市）



	実習施設名称	所在地	交通機関	大学からの所要時間
①	いわき市保健所	いわき市内郷高坂町四方木田 191	バス	40分
②	福島県双葉郡檜葉町	双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5-6	バス, JR	60分
③	福島県中保健福祉事務所	須賀川市旭町 153-1	バス, 高速バス, JR	130分

実習生受入れに関する契約書

_____ (以下「甲」という) と、いわき明星大学 (以下「乙」という) は、甲が乙の委託を受けて甲の施設において乙の学生 (以下「実習生」という) の実習を実施するにあたり、次のとおり契約を締結する。

(実習生の受入れ)

第 1 条 甲は実習生の受入れに関して、乙から依頼を受け承諾する。

2 実習生受入れ施設については以下のとおりとする。

3 甲において実習する者は別紙一覧のとおりとする。

4 実習生の配置については、甲乙協議の上、調整することとする。

(実習内容)

第 2 条 乙が甲に依頼する実習生の受入れ内容は、以下のとおりとする。

(1) 目的及び内容

(2) 実習期間 平成____年____月____日～平成____年____月____日

(3) 実習時間 実習生一人あたり____時間

2 実習の具体的方法等については、甲乙協議の上、調整することとする。

3 乙は実習生に対し、事前にオリエンテーションを実施し、適切な事前指導を終えた後に送り出すこととする。

4 乙は、甲に対し、実習生が実習を行うにあたり、甲の定める諸規則・心得等を遵守し、実習指導者の指示に従うように実習生を指導する責任を負う。

5 甲は実習指導者を施設に配置し、適切な指導を行うものとする。

(契約期間)

第 3 条 本契約期間は、平成____年____月____日～平成____年____月____日までとする。ただし、期間満了の3カ月前までに甲乙いずれからも別段の書面による意思表示が無い場合は、本契約を自動的に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(委託料)

第 4 条 実習生受入の委託料として、乙は甲に以下の通り支払いを行う。

(実習生一人当たり) _____円×(人数) _____名=_____円

(支払方法)

第 5 条 前条による乙の甲に対する委託料の支払いは、甲の指定した期日までに、甲の指定銀行口

座に支払う。

(期間中の解約)

第 6 条 乙がこの契約条項に違反し、または虚偽の申告その他信頼に背反する行為があった場合は、契約期間中といえども、甲は直ちにこの契約を解除することができる。

(個人情報、秘密およびプライバシー (以下、「個人情報等」という) の保護)

第 7 条 甲乙双方は、実習の実施にあたって、甲の保有する個人情報等の漏えいなどが生じないように、個人情報等の適正な管理について万全を期すものとする。

2 乙は、実習生に対し、個人情報等の保護義務を履行するために、個人情報等の取扱いについて説明文書をもって周知徹底するものとする。

3 乙は、乙の責任のもと、実習生から個人情報等の保護に関する誓約書を取得するものとする。

4 乙は、実習生に対し、実習終了後も個人情報等の保護義務を遵守するよう指導監督する責任を負う。

(実習の中止)

第 8 条 実習生は、実習中は甲の諸規則を厳守し、かつ実習指導者の指示に従わなければならない。

2 甲は、実習生が以下に示す事項に該当すると判断した場合は、乙と協議の上、当該実習生の実習を中止させることができる。

(1) 甲の定める諸規則、心得等に違反した場合

(2) 甲の施設内の秩序あるいは規律を乱す事由があると認めた場合

(3) 個人情報の保護に関して問題があった場合

(4) 実習生の実習態度の不良などにより実習の目的を果たし得ないと判断した場合

(実習生の疾病及び傷害)

第 9 条 実習生の実習期間中における疾病及び傷害、ならびに実習後に生じた実習を原因とする疾病及び傷害については、甲の故意または重大な過失による場合を除き、乙の責任において対処するものとする。

(危険負担)

第 10 条 実習生の故意または過失により、甲に事故、器物破損、機密情報の漏えいその他の損害を与えた場合は、乙は、甲に対して、実習生と連帯して損害の一部または全てを賠償する責任を負わなければならない。

(第三者損害賠償)

第 11 条 実習生の故意又は過失により、甲以外の第三者に心身的又は物的損害を与え、当該第三者と甲との間で損害賠償責任を問われる紛争が発生した場合は、乙は、その当事者として誠意をもってその対応にあたるとともに、甲乙は、実習生と連帯して当該第三者に対する賠償責任を負うものとする。

2 前項の賠償負担の割合および求償については甲乙協議の上決定するものとする。

(合意管轄裁判所)

第 12 条 甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(契約の遵守)

第 13 条 甲及び乙は、本契約各条項を遵守するものとし、本契約に定めなき事項が生じた場合、本契約の内容に追加、変更が生じた場合、あるいは疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証すために、本契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙 福島県いわき市中央台飯野5-5-1

いわき明星大学

臨地実習説明書

いわき明星大学 看護学部 看護学科 _____ 年生の _____ 実習にあたり
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日から平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日までの間、受け持ち学生として日常生活の
援助および診療の補助等の看護援助をさせて頂きたいと存じます。

なお、学生の臨地実習は、以下の基本的な考え方で臨むことにしております。

看護教育の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

1. 学生が看護援助を行う場合、事前に充分かつわかりやすい説明を行い、患者様・御家族の同意を得て行います。
2. 学生が看護援助を行う場合、安全性の確保を最優先し、事前に教員や看護師の助言・指導を受け、実践可能なレベルにまで技術を修得させてから臨ませます。
3. 患者様・御家族は、学生の実習に関する意見、質問があればいつでも教員・看護師に確認できること、また、同意した内容についてもいつでも拒否でき、拒否したことを理由に看護および診療上の不利益な扱いを受けないことを理解し臨ませます。
4. 実習先で知り得た患者様、御家族、職員等の個人情報および守秘情報は、電子媒体や紙などのいかなる媒体においても実習先外に持ち出したりはメール等による送信をいたしません。
5. 実習記録については、患者、家族、職員、施設等を特定できるような記録は一切いたしません。カンファレンスおよび学内学習の利用に際しては、管理者を置き、利用・保管管理をいたします。

以上

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

患者氏名： _____

実習担当者： _____

科目責任者： _____

実習担当教員： _____

科目責任教員連絡先： TEL 0246-29-0000

いわき明星大学 看護学部 看護学科

いわき明星大学看護学部実習記録管理内規

(目的)

第1条 この内規は、看護学部の臨地実習に係る実習記録の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この内規の適用を受ける実習記録は、紙、およびコンピューターファイル等をいう。

(管理責任者)

第3条 実習記録の管理は、看護学部長により定められた管理責任者が行う。

(実習中の管理)

第4条 実習中の管理は、原則として学生個人が管理する。尚、学生の個人管理を徹底させる管理責任は、各領域の責任者とする。

(管理期間)

第5条 実習記録の管理期間は、作成年度から起算し、1～4年とする。

(廃棄)

第6条

- 1 管理期間を経過した実習記録は、廃棄する。
- 2 廃棄処分にする場合は、学部内管理台帳に廃棄年月日を記入し、看護学部長の承認を得なければならない。

(廃棄処分の方法)

第7条 廃棄処分を決定した実習記録は、大学指定の業者へ依頼し、焼却または裁断により処分することとする。

(開示)

第8条 実習期間中、実習記録の開示の申し込みがあった場合には、看護学部長は速やかに学長に報告し、対応を図ることとする。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は看護学部教授会で定める。

(改廃)

第10条 この内規の改廃については、看護学部教授会の議を経て、学長がこれを行う。

臨 地 実 習 誓 約 書

いわき明星大学学長

いわき明星大学 看護学部 看護学科

学籍番号_____

氏 名_____ 印

私は、臨地実習を行うにあたり、下記事項を遵守することをここに誓約します。

記

1. 私は臨地実習に臨むにあたり、事前に教員の指導を受け、実践可能なレベルにまで技術を修得してから臨みます。
2. 私は看護援助を行う場合、事前に、患者・家族の同意を得たうえで行います。
3. 看護援助を行う場合は、安全性の確保を最優先にして実践します。
4. 患者様・御家族は、私の実習に関する意見、質問があればいつでも教員・看護師に確認できること、また、同意した内容についてもいつでも拒否でき、拒否したことを理由に看護および診療上の不利益な扱いを受けないことを理解したうえで臨みます。
5. 私は、情報の取扱いについて実習施設が定める手続・方法等（以下「諸手続」という）を遵守することが情報主体（患者様、御家族、実習施設）の情報の保護・適切な利用に資することを理解し、臨地実習を行う一員として諸手続を遵守する義務があることを理解します。また、諸手続に反する情報の取扱いは実習施設の不利益になることを理解し、自らこれをしていないことは勿論のこと、実習施設の職員や関係者に対しても、諸手続に反する利用を指示・依頼しません。

以 上

年次別実習計画

1年次実習		4月							5月							6月							7月							8月							9月							10月							11月							12月							1月							2月							3月						
週	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53																																
16名	16名																																																																																				
26名	26名																																																																																				
36名	36名																																																																																				
46名	46名																																																																																				
56名	56名																																																																																				
66名	66名																																																																																				
76名	76名																																																																																				
86名	86名																																																																																				
96名	96名																																																																																				
106名	106名																																																																																				
116名	116名																																																																																				
126名	126名																																																																																				
	<p>1月 20日 21日 22日 23日 内 授 業</p> <p>2月 22日 23日 春 期 休 暇</p> <p>8月 19日 20日 21日 22日 23日 24日 25日 26日 27日 28日 29日 30日 31日 32日 33日 34日 35日 36日 37日 38日 39日 40日 冬 期 休 暇</p> <p>10月 1日 2日 3日 4日 5日 6日 7日 学 園 祭 休 み</p> <p>11月 8日 9日 10日 11日 12日 13日 14日 15日 16日 学 内 授 業</p> <p>12月 17日 実 習 事 前 指 導</p>																																																																																				
	<p>基礎学実習(基礎)1 【山越】、【助手A】 共立病院</p> <p>基礎学実習(基礎)1 【木部】 共立病院</p> <p>基礎学実習(基礎)1 【丸山】 共立病院</p> <p>基礎学実習(基礎)1 【符谷】 共立病院</p> <p>基礎学実習(基礎)1 【柴崎】 共立病院</p> <p>基礎学実習(基礎)1 【木村】 共立病院</p> <p>基礎学実習(基礎)1 【河田】 共立病院</p> <p>基礎学実習(基礎)1 【池田】 共立病院</p> <p>基礎学実習(基礎)1 【鈴木祐】、【助手B】 労災病院</p> <p>基礎学実習(基礎)1 【片香】 労災病院</p> <p>基礎学実習(基礎)1 【大河内】 労災病院</p> <p>基礎学実習(基礎)1 【鈴木直】 労災病院</p>																																																																																				

- 【基礎学実習1】看護実践基礎学実習(基礎)1：看護援助場面の見学、体験
- 【基礎学実習2】看護実践基礎学実習(基礎)2：看護の方法
- 【精神】健康生活看護学実習(精神)：精神科での実習
- 【成人(急性期)、成人(慢性期)】健康生活看護学実習(成人)：急性期・慢性期の実習
- 【女性】健康生活看護学実習(女性)：産科での実習
- 【小児】健康生活看護学実習(小児)：小児科での実習
- 【老人1】健康生活看護学実習(老年)1：老人介護福祉施設(通所)での実習
- 【老人2】健康生活看護学実習(老年)2：老人介護福祉施設(特養、病院)での実習
- 【在宅】地域養生看護学実習(在宅)：訪問看護ステーション、地域包括支援センター等での実習
- 【統合実習】看護学統合実習

- 1学年80名予定
- 1グループは6~7名、全12グループ
- 原則、指導教員(1名以上)がつく
- 実習費は後日別途相談したい
- 全ての実習予定病院の内諾を得られた後、実習協議会を立ち上げ、全体の調整を行う

看護学部時間割

	前期										担当専任教員数												
	1時限		2時限		3時限		4時限		5時限		基礎	専門	基礎	成人	老年	小児	母性	精神	在宅	保健師			
	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半													
月	1年次	フレッシャーズセミナー(1-2限) (林・富岡・鹿兒島・丸山・樫山・橋本・木村・レディンマン・久米・瀬戸・鈴木裕・小林・鈴木直【10】)(注2)				人体の構造と機能1(1/2) (鹿兒島)		人体の構造と機能2(1/2) (鹿兒島)															
	2年次					健康生活(成人概論) (古地・臼井【1】)		臨床心理学 (兼担:大島典)		地域養生(在宅概論) (スーティ・小林・臼井【オムニ】)										2(注5) 注4			
	3年次	健康生活看護学実習(成人)(前期後半)(古地・狩谷・樫山・柴崎・臼井【4】)				健康生活看護学実習(母性)(前期後半)(久米・鈴木久・瀬戸・池田【2】)		健康生活看護学実習(小児)(前期後半)(レディンマン・河田・藤岡【2】)		健康生活看護学実習(老年2)(前期後半)(大内・橋本【2】)		健康生活看護学実習(精神)(前期後半)(大河内・荒井【2】)		健康生活看護学実習(在宅)(前期後半)(スーティ・鈴木裕・小林・木部【2】)								1(注3) 4	
	4年次	公衆衛生看護学実習A及びB(9週~17週)(黒田・鈴木直)				緩和ケア(富岡・荒井・スーティ)		疾病治療論3(兼担:山崎)		公衆衛生看護学活動論(黒田・鈴木直)												3 2 5 3 3 4 3 4 2	
火	1年次	基礎学I(看護学原論) (山邊・古地・久米・荒井【1】)(オムニ)																					
	2年次	疾病治療論2(兼担:山崎)				保健統計学(林)		健康生活(老年概論)(橋本)														1 1 - - - 1 - -	
	3年次	看護倫理(久米)				看護マネジメント(鈴木久・スーティ)		疫学1/2(林)		疫学2/2(林)												- - 4 2 2 2 2 2 2	
	4年次	公衆衛生看護学実習A及びB(9週~17週)(黒田・鈴木直)				リハビリテーション看護論(古地)		クリティカルケア(樫山)		公衆衛生看護学活動論(黒田・鈴木直)												1 1 4 2 2 3 2 2 2	
水	1年次																						
	2年次	基礎学V(診療補助技術)1/2(山邊・木部・丸山・狩谷・荒井【3】)				基礎学V(診療補助技術)2/2(山邊・木部・丸山・狩谷・荒井【3】)		健康生活(母性概論)(久米)														- 3 1 1 1 2 2 1 -	
	3年次	医療安全(兼任:本多)				チーム医療(富岡・樫山・柴崎・鈴木久・荒井)																- - 4 2 2 2 2 2 2	
	4年次	公衆衛生看護学実習A及びB(9週~17週)(黒田・鈴木直)				公衆衛生看護学方法論1(黒田・鈴木直)1/2		公衆衛生看護学方法論2(黒田・鈴木裕)1/2		看護援助技術レファレンス(4-5限)(丸山・樫山・柴崎・大内・藤岡・瀬戸・池田・鈴木裕・片寄・大河内・小林【9】)												0 3 5 3 3 4 4 3 2	
木	1年次					人体の構造と機能1(2/2)(鹿兒島)		人体の構造と機能2(2/2)(鹿兒島)															
	2年次	社会福祉学(兼担:福田)				公衆衛生学(林)		基礎学VI(看護過程)1/2(山邊・木部・丸山・柴崎・荒井・兼任:大島弓【4】)		基礎学VI(看護過程)2/2(山邊・木部・丸山・柴崎・荒井・兼任:大島弓【4】)												2 3 1 - - 1 - -	
	3年次	健康生活看護学実習(成人)(前期後半)(古地・狩谷・樫山・柴崎・臼井【4】)				健康生活看護学実習(母性)(前期後半)(久米・鈴木久・瀬戸・池田【2】)		健康生活看護学実習(小児)(前期後半)(レディンマン・河田・藤岡【2】)		健康生活看護学実習(老年2)(前期後半)(大内・橋本【2】)		健康生活看護学実習(精神)(前期後半)(大河内・荒井【2】)		健康生活看護学実習(在宅)(前期後半)(スーティ・鈴木裕・小林・木部【2】)								- - 4 2 2 2 2 2 2	
	4年次	災害看護(臼井)				コンサルテーション論(兼担:大島典)		訪問看護マネジメント(スーティ・臼井)														2 3 5 2 2 2 3 2 2	
金	1年次	微生物学(兼担:金)				生化学(富岡)																	
	2年次					健康生活(精神概論)2(荒井)		健康生活(小児概論)(藤岡)														1 - - - - - -	
	3年次	健康生活看護学実習(成人)(前期後半)(古地・狩谷・樫山・柴崎・臼井【4】)				健康生活看護学実習(母性)(前期後半)(久米・鈴木久・瀬戸・池田【2】)		健康生活看護学実習(小児)(前期後半)(レディンマン・河田・藤岡【2】)		健康生活看護学実習(老年2)(前期後半)(大内・橋本【2】)		健康生活看護学実習(精神)(前期後半)(大河内・荒井【2】)		健康生活看護学実習(在宅)(前期後半)(スーティ・鈴木裕・小林・木部【2】)								- 4 2 2 2 2 2 2	
	4年次	公衆衛生看護学実習A及びB(9週~17週)(黒田・鈴木直)				災害看護学方法論1(黒田・鈴木直)2/2		災害看護学方法論2(黒田・鈴木裕)2/2		災害看護学実習1/2(林・臼井・鈴木裕)		災害看護学実習2/2(林・臼井・鈴木裕)										1 0 4 2 2 2 2 2 2	

【注】

- 前期後半において、臨地実習と学内授業が並行し、専任教員の授業担当が最大となる。
この時の曜日ごとの必要専任教員数の集計は右表のとおりであり、本学看護学部の専任教員組織で対応可能である。
- 教員名の【】の数字は複数担当教員のうち、【】の人数がローテーションにより授業を担当する。
- 次の科目は、集中方式等により、授業科目と開講時期が重複しないため、上表から除外している。
・看護実践基礎学実習(基礎)2(2年次)
・卒業研究(4年次)
- 公衆衛生看護学実習A及びB(4年次)の担当教員(保健師)は実習と学内授業が重複しない期間を設定しているため、支障はない。
(右欄、担当専任教員数の学内授業から除外している。)
- 学内授業と3年次の臨地実習で専任教員が重複する場合は、臨地実習のない他領域の教員を配置しているため、支障はない。

看護学部専任教員数										
領域	基礎	専門	基礎	成人	老年	小児	母性	精神	在宅	保健師
人数	3	3	5	3	3	4	4	2	3	
合計	30									

	後期										担当専任教員数										
	1時限		2時限		3時限		4時限		5時限		基礎	専任	成人	老年	小児	母性	精神	在宅	保健師		
	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半											
月	1年次			生涯発達看護学(成人) (古地・臼井【1】)	基礎学Ⅲ(アセスメント技術) 1/2 (山邊・木部・丸山・樺山・荒井【3】)	基礎学Ⅲ(アセスメント技術) 2/2 (山邊・木部・丸山・樺山・荒井【3】)															
	2年次	健康生活(母性援助) 1/2(久米・鈴木久・瀬戸・池田【2】)	健康生活(母性援助) 2/2(久米・鈴木久・瀬戸・池田【2】)																		
	3年次	健康生活看護学実習(成人) (後期前半)(古地・臼井・狩谷・樺山・柴崎・丸山【5】)	健康生活看護学実習(母性) (後期前半)(瀬戸・池田・久米・鈴木久・河田【2】)	健康生活看護学実習(小児) (後期前半)(藤岡・河田・リデソマン【2】)	健康生活看護学実習(老年2) (後期前半)(橋本・大内・スーディ【3】)	健康生活看護学実習(精神) (後期前半)(大河内・荒井【2】)	健康生活看護学実習(在宅) (後期前半)(小林・鈴木裕・木部【2】)														
	4年次																				
火	1年次		疾病治療論1 (兼任:山崎)			生涯発達看護学(母性) (久米)															
	2年次	健康生活(急性期) (回復期) 1/2(臼井・柴崎【1】)	健康生活(急性期) (回復期) 2/2(臼井・柴崎【1】)	放射線と人体 (兼任:柿沼)		地域養生(在宅援助) 1/2(スーディ・小林・鈴木裕【1】・臼井・鈴木裕【2】) 【オムニ】	地域養生(在宅援助) 2/2(スーディ・小林・鈴木裕【1】・臼井・鈴木裕【2】) 【オムニ】														
	3年次	公衆衛生看護学概論 1/2(黒田)	公衆衛生看護学概論 2/2(黒田)	学校保健・産業保健 1/2(黒田)	学校保健・産業保健 2/2(黒田)																
	4年次			公衆衛生看護管理論 (黒田)																	
水	1年次	生涯発達看護学(小児) (藤岡・リデソマン)		放射線と環境 (兼任:佐藤)	基礎学Ⅱ(コミュニケーション) 1/2 (山邊・木部・丸山・古地・荒井【3】)	基礎学Ⅱ(コミュニケーション) 2/2 (山邊・木部・丸山・古地・荒井【3】)															
	2年次	健康生活(老年援助)1/2 (橋本・大内【1】)	健康生活(老年援助)1/2 (橋本・大内【1】)																		
	3年次	放射線と健康支援 (兼任:山崎)		国際看護活動論 (スーディ・リデソマン)																	
	4年次																				
木	1年次	生涯発達看護学(老年) (橋本)			基礎学Ⅳ(生活援助技術) 1/2 (山邊・木部・丸山・狩谷・荒井【3】)	基礎学Ⅳ(生活援助技術) 2/2 (山邊・木部・丸山・狩谷・荒井【3】)															
	2年次	健康生活(慢性期) (回復期末) 1/2(古地・狩谷【1】)	健康生活(慢性期) (回復期末) 2/2(古地・狩谷【1】)																		
	3年次	保健医療福祉行政論 1/2(兼任:福田)	保健医療福祉行政論 2/2(兼任:福田)	看護研究 (山邊)																	
	4年次																				
金	1年次	健康生活(精神概論) 1(荒井)	人間栄養学 (富岡)	薬理学 (富岡・鹿見鳥)																	
	2年次	健康生活(小児援助) 1/2(藤岡・リデソマン・河田【1】)	健康生活(小児援助) 2/2(藤岡・リデソマン・河田【1】)			健康生活(精神援助)1/2 (荒井)	健康生活(精神援助)2/2 (荒井)														
	3年次	健康生活看護学実習(成人) (後期前半)(古地・臼井・狩谷・樺山・柴崎・丸山【5】)	健康生活看護学実習(母性) (後期前半)(瀬戸・池田・久米・鈴木久・河田【2】)	健康生活看護学実習(小児) (後期前半)(藤岡・河田・リデソマン【2】)	健康生活看護学実習(老年2) (後期前半)(橋本・大内・スーディ【3】)	健康生活看護学実習(精神) (後期前半)(大河内・荒井【2】)	健康生活看護学実習(在宅) (後期前半)(小林・鈴木裕・木部【2】)														
	4年次																				

【注】

1. 〇：後期前半において、臨地実習と学内授業が並行し、専任教員の授業担当が最大となる。この時の曜日ごとの必要専任教員数の集計は右表のとおりであり、本看護学部の専任教員組織で対応可能である。
2. 教員名の【】の数字は複数担当教員のうち、【】の人数がローテーションにより授業を担当する。
3. 次の科目は、集中方式等により、授業科目と開講時期が重複しないため、上表から除外している。
 - ・看護実践基礎実習(基礎)1(1年次)
 - ・健康生活看護学実習(老年1)(2年次)
 - ・看護学統合実習(4年次)
 - ・卒業研究(4年次)
4. 学内授業と3年次の臨地実習で専任教員が重複する場合は、臨地実習のない他領域の教員を配置しているため、支障はない。

看護学部専任教員数									
領域	基礎	専任	成人	老年	小児	母性	精神	在宅	保健師
人数	3	3	5	3	3	4	4	2	3
合計	30								

実習計画の概要

1. 科目名	看護実践基盤学実習(基礎)1
2. 単位数	1単位
3. 必修・選択区分	必修
4. 履修学年	1年後期
5. 授業形態	実習
6. 参考書	南江堂 深井喜代子、前田ひとみ:基礎看護学テキスト改訂第2版 EBN志向の看護実践 照林社 深井喜代子編著:基礎看護技術ビジュアルブック 手順と根拠がよくわかる 照林社 坂本すが他監修:完全版 ビジュアル 臨床看護技術ガイド
7. 成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)
8. 概要	<p>病院における看護を必要とする場面、対象、援助内容の実際を体験することにより、それらの各場面における看護の役割について、看護対象者の視点から学修することを目的とする。 実際の看護対象者とのコミュニケーションをとおして看護職に求められる倫理と態度、および看護活動を体験し、看護学を学ぶ者としての自覚と主体的な学修への動機づけを行うことを目的として学修する。</p> <p>【到達目標】 ①病院の主な部門を見学して看護を必要とする場面を説明することができる。 ②病院の機能・構造について説明することができる。 ③病院における看護の役割と機能について述べるすることができる。 ④看護の役割と看護対象者の入院環境について説明することができる。 ⑤看護対象者とのコミュニケーションをとおして看護職に求められる倫理と態度を述べるができる。</p>
9. 授業展開及び授業内容	<p>【集中1週間】 【実習担当者】 山邊素子、木部美知子、丸山恵子、狩谷恭子、樺山定美、柴崎真澄、木村奈緒、河田真理子、池田真由美、鈴木祐子、片寄泰子、大河内敦子、鈴木直子、鈴木裕子、助手A、助手B 【実習施設】総合磐城共立病院、福島労災病院 【学生の配置】 ・1グループ 6～7名とする。</p> <p>【事前・事中・事後指導】 ・実習事前指導として、学内では、実習の目的・目標、グループ編成、実習における留意事項に関するガイダンスを行う。 ・看護過程展開中、および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習終了の最終日に、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。</p>

10. 実習計画

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション	施設
	火	看護活動の見学①	施設
	水	看護活動の見学②	施設
	木	看護活動の見学③、カンファレンス	施設
	金	実習の総括	学内

実習計画の概要

1. 科目名	看護実践基盤学実習(基礎)2
2. 単位数	2単位
3. 必修・選択区分	必修
4. 履修学年	2年前期
5. 授業形態	実習
6. 参考書	南江堂 深井喜代子、前田ひとみ:基礎看護学テキスト改訂第2版 EBN志向の看護実践 照林社 深井喜代子編著:基礎看護技術ビジュアルブック 手順と根拠がよくわかる 照林社 坂本すが他監修:完全版 ビジュアル 臨床看護技術ガイド
7. 成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)
8. 概要	<p>看護実践の場に臨み、日常生活援助の必要な成人期から老年期の患者を受け持ち、患者とのコミュニケーション、情報収集、看護計画の立案・修正、バイタルサイン測定、生活援助とその報告・評価という看護過程を展開し、その対象者にとって看護が必要な状況を判断し、対象にあった看護ケアを経験し、それらに必要な知識、技術、態度を身につける。また、チーム医療の一員として行動するための知識、技術、態度を身につけることを目的として学修する。</p> <p>【到達目標】 ①看護実践基盤学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ、「看護実践基盤学実習(基礎)1」をもとに、臨床看護を実践するために必要な知識、技術、態度の統合をはかることができる。 ②対象者に応じた看護過程を展開する能力を修得することができる。 ③日常生活援助の見学・実践をとおして看護技術の基礎と応用を説明することができる。 ④チーム医療の一員として看護の実際とその役割を述べるすることができる。 ⑤自分の行動に対して責任をもち、看護職に求められる倫理感を説明することができる。</p>
9. 授業展開及び授業内容	<p>【集中2週間】 【実習担当者】 山邊素子、木部美知子、丸山恵子、狩谷恭子、樫山定美、柴崎真澄、木村奈緒、河田真理子、池田真由美、鈴木祐子、片寄泰子、大河内敦子、鈴木直子、鈴木裕子、助手C、助手D 【実習施設】総合磐城共立病院、福島労災病院 【学生の配置】 ・1グループ 6～7名とする。</p> <p>【事前・事中・事後指導】 ・実習事前指導として、学内では、実習の目的・目標、グループ編成、実習における留意事項に関するガイダンスを行う。 ・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習終了の最終日に、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。</p>

10. 実習計画

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション、受け持ちの紹介、患者の情報収集	施設
	火	受け持ち患者のケア見学	施設
	水	看護過程の展開①	施設
	木	看護過程の展開②、カンファレンス	施設
	金	学習内容の共有、翌週の看護計画・課題の確認	学内
第2週	月	看護過程の展開③	施設
	火	看護過程の展開④	施設
	水	看護過程の展開⑤	施設
	木	看護過程の展開⑥、カンファレンス	施設
	金	実習の総括	学内

実習計画の概要

1. 科目名	健康生活看護学実習(成人)
2. 単位数	6単位
3. 必修・選択区分	必修
4. 履修学年	3年前期・後期
5. 授業形態	実習
6. 参考書	(看護学テキスト NICE)成人看護学 急性期看護 I 概論・周手術期看護、南江堂 (看護学テキスト NICE)成人看護学 慢性期看護、南江堂
7. 成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)
8. 概要	<p>成人期にある人の健康課題を踏まえ、急性期・慢性期にある患者を受け持ち、成人期の周手術期・クリティカルな状況にある患者や慢性疾患をもつ患者および家族を全人的な視点から理解したうえで、個々の患者に応じた看護過程を展開し、健康回復への援助について、科学的根拠に基づいて看護を展開するための基本的知識・技能を修得する。さらに、看護職としてふさわしい態度および自己の看護観を身につける。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①健康状態ならびに疾患・治療から急性期・周手術期にある患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。</p> <p>②早期回復の観点から急性期・周手術期にある患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。</p> <p>③家族・社会の側面から急性期・周手術期にある患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。</p> <p>④健康状態ならびに疾患・治療から慢性期または回復期・終末期にある患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。</p> <p>⑤生活の調整・再構築から慢性期または回復期・終末期患者にある患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。</p> <p>⑥家族・社会の側面から慢性期または回復期・終末期患者にある患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。</p>
9. 授業展開及び授業内容	<p>【集中6週間(3週間、3週間)】</p> <p>【実習施設】総合磐城共立病院、福島労災病院、松尾病院、呉羽総合病院、かしま病院、いわき湯本病院</p> <p>【実習担当者】古地順子、臼井千津、狩谷恭子、縦山定美、柴崎真澄、丸山恵子、助手A、助手B、助手C</p> <p>・1グループ 6～7名とする。</p> <p>【事前・事中・事後指導】</p> <p>・実習事前指導として、学内では、実習の目的・目標、グループ編成、実習における留意事項に関するガイダンスを行う。</p> <p>・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。</p> <p>・実習終了の最終日に、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。</p>

実習計画の概要

10. 実習計画

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション	学内
	火	病棟オリエンテーション、受持ち患者決定、患者の情報収集	施設
	水	受持ち患者の情報収集・アセスメント	施設
	木	受持ち患者の全体像の把握・問題点の明確化	施設
	金	看護計画立案	施設
第2週	月	看護計画に基づいたケアの実施・評価①	施設
	火	看護計画に基づいたケアの実施・評価②	施設
	水	看護計画追加・修正	学内
	木	看護計画に基づいたケアの実施・評価③	施設
	金	看護計画に基づいたケアの実施・評価④	施設
第3週	月	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑤	施設
	火	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑥	施設
	水	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑦	施設
	木	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑧、カンファレンス	施設
	金	実習の総括	学内

週	曜日	実習内容	場所
第4週	月	オリエンテーション	学内
	火	病棟オリエンテーション、受持ち患者決定、患者の情報収集	施設
	水	受持ち患者の情報収集・アセスメント	施設
	木	受持ち患者の全体像の把握・問題点の明確化	施設
	金	看護計画立案	施設
第5週	月	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑨	施設
	火	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑩	施設
	水	看護計画追加・修正	学内
	木	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑪	施設
	金	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑫	施設
第6週	月	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑬	施設
	火	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑭	施設
	水	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑮	施設
	木	看護計画に基づいたケアの実施・評価⑯、カンファレンス	施設
	金	実習の総括	学内

実習計画の概要

1. 科目名	健康生活看護学実習(老年)1
2. 単位数	1 単位
3. 必修・選択区分	必修
4. 履修学年	2 年後期
5. 授業形態	実習
6. 参考書	医学書院<<系統看護学講座 専門分野Ⅱ>>老年看護 病態・疾患論 医学書院<<系統看護学講座 専門分野Ⅱ>>老年看護学
7. 成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)
8. 概要	<p>通所リハビリテーションにおける看護職や介護職員らによる支援を実際に体験することで、その役割について理解を深めるとともに、看護実践能力を身につける。実習においては、高齢者とのコミュニケーションを通じて、高齢者特有の身体的な機能低下などに対する理解を深める。また、看護職、介護職員および他職種間の連携のあり方や必要な看護技術について学ぶとともに、チームケアや継続看護の実際に触れることで、病院・施設・在宅の連携のあり方を学ぶ。</p> <p>【到達目標】 ①通所リハビリテーションの機能と役割の特徴について説明できる。 ②健康状態ならびに疾患・治療から施設利用者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ③リハビリテーションの観点から施設利用者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ④家族・社会の側面から施設利用者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。</p>
9. 授業展開及び授業内容	<p>【集中1週間】 【実習施設】松尾病院、須田医院通所リハビリテーション事業所、いきがい村、ヒーリングホーム四倉、クリニックかしま、医和生会短時間通所リハビリテーション、 【実習担当者】橋本知子、大内隆、鈴木直子、木部美知子、スーディ神崎和代、小林紀明、助手A、助手B 【学生の配置】 ・1グループ 6～7名とする。</p> <p>【事前・事中・事後指導】 ・実習事前指導として、学内では、実習の目的・目標、グループ編成、実習における留意事項に関するガイダンスを行う。 ・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習終了の最終日に、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。</p>

10. 実習計画

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	施設オリエンテーション、患者の情報収集	施設
	火	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価①	施設
	水	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価②	施設
	木	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価③、カンファレンス	施設
	金	実習の総括	学内

実習計画の概要

1. 科目名	健康生活看護学実習(老年)2
2. 単位数	3単位
3. 必修・選択区分	必修
4. 履修学年	3年前期・後期
5. 授業形態	実習
6. 参考書	医学書院<<系統看護学講座 専門分野Ⅱ>>老年看護 病態・疾患論 医学書院<<系統看護学講座 専門分野Ⅱ>>老年看護学
7. 成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)
8. 概要	<p>「健康生活看護学実習(老年)1」を踏まえ、介護施設・病院における看護職や介護職員らによる支援を実際に体験することで、その役割に対する理解を深めるとともに、看護実践能力を身につける。実習においては、高齢者とのコミュニケーションを通じて、高齢者特有の身体的な機能低下などに対する理解を深める。また、看護職、介護職員および他職種間の連携のあり方や必要な看護技術について学ぶとともに、チームケアや継続看護の実際に触れることで、病院・施設・在宅の連携のあり方を学ぶ。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①介護施設ならびに病院における高齢者施設の機能と役割の特徴について説明できる。 ②健康状態ならびに疾患・治療から高齢者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ③生活の調整・再構築から高齢者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ④家族・社会の側面から高齢者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。</p>
9. 授業展開及び授業内容	<p>【集中3週間】 【実習施設】 (高齢者施設)幸寿苑、はなまる共和国、かしま荘、パラソゴしき、サニーポート小名浜、楽寿荘、 (病院)総合磐城共立病院、福島労災病院、かしま病院、呉羽総合病院、いわき湯本病院 【実習担当者】橋本知子、大内隆、木部美知子、スーディ神崎和代、小林紀明、助手C、助手D、助手E 【学生の配置】 ・1グループ 6~7名とする。</p> <p>【事前・事中・事後指導】(高齢者施設) ・実習前に実習ガイダンスを行う。 ・ガイダンス時に事前学習および看護技術の練習について説明する。 ・実習直前にグループ別に実習オリエンテーションを行い、事前学修状況を確認する。 介護保険の仕組みについて以下の視点についてまとめる。 ・高齢者が利用できる施設サービスの種類、施設の設置基準、関連職種、サービス内容の特徴と施設看護の役割 ・高齢者に適したレクリエーションの具体案 ・認知症を持つ方への看護展開方法 ・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習の総括で、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。</p> <p>【事前・事中・事後指導】(病院) ・実習前に実習ガイダンスを行う。 ・ガイダンス時に事前学習および看護技術の練習について説明する。 ・実習直前にグループ別に実習オリエンテーションを行い、事前学修状況を確認する。 ・感覚(視覚機能・聴覚機能・平衡機能)の加齢に伴う心身の変化を纏めて復習する。 ・運動機能、呼吸機能、消化・吸収機能の加齢に伴う心身の変化を纏めて復習する。 ・心理精神機能・社会性の加齢に伴う心身の変化を纏めて復習する。 ・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習の総括で、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。</p>

実習計画の概要

10. 実習計画

【高齢者施設】

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション、受け持ち利用者決定、患者の情報収集	施設
	火	利用者のQOL向上に向けた看護計画の立案①	施設
	水	利用者のQOL向上に向けた看護計画の立案②	施設
	木	レクリエーションの実施と評価、カンファレンス	施設
	金	実習の総括	学内

【病院】

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション、受け持ち患者決定、患者の情報収集	施設
	火	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価①	施設
	水	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価②	施設
	木	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価③	施設
	金	学習内容の共有、翌週の看護計画・課題の確認	学内
第2週	月	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価④	施設
	火	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価⑤	施設
	水	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価⑥	施設
	木	看護計画に基づく援助の実施、カンファレンス	施設
	金	実習の総括	学内

実習計画の概要

1. 科目名	健康生活看護学実習(小児)
2. 単位数	2 単位
3. 必修・選択区分	必修
4. 履修学年	3年前期・後期
5. 授業形態	実習
6. 参考書	医学書院 小児看護学概論/総論 医学書院 小児看護学各論
7. 成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)
8. 概要	<p>小児看護が行われている現場に臨み、小児看護の対象および小児看護における看護職の役割について体験的に学修し、小児看護の対象に対する看護実践能力を身につける。成長発達する子どもとその家族の健康生活、ニーズや健康課題を理解し、子どもの成長発達や健康状態に適した看護実践のあり方を学修する。特に、子どもや家族が相互に影響しあうことを考慮した看護の重要性について理解を深める。また、病気とともに生活する子どもの成長発達や健康状態に適した看護について学ぶ。</p> <p>【到達目標】 ①健康状態ならびに疾患・治療から患児および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ②成長発達・日常生活から患児および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ③家族・社会の側面から患児および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。</p>
9. 授業展開及び授業内容	<p>【集中2週間】 【実習施設】総合磐城共立病院、寿泉堂綜合病院 【実習担当者】藤岡寛、レンデンマン美智子、河田真理子、池田真由美、助手A、助手B、助手C、助手D、助手E 【学生の配置】 ・1グループ 6～7名とする。</p> <p>【事前・事中・事後指導】 ・事前課題として、受け持ち患者に想定される小児疾患全般について、その病態・治療・看護を自身のノートにまとめることを提示する。 ・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習の総括で、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。</p>

10. 実習計画

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション、受け持ち患者決定、患者の情報収集	施設
	火	看護過程の展開①	施設
	水	看護過程の展開②	施設
	木	看護過程の展開③	施設
	金	カンファレンス、翌週の看護計画・課題の確認	施設
第2週	月	看護過程の展開④	施設
	火	看護過程の展開⑤	施設
	水	看護過程の展開⑥	施設
	木	看護過程の展開⑦	施設
	金	カンファレンス、実習の総括	施設

実習計画の概要

1. 科目名	健康生活看護学実習(母性)
2. 単位数	2単位
3. 必修・選択区分	必修
4. 履修学年	3年前期・後期
5. 授業形態	実習
6. 参考書	医学書院 ウエルネスから見た母性看護過程+病態関連図:医学書院、母性看護技術
7. 成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)
8. 概要	<p>ライフスタイルの多様性を踏まえ、妊産褥婦および新生児の生理的変化と心理的・社会的特徴を理解するために、女性のライフサイクルにおける支援の場に参加し、母性看護における看護職としての役割について学修する。また、地域で生活する女性の健康支援や子育て支援の実状を理解する。特に、周産期における母子とその家族に対する援助を通して、より健康な生活に向けた看護実践能力を身につけ、加えて母子とその家族に必要な母性看護の役割について学修する。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①身体精神面から妊産褥婦および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ②身体精神面から新生児および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ③家族・社会の側面から妊産褥婦および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ④家族・社会の側面から新生児および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。</p>
9. 授業展開及び授業内容	<p>【集中2週間】 【実習施設】総合磐城共立病院、寿泉堂総合病院 【実習担当者】久米美代子、鈴木久美子、瀬戸愛子、池田真由美、河田真理子、助手A、助手B、助手C、助手D、助手E 【学生の配置】 ・1グループ 6～7名とする。</p> <p>【事前・事中・事後指導】 ・施設実習事前指導として、学内では、実習のねらい・目標、グループ編成、実習における留意事項に関するガイダンスを行う。 ・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習の総括で、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。</p>

10. 実習計画

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション、受け持ち患者決定、患者の情報収集	施設
	火	看護過程の展開①	施設
	水	看護過程の展開②	施設
	木	看護過程の展開③	施設
	金	カンファレンス、翌週の看護計画・課題の確認	施設
第2週	月	看護過程の展開④	施設
	火	看護過程の展開⑤	施設
	水	看護過程の展開⑥	施設
	木	看護過程の展開⑦	施設
	金	カンファレンス・実習の総括	施設

実習計画の概要

1. 科目名	健康生活看護学実習(精神)
2. 単位数	2 単位
3. 必修・選択区分	必修
4. 履修学年	3年前期・後期
5. 授業形態	実習
6. 参考書	南江堂 萱間真美他編:精神看護学 I 精神保健・他職種とのつながり ころ・からだ・かかわりのプラクティス 南江堂 萱間真美他編:精神看護学 II 臨床で活かすケアころ・からだ・かかわりのプラクティス
7. 成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)
8. 概要	精神に健康課題を抱える患者について、身体的、心理的、社会的側面から全人的に理解し、健康レベルに応じた看護の基礎的な実践能力を身につける。精神科病棟では精神に健康課題を抱える患者を受け持ち、対象者と援助関係を築き、個別的・具体的な看護計画を立案し、患者の健康レベルに応じた看護過程を展開する。また、保健医療福祉における看護および他職種との役割を理解し、対象者を中心とした他職種との協働と連携のあり方について学修する。 【到達目標】 ①疾患・治療から精神に課題を抱える患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ②生活の調整・再構築から精神に課題を抱える患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ③家族・社会の側面から精神に課題を抱える患者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。
9. 授業展開及び授業内容	【集中2週間】 【実習施設】泉保養院、いわき開成病院、四倉病院 【実習担当者】荒井春生、大河内敦子、助手A、助手B、助手E 【学生の配置】 ・1グループ 6～7名とする。 【事前・事中・事後指導】 ・施設実習事前指導として、学内では、実習目的、日標、方法、グループ編成、実習における留意事項に関するオリエンテーションを行う。 ・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習の総括で、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。

10. 実習計画

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション、受け持ち患者決定、患者の情報収集	施設
	火	看護過程の展開①	施設
	水	看護過程の展開②	施設
	木	看護過程の展開③、カンファレンス	施設
	金	学習内容の共有、翌週の看護計画・課題の確認	学内
第2週	月	看護過程の展開(評価・修正)	施設
	火	看護過程の展開④	施設
	水	看護過程の展開⑤	施設
	木	看護過程の展開⑥、カンファレンス	施設
	金	実習の総括	学内

実習計画の概要

1. 科目名	地域養生看護学実習(在宅)
2. 単位数	2 単位
3. 必修・選択区分	必修
4. 履修学年	3年前期・後期
5. 授業形態	実習
6. 参考書	メディカルフレンド社 正野逸子他:(2015)関連図で理解する在宅看護過程 医学書院 秋山正子他:(2013)系統看護学講座 統合分野 在宅看護論第4版 医歯薬出版株式会社 木下由美子:(2009)在宅看護学
7. 成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)
8. 概要	訪問看護ステーションにおける実習をとおして、地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し、在宅での生活を継続していくための看護上の課題の抽出と、対象の特性や強みを生かした課題解決のための看護展開に必要な看護実践能力を身につける。また、在宅における訪問看護ステーションなどの社会資源活用の現状や、他職種との連携・協働における看護職の役割について学修する。 【到達目標】 ①訪問看護ステーションの機能と役割の特徴について説明できる。 ②健康状態ならびに疾患・治療から在宅療養者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ③生活の調整・再構築から在宅療養者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。 ④家族・社会の側面から在宅療養者および家族をアセスメントし、必要度の高い看護問題を立案し、適切な援助を実践できる。
9. 授業展開及び授業内容	【集中2週間】 【実習施設】いわき湯本病院、コスモス訪問看護ステーション、小名浜訪問看護ステーション、かしま訪問看護ステーション、よつくら訪問看護ステーション 【実習担当者】スーディ神崎和代、小林紀明、鈴木裕子、木部美知子 【学生の配置】 ・1グループ 6～7名とする。 【事前・事中・事後指導】 ・実習の目的・内容・方法などについてオリエンテーションを行う。 ・実習中の学内実習日で、対象の理解と看護過程の指導を行う。 ・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習の総括で、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。

10. 実習計画

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション、受け持ち患者決定、患者の情報収集	施設
	火	同行訪問 看護過程展開①	施設
	水	同行訪問 看護過程展開②	施設
	木	同行訪問 看護過程展開③	施設
	金	学習内容の共有、翌週の看護計画・課題の確認	学内
第2週	月	同行訪問 看護過程展開④	施設
	火	同行訪問 看護過程展開⑤	施設
	水	同行訪問 看護過程展開⑥	施設
	木	同行訪問 看護過程展開⑦、カンファレンス	施設
	金	実習の総括	学内

実習計画の概要

1. 科目名	看護学統合実習
2. 単位数	2単位
3. 必修・選択区分	必修
4. 履修学年	4年後期
5. 授業形態	実習
6. 参考書	<p>南江堂 深井喜代子、前田ひとみ:基礎看護学テキスト改訂第2版 EBN志向の看護実践 照林社 深井喜代子編著:基礎看護技術ビジュアルブック 手順と根拠がよくわかる 照林社 坂本すが他監修:完全版 ビジュアル 臨床看護技術ガイド 南江堂 (看護学テキスト NICE)成人看護学 急性期看護Ⅰ 概論・周手術期看護 南江堂 (看護学テキスト NICE)成人看護学 慢性期看護 医学書院<<系統看護学講座 専門分野Ⅱ>>老年看護 病態・疾患論 医学書院<<系統看護学講座 専門分野Ⅱ>>老年看護学 医学書院 小児看護学概論/総論 医学書院 小児看護学各論 医学書院 ウエルネスから見た母性看護過程+病態関連図:医学書院、母性看護技術 南江堂 萱間真美他編:精神看護学Ⅰ 精神保健・他職種とのつながり ころ・からだ・かかわりのプラクティス 南江堂 萱間真美他編:精神看護学Ⅱ 臨床で活かすケアころ・からだ・かかわりのプラクティス</p>
7. 成績評価の方法	<p>成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点)</p> <p>①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)</p>
8. 概要	<p>健康生活看護学領域の各臨床実習科目を基盤に、これまで学んだ知識・技能・態度を統合する実習を行う。特定の看護領域における特徴的な対象について、複数の患者を受け持ちながら、看護チームにおけるリーダーシップ・メンバーシップおよび看護管理について学ぶ。また、外来部門などについて体験的に学び、看護職としての役割、責務、態度を身につける。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①対象者の看護問題を総合的視点から解決するための看護の実践ができる。 ②自己の学習課題を明確にし、看護実践能力向上に向けた取り組みができる。 ③療養環境・医療安全を意識した看護を行うことができる。 ④看護実践の場における多重課題を列挙し、解決方法を提示できる。 ⑤多職種と協働して、倫理にかなった看護職の役割や責任を実践することができる。</p>
9. 授業展開及び授業内容	<p>【集中2週間】 【実習施設】総合磐城共立病院、福島労災病院 【実習担当者】木部美知子、丸山恵子、狩谷恭子、樫山定美、柴崎真澄、大内隆、木村奈緒、藤岡寛、レンデンマン美智子、河田真理子、鈴木久美子、瀬戸愛子、池田真由美、鈴木祐子、片寄泰子、大河内敦子、小林紀明、黒田真理子、鈴木直子、鈴木裕子、助手A、助手B 【学生の配置】 ・1グループ 6～7名とする。</p> <p>【事前・事中・事後指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの実習での学びを整理し、自己の課題を明確にしておく。 ・事前学習を行い、実習に望む。 ・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習の総括で、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。

10. 実習計画

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション、受け持ち患者決定、患者の情報収集	学内
	火	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価①	施設
	水	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価②	施設
	木	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価③	施設
	金	カンファレンス、翌週の看護計画・課題の確認	施設
第2週	月	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価④	病院
	火	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価⑤	病院
	水	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価⑥	病院
	木	看護計画に基づく援助の実施、計画の修正と評価⑦、カンファレンス	病院
	金	実習の総括	学内

実習計画の概要

1. 科目名	公衆衛生看護学実習A
2. 単位数	2単位
3. 必修・選択区分	自由
4. 履修学年	4年前期
5. 授業形態	実習
6. 参考書	適宜資料を配布する。
7. 成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)
8. 概要	<p>地域包括支援センターの機能と役割、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職員が高齢者の相談や介護予防のケアマネジメントを実施していることなどについて理解する。また、地域社会で生活する個人・家族の健康と生活支援の実際を学修する。地域包括支援センターの各専門職が相互に連携をし、総合的な相談、介護予防のための助言・指導、高齢者の権利擁護、介護支援専門員(ケアマネジャー)への助言・指導、要支援認定の方のケアプラン作成(介護予防ケアマネジメント)などの実際について学修する。</p> <p>【到達目標】 ①地域包括支援センターの役割と機能、介護予防の意義を説明できる。 ②地域包括支援センターの看護職の役割、活動の特性を説明できる。 ③地域で生活する個人・家族の健康と生活に関する支援の実際を説明できる。</p>
9. 授業展開及び授業内容	<p>【集中2週間】 【実習施設】平地域包括支援センター、小名浜地域包括支援センター、勿来・田地域包括支援センター、常磐・遠野地域包括支援センター、内郷・好間・三和地域包括支援センター、四倉・久ノ浜地域包括支援センター、小川・川前地域包括支援センター 【実習担当者】黒田真理子、鈴木直子、鈴木裕子 【学生の配置】 ・1グループ 6～7名とする。</p> <p>【事前・事中・事後指導】 ・実習事前指導として、学内では、実習の目的・目標、グループ編成、実習における留意事項に関するガイダンスを行う。 ・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習の総括で、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。</p>

10. 実習計画

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション	施設
	火	地域包括支援センターの業務の見学①、訪問計画作成	施設
	水	地域包括支援センターの業務の見学②、同行訪問	施設
	木	地域包括支援センターの業務の見学③、同行訪問、カンファレンス	施設
	金	学習内容の共有 翌週の計画・課題の確認	学内
第2週	月	地域包括支援センターの業務の見学④、訪問計画作成	施設
	火	地域包括支援センターの業務の見学⑤、同行訪問	施設
	水	地域包括支援センターの業務の見学⑥、同行訪問	施設
	木	地域包括支援センターの業務の見学⑦、カンファレンス	施設
	金	実習の総括	学内

実習計画の概要

1.科目名	公衆衛生看護学実習B
2.単位数	3単位
3.必修・選択区分	自由
4.履修学年	4年前期
5.授業形態	実習
6.参考書	適宜資料を配布する。
7.成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①知識・思考力:合計30点(提出物30点) ②看護実践能力:合計40点(提出物40点) ③協働・協調性:合計10点(実習態度10点) ④自律性:合計20点(実習態度10点、提出物10点)
8.概要	健康課題を生活者の視点でとらえ、地域社会で生活している個人・家族・集団・地域を対象とした看護活動の展開方法を学ぶ。地域の人々の健康を維持・増進する保健所の機能と役割について理解し、保健師活動の実際を、健康診査・保健事業・健康教育・家庭訪問・グループ支援活動・地域診断などをおして学修する。また、自治体における地域特性や住民ニーズに対応した保健師活動の展開、行政における保健師の役割や機能について学修する。 【到達目標】 ①地域保健医療福祉体系における保健所、市町村の役割・機能およびその組織体系を説明できる。 ②地域診断に必要な情報を収集し、地域の状況を説明できる。 ③地域で生活する人々の健康ニーズに対して実施されている保健事業における目的・方法・法的根拠を説明できる。 ④地域で生活する人々に対して実施される家庭訪問、健康教育、保健指導などの目的・方法を説明できる。 ⑤公衆衛生看護の対象・場の特徴、保健師活動について、実践をおして説明できる。
9.授業展開及び授業内容	【集中3週間】 【実習施設】 いわき市保健所、檜葉町役場(見学実習)、県中保健福祉事務所(保健所)(実習期間外での見学実習) 【実習担当者】 黒田真理子、鈴木直子、鈴木裕子、助手C、助手D 【学生の配置】 ・1グループ 6~7名とする。 【事前・事中・事後指導】 ・実習事前指導として、学内では、実習の目的・目標、グループ編成、実習における留意事項に関するガイダンスを行う。 ・看護過程展開中および展開後のカンファレンスにおいて学びを共有する。 ・実習の総括で、学習成果発表会(プレゼンテーション)を行い学びを共有する。

10. 実習計画

週	曜日	実習内容	場所
第1週	月	オリエンテーション	施設
	火	保健所等の事業・業務の参加・見学①	施設
	水	健康教育企画、家庭訪問準備、地区踏査準備	施設
	木	保健所等の事業・業務の参加・見学②、地区踏査	施設
	金	保健所等の事業・業務の参加・見学③、家庭訪問	施設
第2週	月	保健所等の事業・業務の参加・見学④、地区踏査	施設
	火	保健所等の事業・業務の参加・見学⑤	施設
	水	保健所等の事業・業務の参加・見学⑥、カンファレンス	施設
	木	保健所等の事業・業務の参加・見学⑦、健康教育実施	施設
	金	保健所等の事業・業務の参加・見学⑧、檜葉町役場での実習	施設
第3週	月	保健所等の事業・業務の参加・見学⑨、地区踏査	施設
	火	保健所等の事業・業務の参加・見学⑩、家庭訪問	施設
	水	保健所等の事業・業務の参加・見学⑪	施設
	木	保健所等の事業・業務の参加・見学⑫、カンファレンス	施設
	金	実習の総括	学内

臨地実習指導上の役割分担と連携

時期	共通項目	本学の専任教員	施設の 実習指導者
実習前	実習目的・目標・実習スケジュールの提示	◎	○
	実習指導者と学生への連絡・調整	◎	○
	教員・実習施設関係部署への連絡調整	○	◎
	受け持ち患者の選定、患者紹介（同意書他）	○	◎
実習中	実習施設オリエンテーション	△	◎
	学生の看護計画の指導・承認	○	◎
	学生と患者の関係調整	○	◎
	直接的ケアの指導	○	◎
	実習記録指導	◎	○
	実習カンファレンスの運営・参加	◎	○
	目標達成状況の把握と指導	◎	○
実習後	実習評価・課題確認	◎	○

※ ◎：主たる分担 ○：副たる分担（両者） △：補助的

※実習担当教員は学生に関することに責任を持ち、実習指導者は学生が担当する対象者とその家族に責任を持つことを基本とする。実習担当教員は、個々の学生の状況に合わせた指導を行い、実習記録を用いて実践と思考の統合を図り、対象者に合わせた看護過程を展開し、教育目標が達成できるように指導し、評価を行う。実習指導者は、学生が教育目標を達成できるように、学生が担当する対象者を選定し、実習が進行しやすい環境を調整し、学生が実施する対象者への看護行為について、指導と助言を行う。

臨地実習中の事故発生時の対応

I 事故の定義

実習で発生する事故とは以下のものをいう。

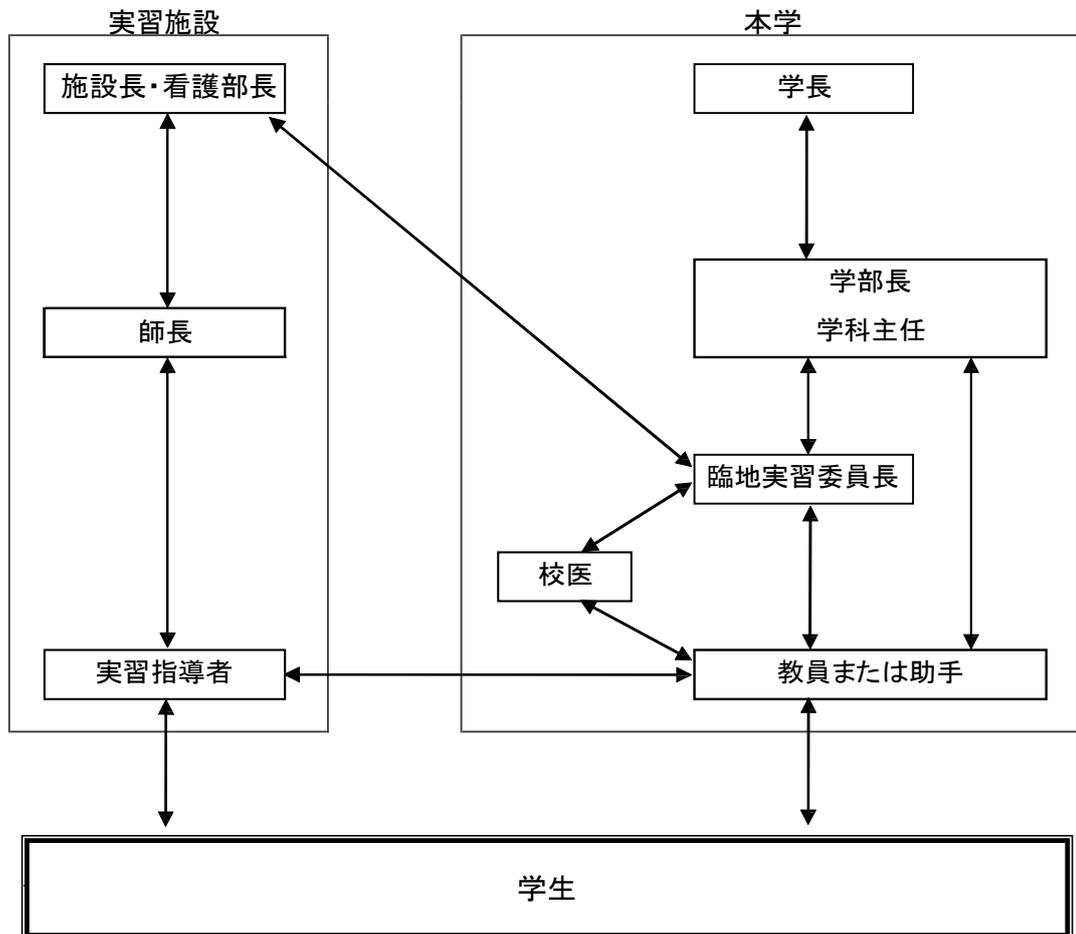
1. 学生が患者やその家族に対し、「してはならないことをした」または「すべきことをしなかった」場合
2. 学生が患者やその家族の所有物の紛失や破損に関係した場合
3. 学生が実習施設の設備、備品等の紛失や破損に関係した場合
4. 実習場への往復において、学生に自損もしくは他損事故が生じた場合
5. 学生が感染症に罹患した場合、もしくは実習施設において感染症が発生し、学生に罹患の疑いがある場合
(例：感染予防対策を施行しないで排菌のある結核患者と接した場合、感染症児と接し、下痢、嘔吐、発熱、眼脂、眼のかゆみ、充血などの症状が出現した時等)
6. 学生が針刺し事故および血液汚染による感染の恐れを発生した場合
7. その他、教員が報告の必要性を認めた場合
8. ヒヤリハットとは、状況によっては事故になりえたが、幸運にも事故にならずにすんだ出来事、“前事故的事象”のことである。

II 事故発生時の対応

1. 学生は、直ちに実習指導者および教員もしくは助手に連絡し、指示をうける。
2. 学生は、実習指導者および教員もしくは助手と共に患者の状況を把握し安全確保のために処置を行う。
3. 学生は、患者の状況が落ち着いた時点で実習指導者および教員もしくは助手、看護師長、主治医と共に事故の発生状況と処置、今後の対策について話し合う。
4. 学生は、患者・家族に誠実に対応する。
5. 学生が、病棟器具・看護器具および患者の私物の破損や紛失をした場合、実習指導者および教員もしくは助手に連絡し、指示を受ける。
6. 学生は、詳細について「事故報告書・ヒヤリハット報告書」に記載し提出する。
7. 実習施設への往復時、交通事故およびそのほかの事故に遭遇した時は、教員もしくは助手に連絡する。
8. 災害発生時は、原則として実習施設の指示に従う。
9. 感染症に罹患した恐れがある場合は、以下のことを行う。
 - ①直ちに教員もしくは実習指導者に報告する。
 - ②確実な連絡先と方法を教員に伝える。

- ③医師の診察および処置を受ける場合は、その指示に従う。
 - ④受診した場合、その結果は速やかに事故発生時に担当した教員に報告する。
 - ⑤他に感染させる危険性を考慮して自宅待機の指示が出た場合は、その指示に従う。
 - ⑥自宅待機の指示が出たことを保護者に伝えておく。場合によっては、大学から保護者に連絡する。
10. 針刺し事故及び血液汚染による感染の恐れがある場合
- ①誤って針を刺した場合や血液に汚染された場合は、直ちに血液を絞り出し、流水でよく洗い流して、教員もしくは実習指導者に報告する。
 - ②必要時 上記 9. ②～⑥に準ずる。
11. その他、何らかの事故に遭遇した場合は教員もしくは助手に連絡する。
12. 実習にあたり、学研災付帯賠償責任保険（医学生教育研究賠償責任保険）に加入する。

事故発生時の対応体制



- ・ 学生は、事故発生後、直ちに実習指導者および教員もしくは助手に連絡すること。
- ・ 教員または助手は、実習指導者と連絡を取り合い、必要な指示を出すこと。
- ・ 教員または助手は、臨地実習委員長に報告すること。
※臨地実習委員長不在の場合は、学部長および学科主任に報告すること。
- ・ 臨地実習委員長は、学部長および学科主任、および施設長・看護部長に報告すること。
- ・ 教員または助手および臨地実習委員長は、必要に応じて校医に相談すること。
- ・ 事故内容については、速やかに臨地実習委員会で検討すること。
- ・ 学部長は、学長に報告すること。

臨地実習事故・ヒヤリハット報告書

いわき明星大学 学長 殿

報告年月日 平成 年 月 日

学籍番号： _____

学生氏名： _____

実習担当教員： _____

実習科目名： _____

実習場所： _____

1. 過失の内容 ヒヤリハット ()	該当する事故に○をつける。 ①患者の安全・安楽に関わる内容 () ②患者の物品等の破損・紛失に関わる内容 () ③個人情報に関する内容 () ④学生自身の安全に関わる事故 () ④その他 () ()
2. 発生日時	平成 年 月 日 () 時 分
3. 発生場所・誰に対して	
4. 事故の発生状況および患者への対応	
5. 発生理由 - なぜ起こった(起こりそうになった)のか	
6. 防止するための今後の課題	
7. 教員の対応※	

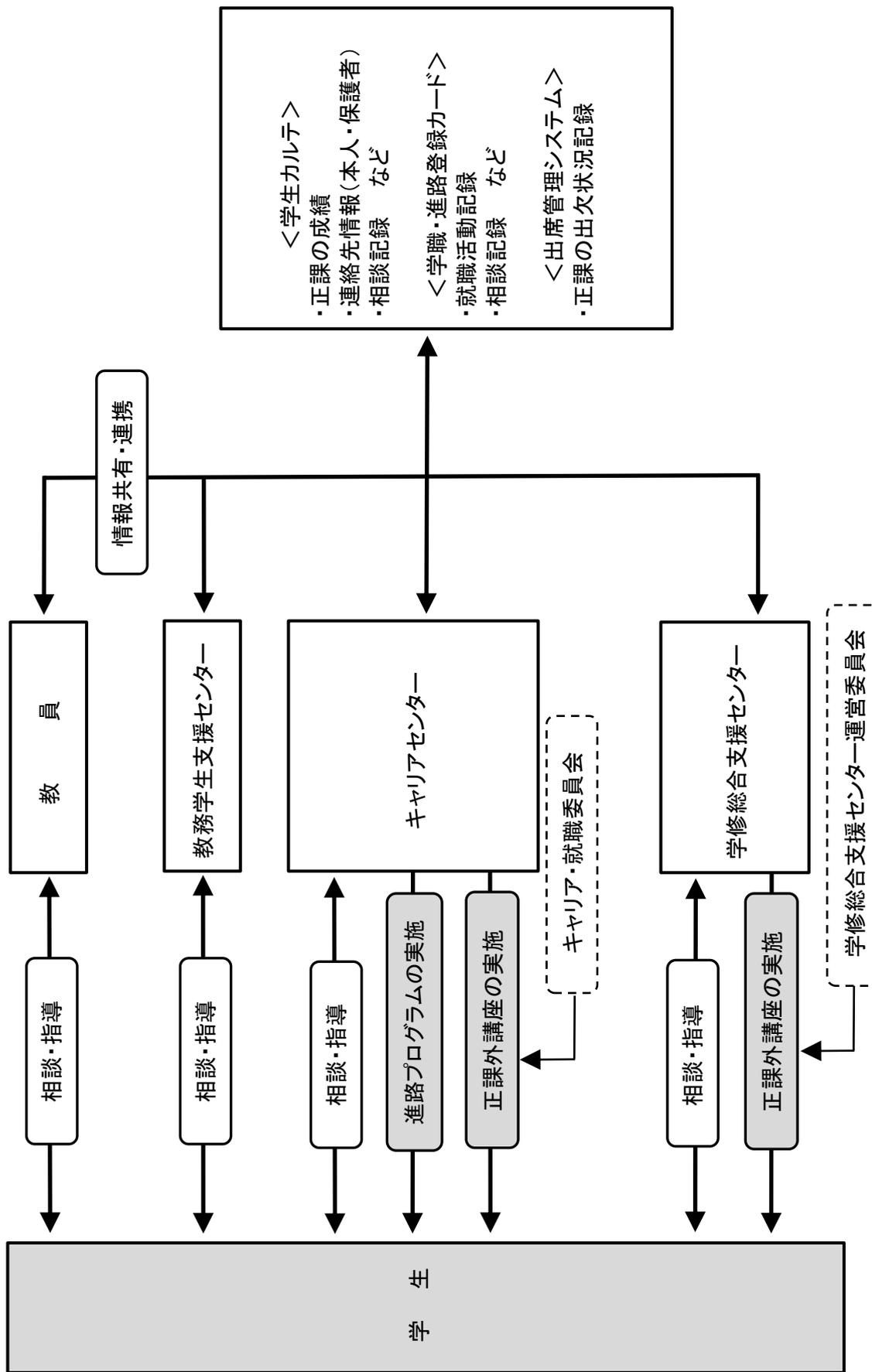
※7については、実習担当教員が記入する。

	事務受付

看護学部内委員会一覧

委員会名	目 的
運営委員会	・学部における教育、研究が円滑に行われるために、学部長を補佐し、看護学部の効果的な運営に携わる。
カリキュラム委員会	・カリキュラムの立案と実施が、円滑かつ適正に行われるための各種業務に携わる。
入試広報委員会	・全学の入試広報担当部門と協同して学部の入学試験、募集活動及び広報活動を円滑に、かつ効果的に実施するための各種業務に携わる。
就職委員会	・全学の就職担当部署と協同して、学生が卒業後希望する職種や事業体に就職（就業）できるために、関連する諸問題を審議するとともに、学生に対して就職（就業）に関わる広範な指導と支援に携わる。
FD 委員会	・教員の教育力を向上するために必要な、種々の業務に携わる。
生涯学習委員会	・いわき市ならびに周辺地域の社会人に、学習の機会の提供をし、地域に貢献する。
設備・共有機器委員会	・研究推進委員会活動のうち、教育活動に必要な設備・共有機器に関して、円滑かつ適正に整備されるための各種業務に携わる。
自己点検評価委員会	・学部における教育、研究、運営等が適正かつ効果的に実施されているか否かを自ら点検して、学部の質的向上がはかられるために必要な、種々の業務に携わる。
教員人事在り方検討委員会	・学部において教員が適切かつ効果的に各教育・研究分野に配置され、また教員の昇任が円滑に行われるために、配置や昇任にかかわる在り方を適宜検討し、教授会に献策する。
臨地実習委員会	・学部における臨地実習を円滑に実施するために、臨地実習計画の立案と実習の運営、実習施設との連携の他、実習の進行に伴い生じる課題への対処、リスク回避策を検討する。
保健師養成課程運営委員会	・保健師養成課程の履修者の選抜、保健師養成課程を円滑に行うための各種業務に対して検討する。

社会的・職業的自立に関する体制図



進路支援に関連する正課外講座一覧

No.	講座名
1	簿記検定講座
2	MOS試験講座
3	公務員試験対策講座
4	教職スキルアップ講座
5	SPI試験対策講座
6	面接対策講座
7	業界・企業研究講座
8	合同企業説明会の歩き方講座
9	小論文対策講座
10	履歴書・エントリーシートの書き方講座
11	メイクアップ講座
12	服装・身だしなみ講座
13	就職活動マナー講座
14	公文式学習
15	英会話「IMU English Chat Room」